国際租税制度に関する調査研究報告書

平成 21 年 3 月

財団法人　国際経済交流財団
委託先　財団法人　企業活力研究所

この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。
http://ringring-keirin.jp/

当該事業結果の要約

第１章　わが国企業の海外事業活動

経済産業省が毎年実施している海外事業活動基本調査を見ると、わが国企業の海外事業活動の状況は以下の通りである。

１．海外事業活動基本調査から見た状況

（１）海外現地法人数

海外現地法人数は、2002 年度以降増加しており、2006 年度では 16 千社を超え、アジアで 6 割弱、北米で 2 割弱、ヨーロッパで 1 割強を占める。

（２）海外現地法人の売上高

海外現地法人の売上高は、2000 年度以降増加しており、2006 年度では 214 兆円を超え、アジアで 4 割弱、北米で 3 割強、ヨーロッパで 2 割強を占める。

（３）海外現地法人の内部留保額

わが国企業は、海外利益の多くを資金還流せずに海外に留保する傾向が見られ、近年海外での内部留保額は急増している。海外現地法人での当期内部留保額を見ると、2001 年度は 14 百億円だったのに対し、2004 年度には 2 兆 28 百億円（2001 年度の 16 倍）、2006 年度には 3 兆 24 百億円（同 23 倍）となっている。

第２章　国際租税制度の概要

１．移転価格税制

多国籍企業が国外関連者との取引価格（移転価格）を通常の価格と異なる金額に設定すれば、一方の利益を他方に移転することが可能となる。移転価格税制は、このような海外の関連企業との間の取引を通じた所得の海外移転を防止するため、通常の取引価格（独立企業間価格）を用いて所得を計算し、課税する制度である。

近年の移転価格税制に基づく更正処分の急増に対し、産業界などから移転価格税制改善の要望が急速に高まり、平成 19，20 年度に税猶予制度の創設等の改善がなされた。

２．外国税額控除制度

居住者･内国法人は全世界所得に課税されるため、国外源泉所得に対して源泉地国で課税される部分は、二重課税が発生することになる。外国税額控除制度は、国際的な二重課税を排除するため、外国で納付した外国税額をわが国で納付する税額から控除することを認める制度である。

二重課税の排除方式の選択について、日本と同じく外国税額控除制度を採っている米

国や英国において、国際的な資金循環の現状等を背景に、国外所得免除法制度や海外子会社配当免除制度などの導入が検討されている。わが国においても、日本企業が税制に左右されずに、海外子会社の利益を必要な時期に必要な金額だけ国内に戻すことが可能となるような制度改革（海外子会社配当益金不算入制度の創設）が議論されている。

３．外国子会社合算税制（タックス･ヘイブン対策税制）

タックス･ヘイブンにおいては、全くまたはほとんど課税がされないことから、これを利用した租税回避が行われる可能性が出てくる。外国子会社合算税制は、このような海外子会社を利用した租税回避行為に対処するため、税負担の著しく低い海外子会社に留保された所得を、その持分に応じて、わが国親会社の所得に合算して課税することにより課税の繰延を防止する制度である。

４．過少資本税制

わが国企業が海外の関連企業から資金を調達する際に、出資を受けることに代えて貸付を受けることを多くすれば、わが国での税負担を軽減することができる。過少資本税制は、海外の関連企業から過大な貸付を受け入れることによるわが国企業の租税回避を防止するため、出資と貸付の比が原則 3 倍を超える部分の支払利子につき損金算入を認めないこととする制度である。

第３章　国際租税制度に関する企業の意見

１．アンケート調査及び回答企業の概要

海外展開を行っている企業 1,099 社に対してアンケート調査を実施し、161 社から回答を得た。回答企業は製造業が 7 割弱で最も多く、このうち、機械系が 4 割弱、非機械系が 3 割強となっている。

２．海外での事業の展開状況について

海外現地法人を設立している企業のうち、売上高の高い順に現地法人の所在地（地域）とそこでの機能を見ると、売上高 1 位では、北アメリカが 5 割弱で最も多く、次いでアジアが 4 割弱となっている。また、そこでの機能は「商品販売」（7 割弱）、「生産機能」（5 割強）が中心となっている。

３．平成 19 年度、20 年度税制改正後の移転価格税制について

移転価格税制の適用による更正処分によって生じるキャッシュフローの悪化について改善を求める多くの声に対し、相互協議中の納税猶予制度が平成 19 年度、20 年度税制で措置され、9 割強の企業がこれを評価している。

一方、今後の運用に関しては、3 割弱の企業が「移転価格の算定方法等のすり合わせに時間を要する」点を問題と感じている。

４．外国税額控除制度、特に海外子会社配当について

海外子会社配当の益金不算入制度導入の骨子に対する評価を尋ねたところ、対象所得と租税回避行為防止措置については「わからない／どちらともいえない」という回答が多いが、その他の項目については改正案の内容を支持する回答が多い。

外国子会社配当益金不算入制度が導入された場合、国内への資金還流の可能性を尋ねたところ、3 割強が「親会社への配当を増加させる可能性が強い」、3 割弱が「親会社への配当を増加させる考えはない」（配当政策は税制と中立的）と回答している。

「親会社への配当を増加させる考えはない」と理由としては、「海外事業展開のため、現地子会社での内部留保が必要なため」が最も多い。

「親会社への配当を増加させる可能性が強い」と回答した企業には、その使途を尋ねたところ、「設備投資」、「研究開発投資」、「配当」が上位に挙げられている。

最後に、本制度導入による海外子会社の役割変化の可能性について尋ねたところ、ほとんどの企業が「わからない」と回答している。

５．外国子会社合算税制（タックス･ヘイブン対策税制）について

タックス･ヘイブン対策税制をめぐる問題について尋ねたところ、最も多かったのは「軽課税国の判定基準（現行：実効税率 25%以下）を引き下げるべきである」で、5 割弱の企業が指摘している。

６．過少資本税制について

過少資本税制について、企業の事業活動上、問題と感じる点があるかを尋ねたところ、7 割強の企業が「特に問題は感じていない」と回答している。

第４章　国際租税制度に関する提言

１．わが国経済の活性化を支える国際租税制度の整備

（１）移転価格税制

実態を踏まえた制度運用とそれを明確化するための事務運営要領の整備を図る必要があり、更には、二重課税が発生した場合の二国間の相互協議について、一層の迅速な処理が必要である。

（２）外国税額控除制度、外国子会社配当益金不算入制度

外国子会社配当益金不算入制度導入が望まれるが、対象となる受取所得の範囲に支店利益を含めること等については、今後課税の公平性の観点等から議論が必要である。

（３）外国子会社合算税制

諸外国の法人実効税率の動向を踏まえ、判定基準となる税率（現行：実効税率 25%以下）の見直し（引き下げ）について検討が必要である。

目　　次

第１章　わが国企業の海外事業活動 1
　１．海外事業活動基本調査から見た海外現地法人の状況 1
第２章　国際租税制度の概要 9
　１．移転価格税制 9
　２．外国税額控除制度 12
　３．外国子会社合算税制（タックス･ヘイブン対策税制） 20
　４．過少資本税制 22
第３章　国際租税制度に関する企業の意見 23
　１．アンケート調査及び回答企業の概要 23
　２．海外での事業の展開状況について 26
　３．平成 19 年度、20 年度税制改正後の移転価格税制について 38
　４．外国税額控除制度、特に海外子会社配当について 47
　５．外国子会社合算税制（タックス･ヘイブン対策税制）について 65
　６．過少資本税制について 68
　７．国際租税制度に関するアンケート調査の総括 70
第４章　国際租税制度に関する提言 75
　１．わが国経済の活性化を支える国際租税制度の整備 75
〈資料１〉アンケート調査票 77
〈資料２〉アンケート集計表（資本金規模別、業種別） 87

第１章　わが国企業の海外事業活動

１．海外事業活動基本調査から見た海外現地法人の状況

わが国企業の海外事業活動の実態把握を目的として、経済産業省が海外事業活動基本調査を毎年実施しているが、ここでは本調査の集計結果データ[1]から海外現地法人に係る状況を確認する。

（１）海外現地法人数の推移

海外現地法人数は、2002 年度以降増加しており、2006 年度では 16 千社を超える。

図 1-1-1　海外現地法人数の推移

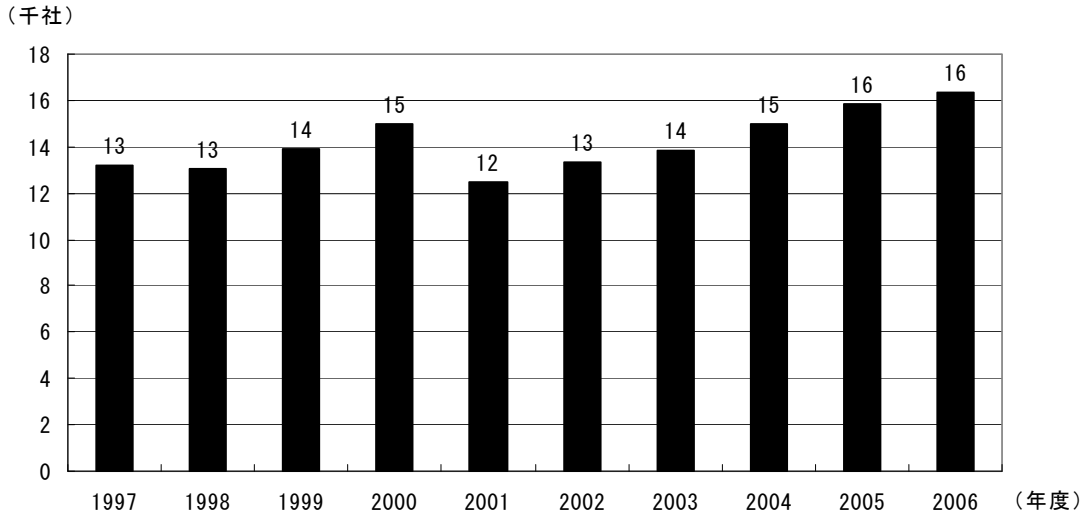

地域別に見ると、海外現地法人数はアジア、北米、ヨーロッパで約 9 割を占めるが、これら地域間での割合の推移を比較すると、アジアで増加（1997 年度から 2006 年度で＋11.8%）している一方、北米やヨーロッパでは減少（同、それぞれ△6.4%、△3.3%）している。

[1] 経済産業省「第 37 回海外事業活動基本調査結果概要確報 -平成 18（2006）年度実績-」の現地法人に関する集計表、現地法人の時系列データ

図 1-1-2　海外現地法人数（地域別割合）の推移

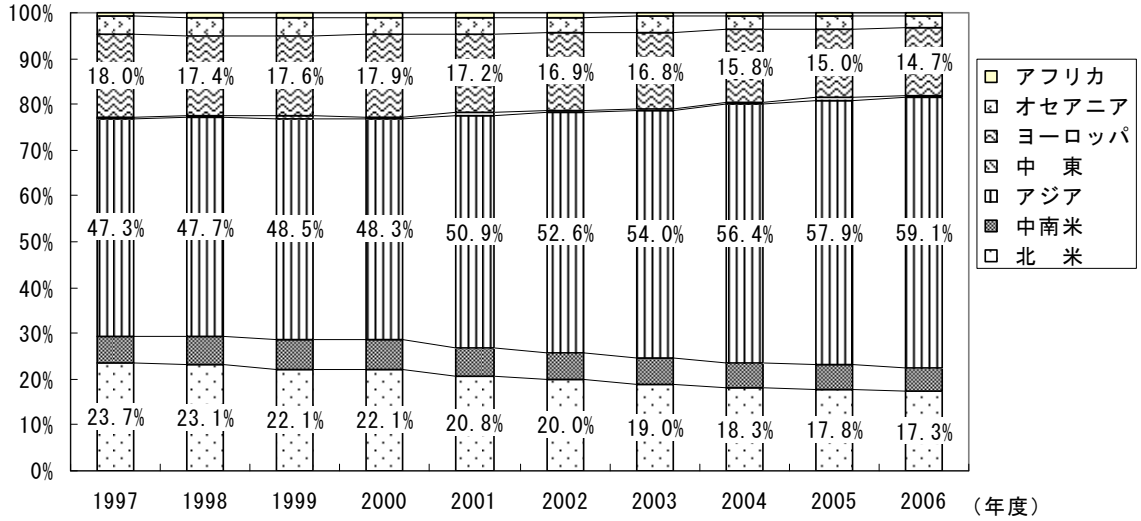

また、業種別割合の推移を見ると、変化はあまり見られず、製造業（機械）[2]が約 27%、製造業（機械以外）[3]が約 24%、非製造業[4]が約 49%で推移している。

図 1-1-3　海外現地法人数（業種別割合）の推移

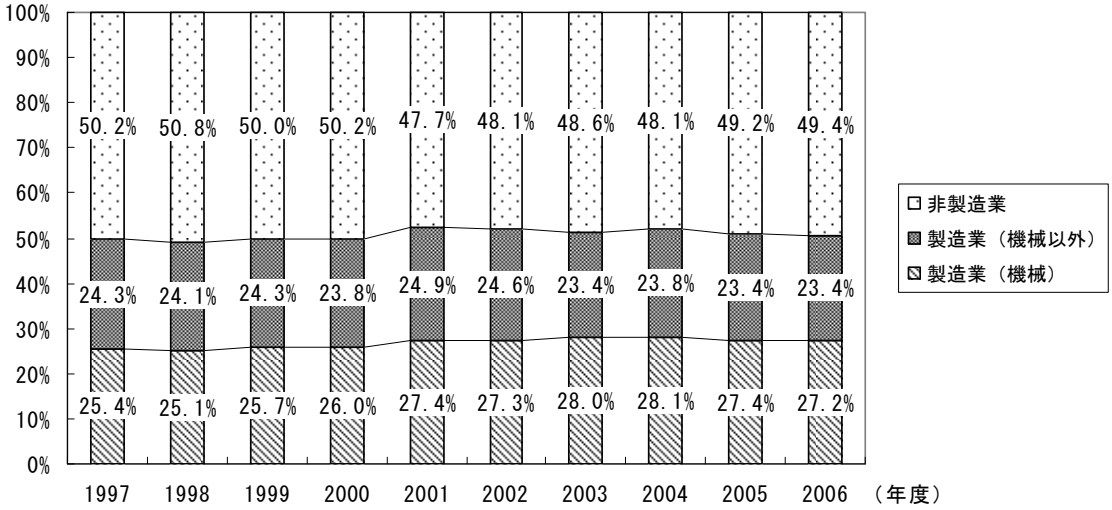

[2] 製造業のうち、一般機械、電気機械、情報通信機械、輸送機械、精密機械を集計。
[3] 製造業のうち、上記以外のもの（食料品、繊維、木材紙パ、化学、石油石炭、鉄鋼、非鉄金属、その他製造業）を集計。
[4] 農林漁業、鉱業、建設業、情報通信業、運輸業、商業、卸売業、小売業、サービス業、その他非製造業。

（２）海外現地法人売上高の推移

海外現地法人の売上高は、2000 年度以降増加しており、2006 年度では 214 兆円を超える。

図 1-1-4　海外現地法人売上高の推移

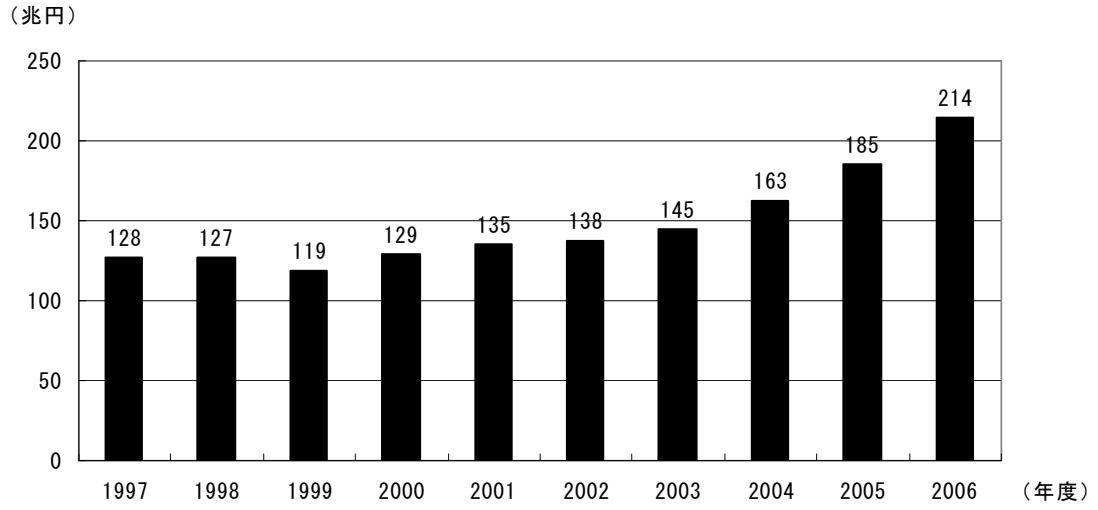

地域別に見ると、海外現地法人の売上高はアジア、北米、ヨーロッパで 9 割強を占めるが、2001 年度以降のこれら地域間での割合の推移を比較すると、アジアで増加（＋8.8%）している一方、北米で減少（△9.5%）している。ヨーロッパは約 2 割で推移しており、大きな変化は見られない。

図 1-1-5　海外現地法人売上高（地域別割合）の推移

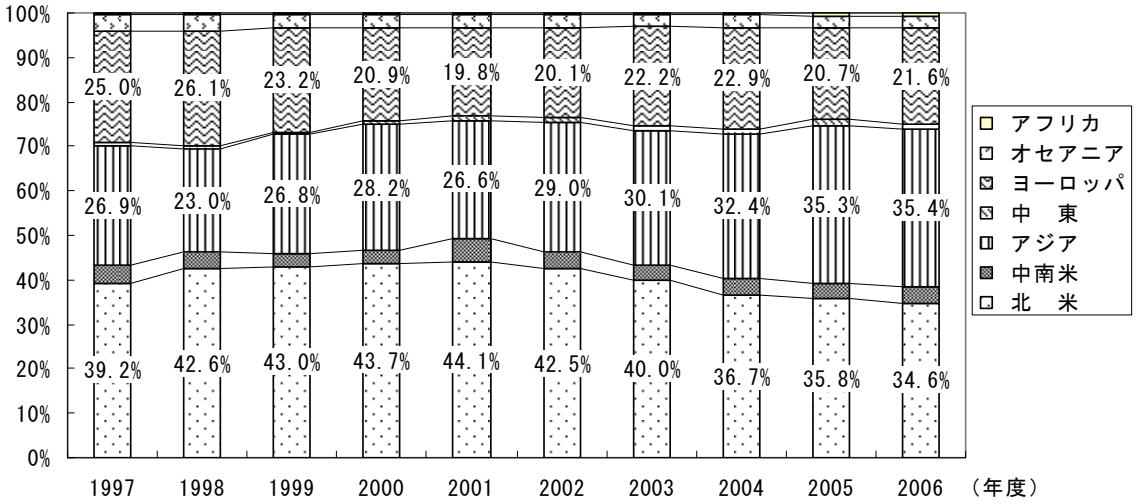

また、業種別割合の推移を見ると、2001 年度以降は大きな変化は見られず、製造業（機械）が約 36%、製造業（機械以外）が約 11%、非製造業が約 53%で推移している。

図 1-1-6　海外現地法人売上高（業種別割合）の推移

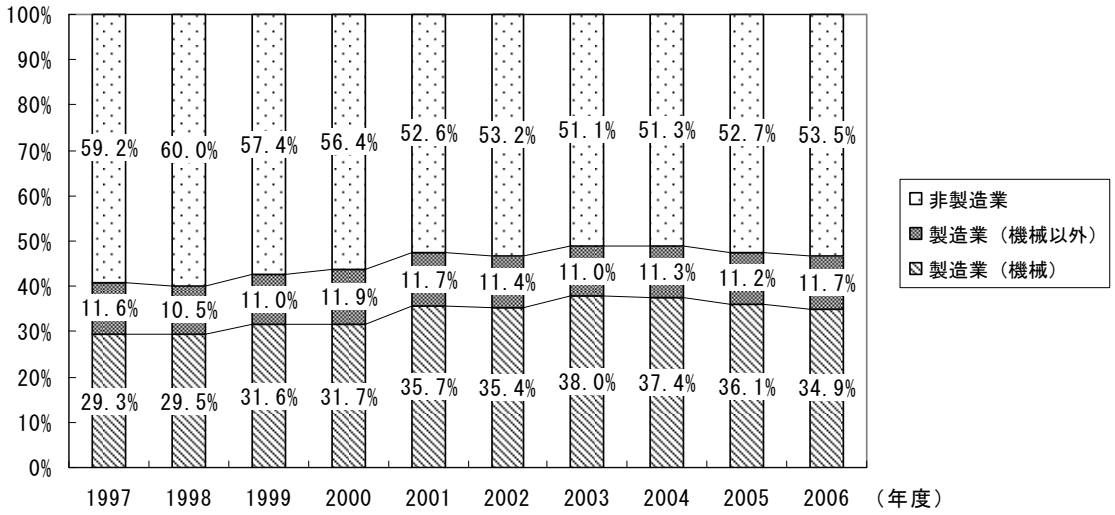

（３）海外現地法人経常利益の推移

海外現地法人の経常利益は、2002 年度以降増加しており、2006 年度では 9.6 兆円を超える。

図 1-1-7　海外現地法人経常利益の推移

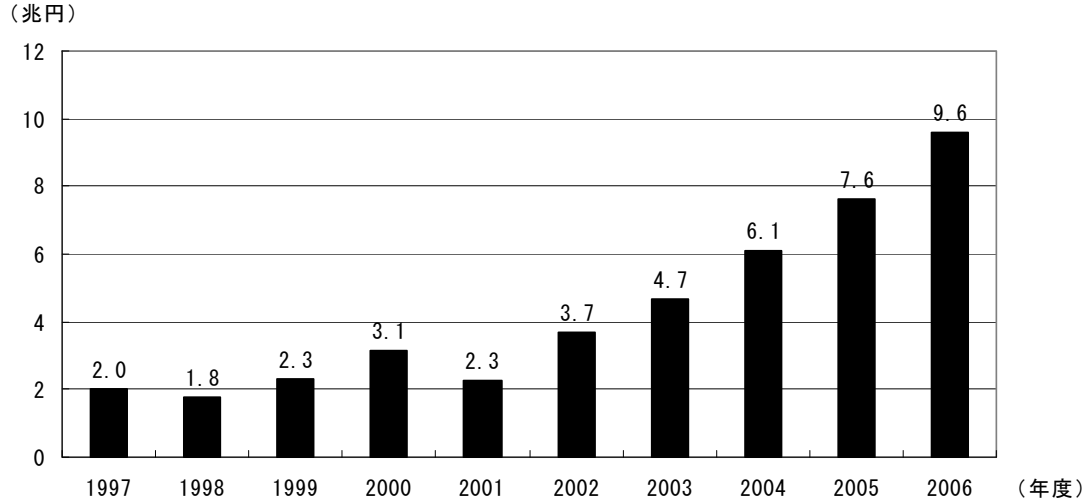

地域別に見ると、海外現地法人の経常利益は、アジア、北米での割合が高く、次いでヨーロッパとなっているが、2005 年度以降は中南米がヨーロッパを上回って推移して

いる。

図 1-1-8　海外現地法人経常利益（地域別割合）の推移

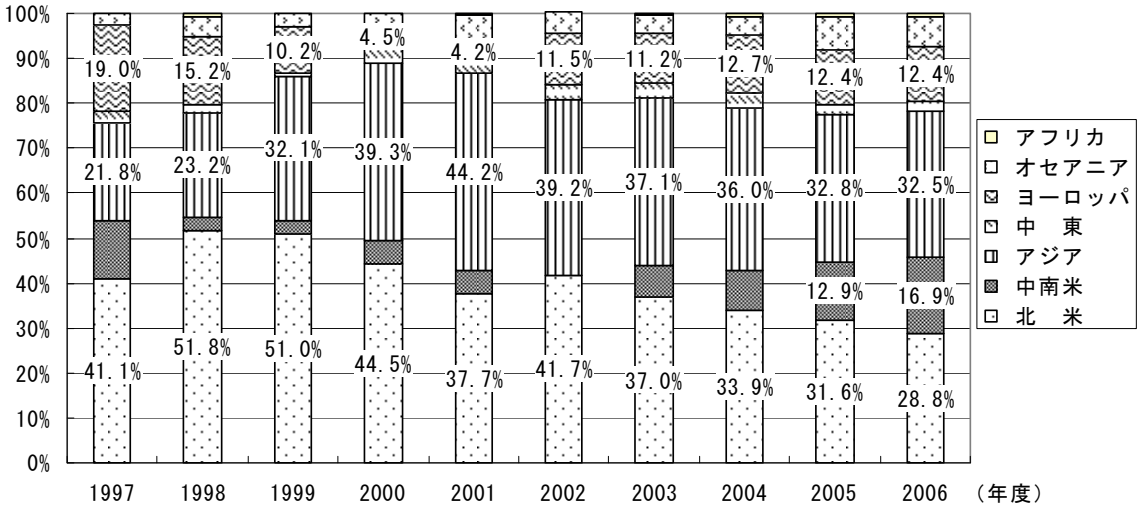

また、業種別割合の推移を見ると、至近 5 ヵ年（2002 年度以降）では製造業が減少傾向、非製造業が増加傾向で推移している。（増減幅は 15%）

図 1-1-9　海外現地法人経常利益（業種別割合）の推移

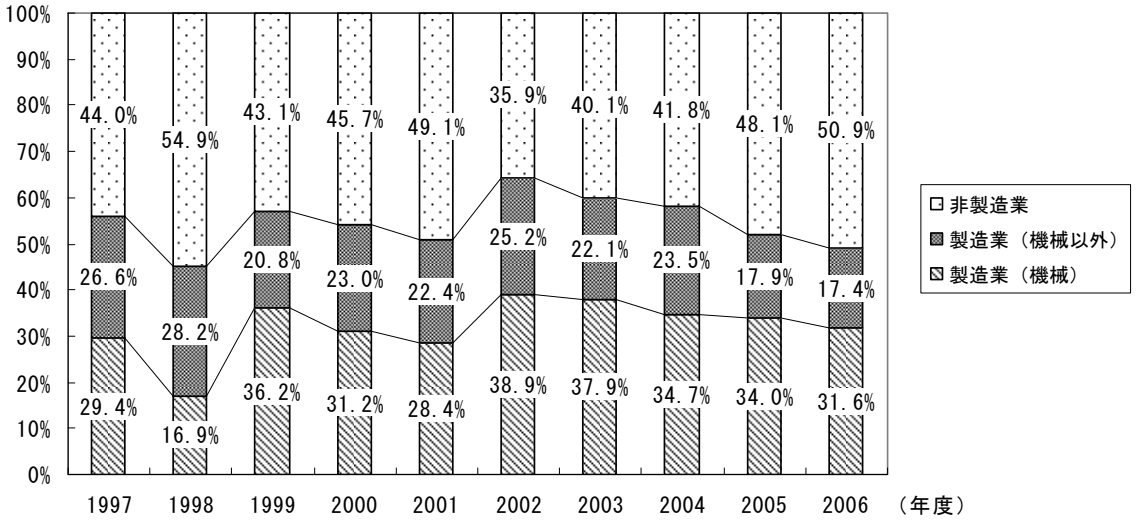

（４）海外現地法人の内部留保額の推移（当期内部留保額、内部留保残高）

わが国企業は、海外利益の多くを資金還流せずに海外に留保する傾向が見られ、近年海外での内部留保額は急増している。海外現地法人での当期内部留保額を見ると、2001 年度は 14 百億円だったのに対し、2004 年度には 2 兆 28 百億円（2001 年度の 16 倍）、

2006 年度には 3 兆 24 百億円（同 23 倍）となっている。

その結果、2006 年度の海外現地法人の内部留保残高は 17 兆 22 百億円にも上る。

他方、海外現地法人からの受取配当金の伸びは微増にとどまっている。

図 1-1-10　海外現地法人の内部留保額および配当金[5]の推移

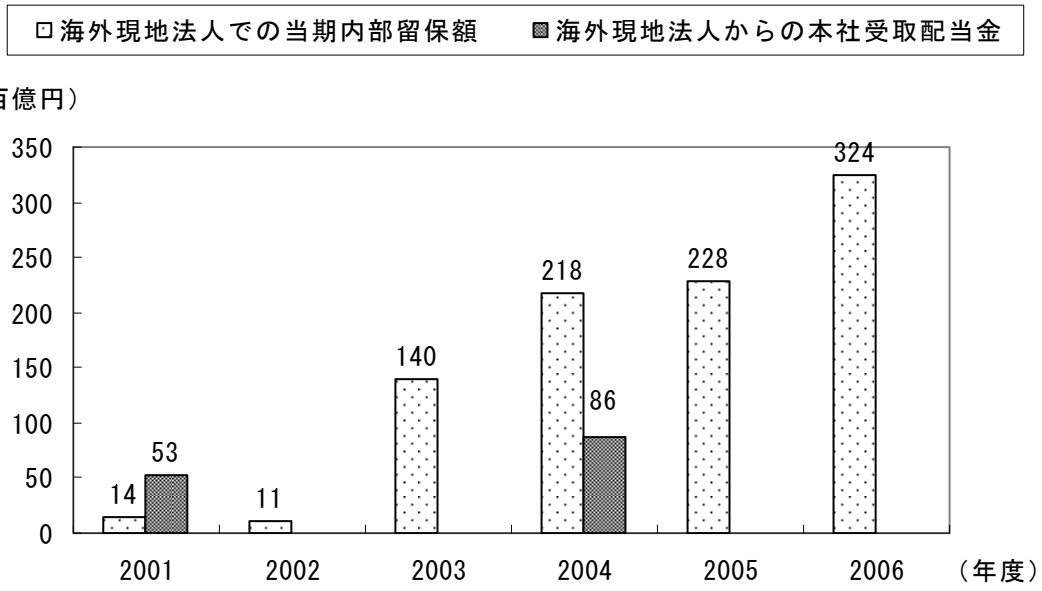

図 1-1-11　海外現地法人の内部留保残高の推移

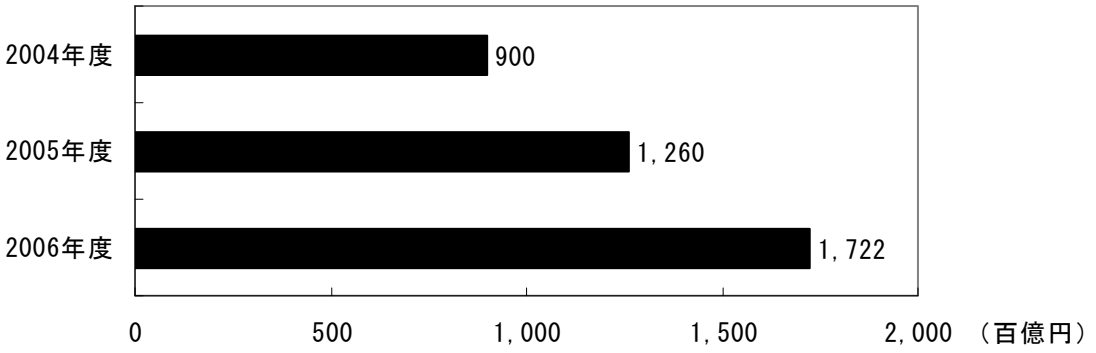

地域別に 2005 年度、2006 年度の海外現地法人の内部留保額を比較すると、いずれの地域でも 2006 年度の当期内部留保額は 2005 年度より増加している。

この結果、いずれの地域でも 2006 年度の内部留保残高は 2005 年度より増加しており、特にアジアでの増分（＋1 兆 87 百億円）が最も大きい。

[5] 現地法人からの本社受取配当金のデータが存在するのは、2001 年度、2004 年度のみ。

図 1-1-12　海外現地法人の当期内部留保額（地域別）

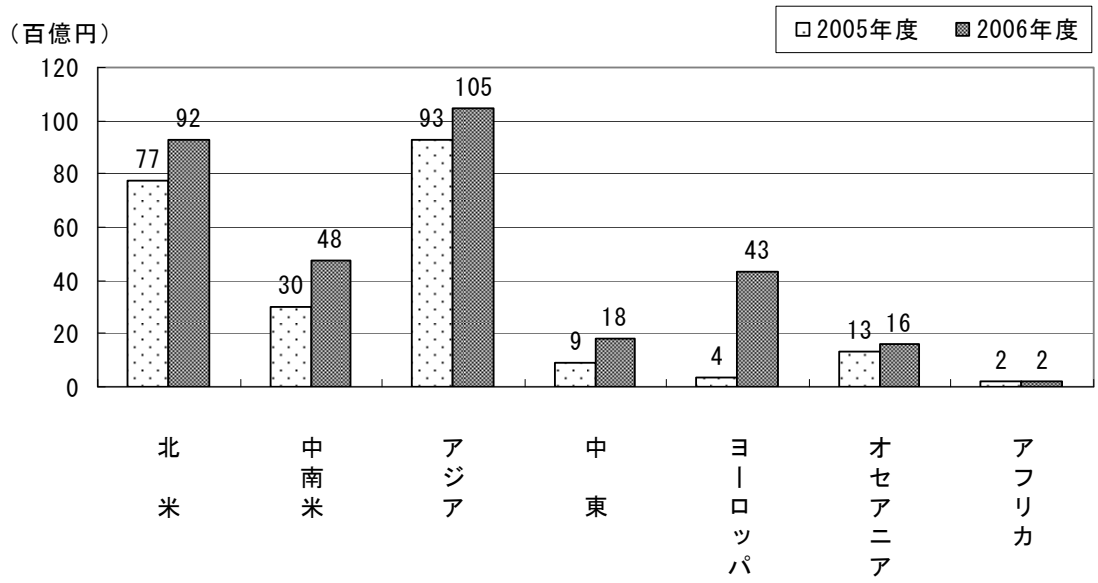

図 1-1-13　海外現地法人の内部留保残高（地域別）

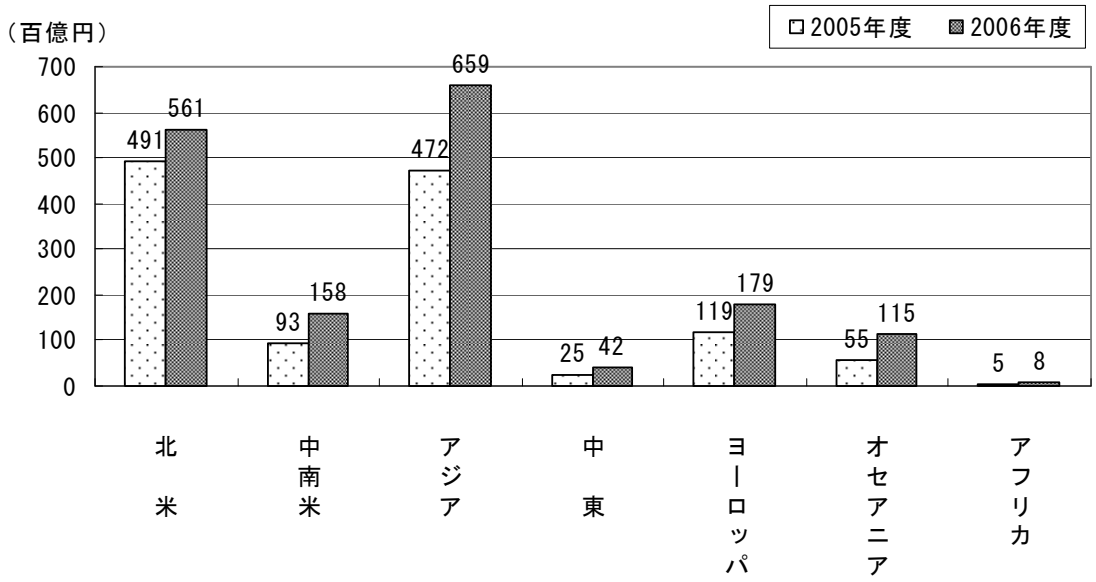

また、業種別に見ると、当期内部留保額はいずれの業種でも増加している。この結果、内部留保残高も同様に増加しており、特に非製造業での増分（＋2 兆 15 百億円）が最も大きい。

図 1-1-14　海外現地法人の当期内部留保額（業種別）

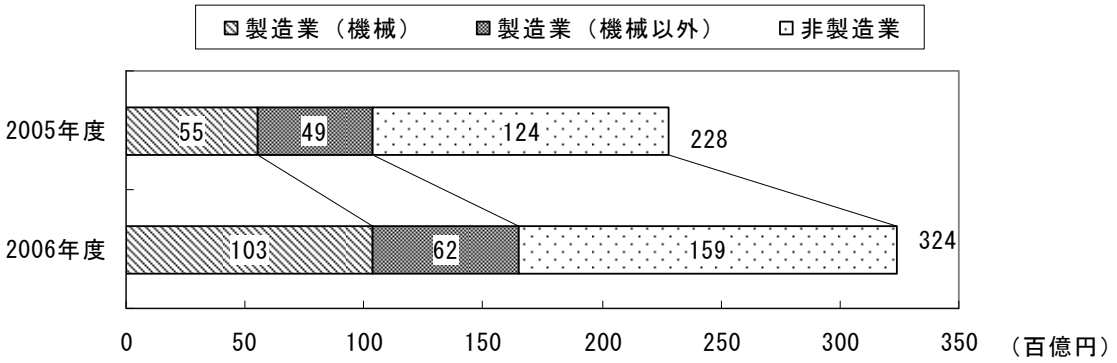

図 1-1-15　海外現地法人の内部留保残高（業種別）

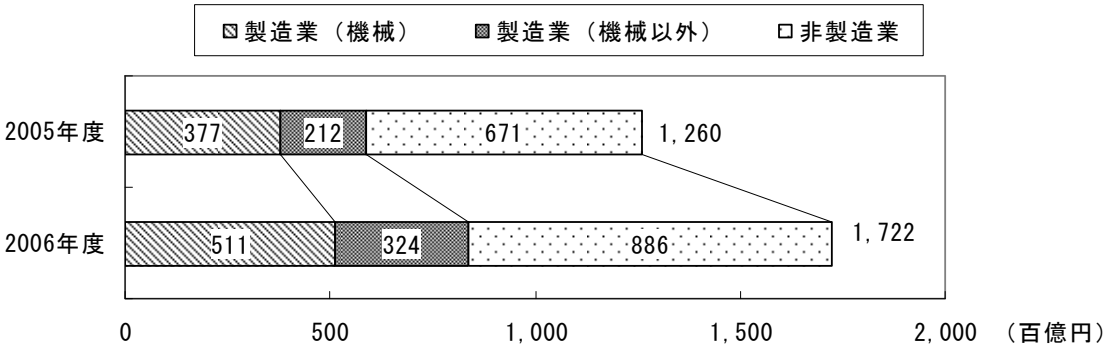

第２章　国際租税制度の概要

１．移転価格税制

（１）制度の概要

多国籍企業が国外関連者との取引価格（移転価格）を通常の価格と異なる金額に設定すれば、一方の利益を他方に移転することが可能となる。関連者間で利益が移動することから、必然的に所得も移動することになり、これをこのまま放置すれば国家の税収に多大の影響を及ぼす可能性が生じる。こうした問題に対処するために、わが国を含む多くの国では移転価格税制（Transfer Pricing Taxation Legislation）を整備している。

日本の移転価格税制は、昭和 61 年度の税制改正で創設され、租税特別措置法 66 条の 4 項に規定されている。基本的な仕組は、法人が各事業年度において、国外関連者との間で行う資産の販売、資産の購入、役務の提供、その他の取引（国外関連取引）につき、その法人がその国外関連者から支払を受ける対価の額が独立企業間価格に満たないとき、またはその法人がその国外関連者に支払う対価の額が独立企業間価格を超えるとき、移転価格税制が適用される。

なお、移転価格税制は国家の税収の確保を目的とする制度であるため、逆の場合、すなわち、支払う対価が独立企業間価格よりも少ない場合や受け取る対価が独立企業間価格よりも高い場合は、移転価格税制は適用されない。

また、移転価格税制のもう 1 つの特徴として、国外関連取引に移転価格を適用して、わが国の税務当局が課税処分を行うと、実際の取引価格と独立企業間価格との差額分に関して、わが国と国外関連者の所在地国の両方で課税されることになり、国際的二重課税が生じることになる。

（２）最近の制度改正

①改正の経緯

海外に進出している企業への更正処分が近年急増し、制度的あるいは執行上の実務的問題点も散見されるようになってきたことから、移転価格税制の早急な改善を求める声が日増しに高まっていた。

図 2-1-1　移転価格税制の課税金額、件数の推移[6]

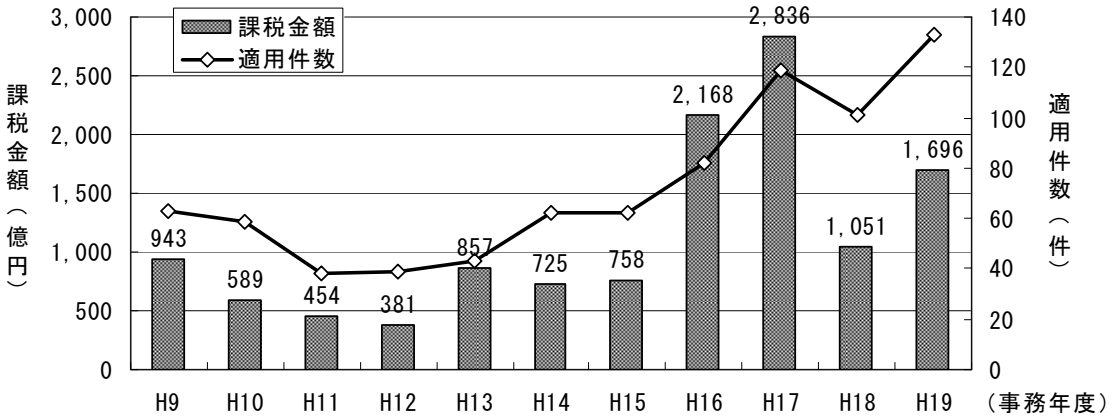

平成18年11月に経済産業省に設置された移転価格税制研究会において移転価格税制上の問題点が様々指摘され、主に次の3点が挙げられた。

（ｉ）申告上･課税上の問題点

移転価格税制の適用をめぐっては、独立企業間価格について企業と課税当局の見解の相違が頻繁に見られる。

（ⅱ）課税後の問題点

移転価格税制の適用があった場合、相互協議による調整がなされなければ二重課税状態が発生し、追徴額は数十億から数百億と巨額に上る。また、相互協議による課税当局相互間での調整がなされる場合であっても、追徴課税による納付から相互協議の終了までに長期間を要するため、その間のキャッシュフローの悪化などを招く。

（ⅲ）事前確認制度（APA）[7]上の問題点

事前確認手続きが長期化しているほか、事前確認手続き中の納税者の地位が不明確である。

②改正の内容

（ｉ）納税猶予制度の創設

更正処分時より、二重課税排除のための二国間協議（相互協議）がなされて課税額が最終的に確定するまでの間、更正処分額について納税を猶予する制度が国税におい

[6] 国税庁「法人税の課税事績について（調査課所管法人）」の「移転価格税制に係る課税状況」より作成。事務年度は7月1日から翌年6月30日まで。

[7] Advance Pricing Agreement。企業が申告前に独立企業間価格の算定方法等を課税当局に確認し、確認内容通りに申告を行えば適正な申告をしたものとして扱う制度。

ては平成 19 年度税制改正で、地方税においては 20 年度の税制改正で創設された。

（ⅱ）事前確認制度の見直し及び運用の明確化

企業の予見可能性の向上等のため、事前相談を含めた事前確認申請手続きの円滑化、執行体制の整備を図るとともに、移転価格課税上の運用の明確化に向けた取組みを引き続き進められることとされた。

（３）業界団体からの要望

移転価格税制は、企業の海外活動への影響が極めて大きい税制であり、業界等から税制改正に関する要望が出されている。特に日本経団連、日本貿易会といった代表的な 2 団体からの提言･要望は以下に示す通りである。

①日本経団連

日本経団連では、「平成 21 年度税制改正に関する提言」の中で、「移転価格税制の見直し」として以下のような提言が行われている。

・執行の現場と相互協議担当部局との事前の連携を強化して予め二重課税リスクを低減させるなど、執行のあり方を点検する必要がある。
・無形資産や役務提供の取り扱い、寄附と移転価格税制の関係などについて、企業の実態･実情を十分把握･配慮して慎重に執行すべきである。さらに、事前確認制度の一層の迅速化、効率化が重要である。
・現在、株式保有比率 50％の場合についても制度の対象になっているが、実態に合わせた見直しを図る必要がある。
・OECD から公表されている国際的な二重課税の紛争解決手段である仲裁制度の検討を進める。

②日本貿易会

日本貿易会では、「平成 21 年度税制改正に関する要望」の中で、「移転価格税制の整備」として以下のような要望が出されている。

・無形資産の取り扱いについては、予見可能性が確保され、かつ国際的なルールとも整合性を取った上で、法令レベルで規定する。
・企業が事実上コントロールできない 50％出資先については国外関連者から除外する。
・現行制度は一時的にせよ企業に二重課税を強いる制度であるから、例えば租税条約締結国との移転価格課税の場合には、相互協議の後でなければ更正できない制度にする。
・「特定事実」が存在することによる実質支配基準で国外関連者と判定する際は、税務当局側に挙証責任があることを明文化する。

２．外国税額控除制度

（１）制度の概要

①国際的二重課税の排除

国際的な経済活動から生じる所得に対する課税方法としては、次の 2 つがある。

・国家の課税権を属人的に捉えて、自国（居住地国）の法人や個人の所得について、その源泉がどこであるか（国内か国外か）に関係なく、すべてを課税対象とする全世界所得課税制度

・国家の課税権を属地的に捉えて、国外に源泉のある所得を課税の対象から除外する国内源泉所得課税制度

日本や米国、英国などでは、全世界所得課税制度を採用していることから、居住地国及び源泉地国から二重に課税される可能性がある。二重課税が排除されなければ、企業の活動場所の選択についての中立性が失われ、ひいては国際的な資本移動や人的交流にも悪影響を与えることになる。したがって、国際的な二重課税の排除は、企業の海外進出に対する税の障害を除去し、国際的な経済交流を活発にするために必要な措置であると言える。

国際的な二重課税を排除する方法としては、次の 2 つの方法があり、日本のように全世界所得課税制度を採用している国は、外国税額控除制度を適用して二重課税の排除を行っている。

外国税額控除方式	・国外（源泉地国）で納めた税金を居住地国で納めるべき税金から差し引くことを認める。 ・居住者が投資を国内で行うか国外で行うかについての選択に課税が影響を及ぼさない。（資本輸出中立性）
国外所得免除方式	・国外で稼得した所得については、居住地国において免税とする。 ・ある国に対して国外から投資を行うものが当該国における競争について課税の影響を受けない。（資本輸入中立性）

②日本の外国税額控除制度

日本は国内税法により、外国税額控除制度を採用することを定めており、具体的には以下のような制度がある。

（ⅰ）直接外国税額控除

海外との取引において日本で受け取る利子、配当、使用料等に対する源泉徴収税額や海外支店の所得に対する法人税等の税額は、日本の居住者等が直接納付したと考えられるので日本の合算所得上、一定額を控除できるとしている。

控除可能な外国税額	原則は、所得を課税標準として課せられる租税だが、以下のものは対象外。 ・税額が 50%を超える部分の税額 ・利子等に対して 10%を超える部分
国外所得の金額	国外の所得金額は非居住者の課税標準となったすべての所得を指すが、外国税額控除限度額の計算においては次の点に留意が必要。 ・実際に課税されていない所得も含めることができるが、その 2/3 を国外所得金額から除いて外国税額控除を計算。 ・また、原則として、外国税額控除限度額の計算では、その国外所得の 90%までしか認められない。
外国税額控除限度額	外国税額控除限度額 ＝全世界所得に対する法人税×（国外所得／全世界所得） ＝法人税率×国外所得

（ⅱ）間接外国税額控除

直接外国税額控除が支店形態によって外国に進出した場合に認められるのに対し、間接外国税額控除は、子会社形態によって外国で納付した外国法人税額を親会社が自ら納付した税額であるとみなして外国税額控除制度の適用が認められているものである。

間接税額控除の対象	・外国子会社の要件は、内国法人が直接に発行済株式総数等の 25%以上を配当支払義務確定日以前継続して 6 ヶ月以上保有している外国法人 ・外国孫会社の要件は、内国法人が外国子会社を通じて間接に発行済株式総数等の 25%以上を配当支払義務確定日以前継続して 6 ヶ月以上保有している外国法人 ※いずれも持分割合として 25%以上が要件となるが、外国子会社については、租税条約の規定により、10%または 15%に緩和されているケースがある。
間接外国税額の計算	内国法人が納付したとみなされる外国子会社の外国法

	人税額は以下の①、②のいずれか小さい金額となる。 ①：外国法人税額×受取配当金／（配当に係る子会社の所得金額－外国法人税額） ②：受取配当金－受取配当金に係る源泉税×2

（iii）みなし外国税額控除（タックス･スペアリング･クレジット）

開発途上国は海外の企業を誘致しつつ自国の発展を試みており、その政策の 1 つとして租税減免措置を講じたりする。ところが、海外の企業の本国で全世界所得に対する課税をすることで、その企業は本国で差額納税をすることになり、せっかくの租税減免措置の効果も出ず、企業に何ら恩典がないことになる。

そこで、発展途上国は租税条約締結時に係る租税面での優遇策を有効に活用できるようにみなし外国税額控除を認める規定を盛り込むようにしている。

ここでいう優遇策とは、開発途上国での租税減免措置がなかったと仮定した場合に納付したであろう税額を基にして、みなし外国税額控除（タックス･スペアリング･クレジット）を認めるものである。

（２）業界団体からの要望

業界等からは、わが国企業の全世界グループ経営の実態、資金やモノの流れ、内外の法制度との整合性などを踏まえ、簡素で機動的に二重課税を排除できる税制の確立を求める声が強い。特に日本経団連、日本貿易会といった代表的な 2 団体からの提言･要望は以下に示す通りである。

①日本経済団体連合会

日本経団連では、「平成 21 年度税制改正に関する提言」の中で、「外国税額控除制度の抜本的見直し」として以下のような提言が行われている。

・現在、海外子会社からの配当に係る二重課税排除のために間接外国税額控除が存在するが、制度が複雑であり、煩雑な事務手続きを要するなど、企業の機動的な資金活用の障害となっている。現行制度を抜本的に見直し、海外子会社からの受取配当金に関して、国税、地方税ともに全額益金不算入とする簡素な制度に改めるべきである。

・直接外国税額控除については、繰越期間経過により国際的な二重課税が排除されない可能性が企業の海外活動の制約とならぬよう繰越限度超過額、控除余裕額の繰越期間を延長するなど、適正な措置を講じる必要がある。

②日本貿易会

日本貿易会では、「平成 21 年度税制改正に関する要望」の中で、「国際的二重課税の排除の強化」として以下のような要望が出されている。

（ⅰ）国外受取配当金益金不算入制度の創設

・出資比率が 10%以上の海外子会社を適用対象法人とする。
・適用対象法人に持株割合制限以外の適格要件を付さない。
・配当直接経費のみなし金額は各国並みの 5%とする。
・住民税及び事業税の課税標準（所得ベース部分）は法人税に連動して減額する。
・制度導入に伴いタックス･ヘイブン対策税制を改正する場合には、簡潔かつ二重課税が発生しない制度とする。
・経過措置として、制度導入前に受けた配当について、制度導入後に確定･増減した外税は、新制度導入後も間接税額控除可能とする。
・制度導入前に生じた控除限度超過額、控除余裕額、地方税控除未済額は、その源泉所得に拘らず、制度導入後も 7 年間は繰越可能とする。
・新制度導入以前に欠損金のある会社については、繰越欠損金が消滅した翌事業年度から新制度適用を可能とし、適用開始時点で保有する控除限度超過額については、繰越期間内での控除を可能とする。

（ⅱ）外国税額控除制度の改正

・国外所得の一括限度方式を堅持するとともに、所得の 90%というシーリングを撤廃する。
・控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間を 3 年から 7 年に延長する。
・地方税から控除未済となった金額は、法人税と同様に還付する。

（３）外国税額控除制度をめぐる議論

外国税額控除制度については、平成 19 年 11 月に政府税制調査会が、海外事業比率や海外現地法人の内部留保額の増加などわが国企業グループの事業実態にも配慮し、バランスの取れた制度とすべき、また、英米等諸外国の動向にも注視すべきとの答申を出している。

ここでは、主要国における国際的な二重課税の排除方式について概要を整理するとともに、英、米及びわが国での制度見直しの議論について整理する。

①主要国における国際的二重課税排除方式の概要

主要国における国際的二重課税排除方式の概要を整理すると、次表の通りである。

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税方式	全世界所得課税	全世界所得課税	全世界所得課税	全世界所得課税[8]	国内源泉所得課税[9]
二重課税の排除方式	外国税額控除方式	外国税額控除方式	外国税額控除方式	外国税額控除方式・国外所得免除方式の併用	外国税額控除方式・国外所得免除方式の併用
控除限度額の計算	一括限度額方式	所得項目別限度額方式[10]	所得項目別限度額方式[11]	国別限度額方式	国別限度額方式
非課税国外所得の取り扱い	控除限度額の計算上、非課税国外所得の2/3を除外	－	控除限度額の計算上、非課税国外所得の全額を除外	控除限度額の計算上、非課税国外所得の全額を除外	－
控除余裕額・限度超過額の取り扱い	余裕額の繰越、超過額の繰越ともに3年	超過額の繰戻は1年、超過額の繰越は10年	繰越を認めず[12]	繰越を認めず	繰越を認めず
間接税額控除の対象	孫会社まで[13]	曾孫会社まで[14]	制限なし[15]	なし[16]	なし[17]

②米国での議論

2005年11月、米国大統領税制改革諮問委員会（President's Advisory Panel on Federal Tax Reform）が「Simple, Fair, and Pro-Growth. Proposals to Fix American's Tax System（簡素、公平及び成長：アメリカの税制改革のための提案）」を財務長官に提出し、それから2年後の2007年12月、米国財務省が「Approaches to Improve the

[8] ただし、条約により大宗が国外所得免除とされる。
[9] 受取利子等の投資所得については、国外源泉所得に対しても課税
[10] 2種類。（2006年までは9種類）
[11] 9種類。
[12] ただし、国外支店等の事業所得に課された外国法人税については、超過額の繰戻は3年、超過額の繰越は無制限。
[13] 持株割合25%以上。
[14] 持株割合10%以上。ただし、CFC子会社は6世代まで。
[15] 持株割合10%以上。
[16] 受取配当は95%益金不算入。
[17] 持株割合5%以上の法人から受ける配当は95%益金不算入。

Competitiveness of the U.S. Business Tax System for the 21st Century（21 世紀の米国税制の競争力向上のためのアプローチ）」と題した報告書を発表した。

外国税額控除制度をめぐる議論の概要を整理すると次表の通りである。

現状認識	解決策
・海外子会社の所得は米国親会社に配当するまで課税されないため、事実上の課税繰延。 ・企業に対して配当せずに海外に所得留保するインセンティブを与え、事業や投資判断を歪めている。 ・制度が複雑である。	・国外所得を事業所得と投資所得に区分し、事業所得については国外所得免除方式、投資所得については外国税額控除方式を採用する。 ・国外所得免除方式が適用される場合、米国所得を軽課税国所在の子会社に移転するインセンティブが働くため、移転価格税制の執行に注力する。

その後、2008 年 6 月、両議院税制委員会（The Joint Committee on Taxation）が上院財政委員会の公聴会において、「Economic Efficiency and Structural Analyses of Alternative U.S. Tax Policies for Foreign Direct Investment（対外直接投資に関する米国税制の選択肢の構造的分析と経済的効率性）」と題した報告書を発表した。

外国税額控除制度をめぐる議論の概要を整理すると次表の通りである。

現状認識	解決策
・海外子会社の所得は米国親会社に配当するまで課税されないため、事実上の課税繰延。 ・企業に対して配当せずに海外に所得留保するインセンティブを与え、事業や投資判断を歪めている。	・事業所得についての国外所得免除方式、及び（外国税額控除制度の下での）完全合算方式を提示。 ・事業所得についての国外所得免除方式については、移転価格税制の重要性が高まること等を指摘。 ・（外国税額控除制度の下での）完全合算方式については、外国子会社の留保所得を発生ベースで親会社所得として完全合算する方式の代表例として連結納税方式、外国子会社合算方式の拡充を提示。 ・なお、完全合算方式の場合、外国子会社の損失をどのように取り込むか等の検討が必要であることを指摘。

③英国での議論

2007 年 6 月、英国財務省が「Taxation of companies' foreign: discussion document（国外所得課税の改正に関する討議文書）」を公表した。

外国税額控除制度をめぐる議論の概要を整理すると次表の通りである。

現状認識	解決策
・特に海外事業の多い大企業にとって、外国税額控除制度は国外所得免除制度よりも複雑であり、企業側の負担も大きい。 ・企業に対して配当せずに海外に所得留保するインセンティブを与え、その結果、海外に多くの所得が留保されている。	・外国子会社配当益金不算入制度及び海外子会社規制強化の一括導入。 ・具体的には、 －大企業の海外子会社（10%以上保有会社）からの配当益金不算入。 －濫用防止のため、海外子会社規制（わが国の「外国子会社合算税制」に相当）を強化し、利子控除にも一定の制限を導入。

2008 年 7 月、英国財務省は、海外子会社規制強化について産業界との調整にまだ時間を要することから、2009 年度における外国子会社配当益金不算入制度の導入については見送ることを発表し、引き続き議論を行っている。

④わが国での議論

平成 20 年 8 月、経済産業省が「我が国企業の海外利益の資金還流について　～海外子会社からの配当についての益金不算入制度導入に向けて～」を公表した。これは、同年5月からの国際租税小委員会で議論を重ね、中間論点整理をとりまとめたものであり、その概要は次に示す通りである。

（ｉ）背景

近年、わが国の企業の海外生産比率が 3 割に達するとともに、海外子会社の利益は最近 5 年間で 4 倍超にまで増加している。こうした中、わが国企業は、これらの海外利益の多くを国内に資金還流させずに海外に留保する傾向が見られ、海外での内部留保が急増している[18]。

現在の複雑な外国税額控除方式の下では、税務上最も有利になる金額の範囲内で資金還流しているのが実態であり、その結果、海外利益が長期にわたって過度に海外に留保されると、競争力の源泉である研究開発や雇用等の国外流出が懸念される。

そこで、日本企業が税制に左右されずに、海外子会社の利益を必要な時期に必要な

[18] 毎年 2～3 兆円強が海外子会社に留保され、2006 年度には約 17 兆円強の利益が内部留保されている。

金額だけ国内に戻すことが可能となるような制度改革を検討することとなった。

（ⅱ）制度改正案の骨子

先の中間論点整理で公表された制度改正案の骨子は次に示す通りである。

対象税目	法人税、法人住民税、法人事業税、地方法人特別税
対象所得	海外子会社からの配当のみ[19]
適用対象子会社	株式出資比率 25%以上、かつ株式最低保有期間 6 ヶ月
益金不算入額（割合）	受取配当額の一定割合（例えば 95%）、または 受取配当額から実際に生じた費用（例えば負債利子）を控除した額
（益金不算入対象となる配当に係る）源泉税	直接外国税額控除の対象外、損金算入の適用もなし
租税回避行為防止措置	適性かつ必要最小限とすべき
その他	・経過措置の手当 ・制度施行円滑化のための対応 ・国内法と租税条約との関係の整理

その後、海外子会社からの配当益金不算入制度の導入については、平成 21 年度税制改正での実現に向けて検討が進められ、11 月に政府税制調査会が「我が国経済の活性化の観点から、我が国企業が海外市場で獲得する利益の国内還流に向けた環境整備が求められる中、企業が必要な時期に必要な金額だけ戻すことができることが重要である。外国税額控除制度については、こうした企業の配当政策の決定に対する中立性の観点に加え、適切な二重課税の排除を維持しつつ、制度を簡素化する観点も踏まえ、間接外国税額控除制度に代えて、外国子会社からの配当について親会社の益金不算入とする制度を導入することが適当である。」との答申を出した。

さらに、自民党が 12 月に公表した平成 21 年度税制改正大綱では、「外国子会社配当益金不算入制度の創設」が盛り込まれ、以下のような概要となっている。

・間接外国税額控除を廃止し、外国子会社からの受取配当金を益金不算入とする。
・適用対象子会社は、株式出資比率 25%以上、かつ株式最低保有期間 6 ヶ月とするが、租税条約上異なる割合が定められている場合は、それに従う。
・外国子会社からの受取配当金のうち、95%を益金不算入とする。
・上記の改正は、平成 21 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度において受ける外国子会社からの配当等について適用する。

[19] 海外支店利益、投資所得（利子、使用料）、譲渡益は対象外。

３．外国子会社合算税制（タックス･ヘイブン対策税制）

（１）制度の概要

タックス･ヘイブンにおいては、全くまたはほとんど課税がされないことから、これを利用した租税回避が行われる可能性が出てくる。日本においては、経済の国際に伴い、子会社等をタックス･ヘイブンに設立し、これら子会社等の収益及び資産を支配し、本来内国法人に分配されるべき事業所得等を留保するなど租税負担の不当な軽減を図る事例が見られるようになった[20]。

そこで、これに対処することを目的として昭和 53 年に外国子会社合算税制（タックス･ヘイブン対策税制）[21]が創設された。

外国子会社合算税制は、内国法人または居住者等が発行済株式の総数または出資金額の 50%超を直接及び間接に所有する外国法人（外国関係会社）で、その本店または主たる事務所の所在する国または地域におけるその所得に対して課される税の負担が、日本において課される税の負担に比べて著しく低いもの（特定外国子会社等）について、その留保所得（適用対象留保金額）のうち、株主である内国法人の保有する株式等に対応する部分の金額（課税対象留保金額）をその内国法人の収益の額とみなすことにより、その内国法人の所得金額に合算して課税するものである。

図 2-3-1　特定外国子会社等の範囲[22]

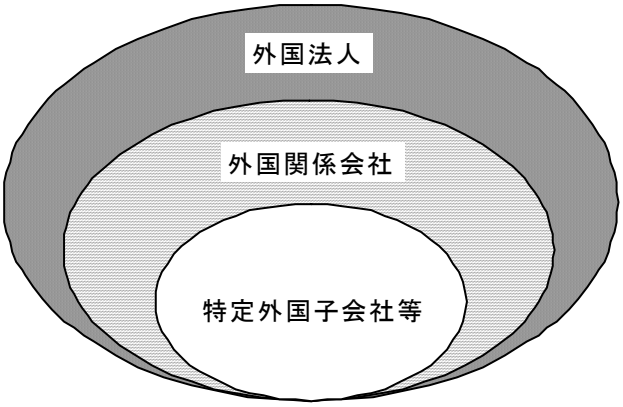

[20] 具体的には、便宜置籍船の課税問題に端を発してパナマやリベリアなどの子会社等に所得を留保することが見られるようになった。

[21] 正確には、「内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例」という。

[22] 「外国法人」は、内国法人以外の法人。
「外国関係会社」は、外国法人のうち、居住者及び内国法人並びに特殊関係非居住者がその株式等の 50%超を直接及び間接に保有するもの。
「特定外国子会社等」は、外国関係会社のうち、所得に対して課される税がない国に所在するもの、または所得に対する税負担が 25%以下のもの。

（２）業界団体からの要望

外国子会社合算税制は、タックス･ヘイブンを利用して税負担を不当に軽減することを防止する目的で創設された制度であるが、業界等からは「現行の制度は、近年の企業活動の多様化や各国の課税環境の変化に対応していない」といった声が多い。特に日本経団連、日本貿易会といった代表的な2団体からの提言･要望は以下に示す通りである。

①日本経済団体連合会

日本経団連では、「平成 21 年度税制改正に関する提言」の中で、「タックスヘイブン税制の見直し」として以下のような提言が行われている。

・諸外国の法人実効税率の動向を踏まえ、現行のタックスヘイブン税制の基準を 20%未満に引き下げることが必要である。

・租税回避行為に該当しない企業の自由な海外展開までが制度の対象となることのないよう、適用除外規定の見直しなどが必要である。

②日本貿易会

日本貿易会では、「平成 21 年度税制改正に関する要望」の中で、「タックス･ヘイブン対策税制の見直し」として以下のような要望が出されている。

・軽課税国の判定基準を現行の 25%から 15%に段階的に引き下げる。
「25%未満」への改正は喫緊の課題であり、速やかな実施を要望する。

・グループ持株割合合計を 5%以上から 20%以上へ引き上げる。

・控除未済課税済配当の控除期間制限（2 年）を撤廃する。

・非関連者基準要件に係わる非関連者取引割合を 50%超から 25%超へ緩和する。

・課税済留保金のある子会社株式を売却した場合であっても課税済留保金の損金算入を認める。

・適用対象事業年度以前に発生した欠損金の繰越控除を認める。

・課税済留保金の損金算入規定から期限（10 年）を撤廃する。

・曾孫以下の特定外国子会社の課税済留保金から配当が行われた場合も、損金算入が可能であることを明確にする。

４．過少資本税制

（１）制度の概要

わが国企業が海外の関連企業から資金を調達する際に、出資を受ける（関連企業への配当は損金算入できない）ことに代えて貸付を受ける（関連企業への支払利子は損金算入できる）ことを多くすれば、わが国での税負担を軽減することができる。

このような過少資本による税負担の回避行為は、国際的な租税回避行為とも言えるため、わが国においては、平成４年に過少資本税制が導入され、今日に至っている。

過少資本税制とは、内国法人が各事業年度において、国外支配株主等または資金供与者等に負債の利子等を支払う場合において、その負債が国外支配株主等の資本持分の３倍を超える部分は損金の額に算入しない、という制度である。

図 2-4-1　過少資本税制の対象

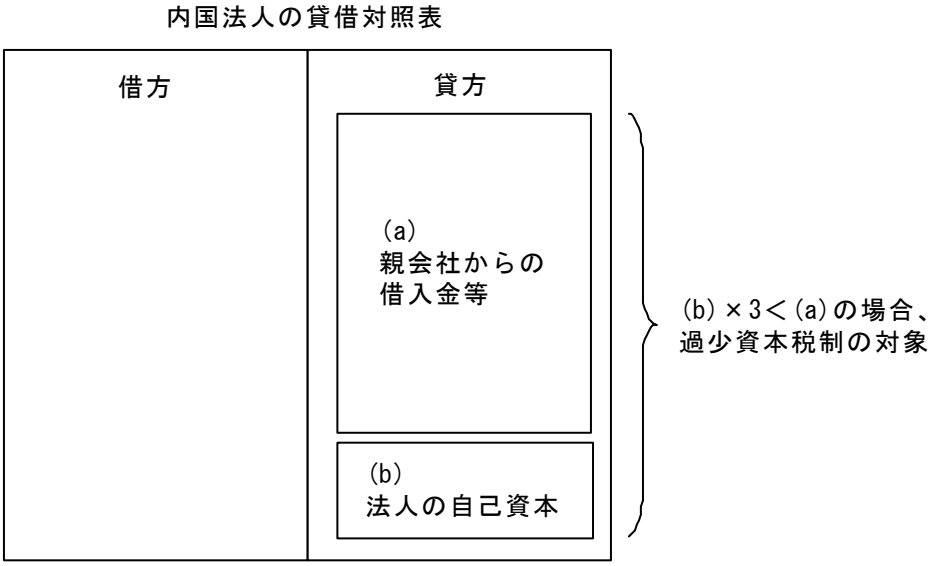

（２）業界団体からの要望

過少資本税制に対する業界団体からの意見･要望は特に見られない。

第３章　国際租税制度に関する企業の意見

１．アンケート調査及び回答企業の概要

（１）アンケート調査の概要

対象企業	東洋経済新報社「海外進出企業情報」を基に、海外進出企業の中で、一部上場かつ資本金 10 億円以上の出資企業を抽出
調査票送付企業数	1,099 社
回答企業数	161 社（回収率 14.6%）
実施方法	郵送記名方式
実施期間	平成 20 年 9 月 30 日～10 月 31 日
主な調査項目	・海外での事業展開の状況について ・平成 19 年度、20 年度税制改正後の移転価格税制について ・外国税額控除制度、特に海外子会社配当について ・外国子会社合算税制（タックス･ヘイブン対策税制）について ・過少資本税制について

（２）回答企業の概要

①回答企業の資本金規模別内訳

回答企業を資本金規模別に見ると、100 億円未満が 60 社（37.3%）、100 億円以上 300 億円未満が 50 社（31.1%）、300 億円以上が 51 社（31.7%）となっている。

	回答企業数
100 億円未満	60 社（37.3%）
100 億円以上 300 億円未満	50 社（31.1%）
300 億円以上	51 社（31.7%）
合　　計	161 社（100.0%）

②回答企業の業種別内訳

また、回答企業を業種別に見ると、製造業が最も多く、161 社中 112 社、69.6%を占めている。このうち、機械系が 59 社（36.6%）、非機械系が 53 社（32.9%）となっている。

製造業以外では、商業･サービスが 40 社（24.8%）となっている。

		回答企業数
建設業	02：建設	9 社（5.6%）
	計	9 社（5.6%）
製造業（機械）	11：機械	14 社（8.7%）
	12：電気機器	28 社（17.4%）
	13：輸送用機器	11 社（6.8%）
	14：精密機器	6 社（3.7%）
	計	59 社（36.6%）
製造業（機械以外）	03：食品	8 社（5.0%）
	04：繊維	5 社（3.1%）
	06：化学	16 社（9.9%）
	07：石油･ゴム	3 社（1.9%）
	08：窯業	5 社（3.1%）
	09：鉄鋼	4 社（2.5%）
	10：非鉄･金属	6 社（3.7%）
	15：その他製造	6 社（3.7%）
	計	53 社（32.9%）
商業･サービス	16：電力･ガス	4 社（2.5%）
	17：陸運･海運･空運	4 社（2.5%）
	18：倉庫･情報･通信	7 社（4.3%）
	19：卸売･小売	15 社（9.3%）
	20：金融･保険	3 社（1.9%）
	21：不動産	1 社（0.6%）
	22：サービス	6 社（3.7%）
	計	40 社（24.8%）
合　　計		161 社（100.0%）

（３）企業の税負担率[23]の分布

アンケート送付先企業の税負担率の分布を見ると、「40%以上 45%未満」をピークに「35%以上 40%未満」、「45%以上 50%未満」と続いている。

また、この傾向は回答企業分についても同様である。

[23] 企業が国内外で連結利益に対してどれだけ税金を払ったかを示すもので、（2008 年 10 月末時点で公表されている至近の年度末期の）損益計算書の税負担を分子に、税引前利益を分母にして算出。

図 3-1-1　アンケート送付先企業の税負担率の分布

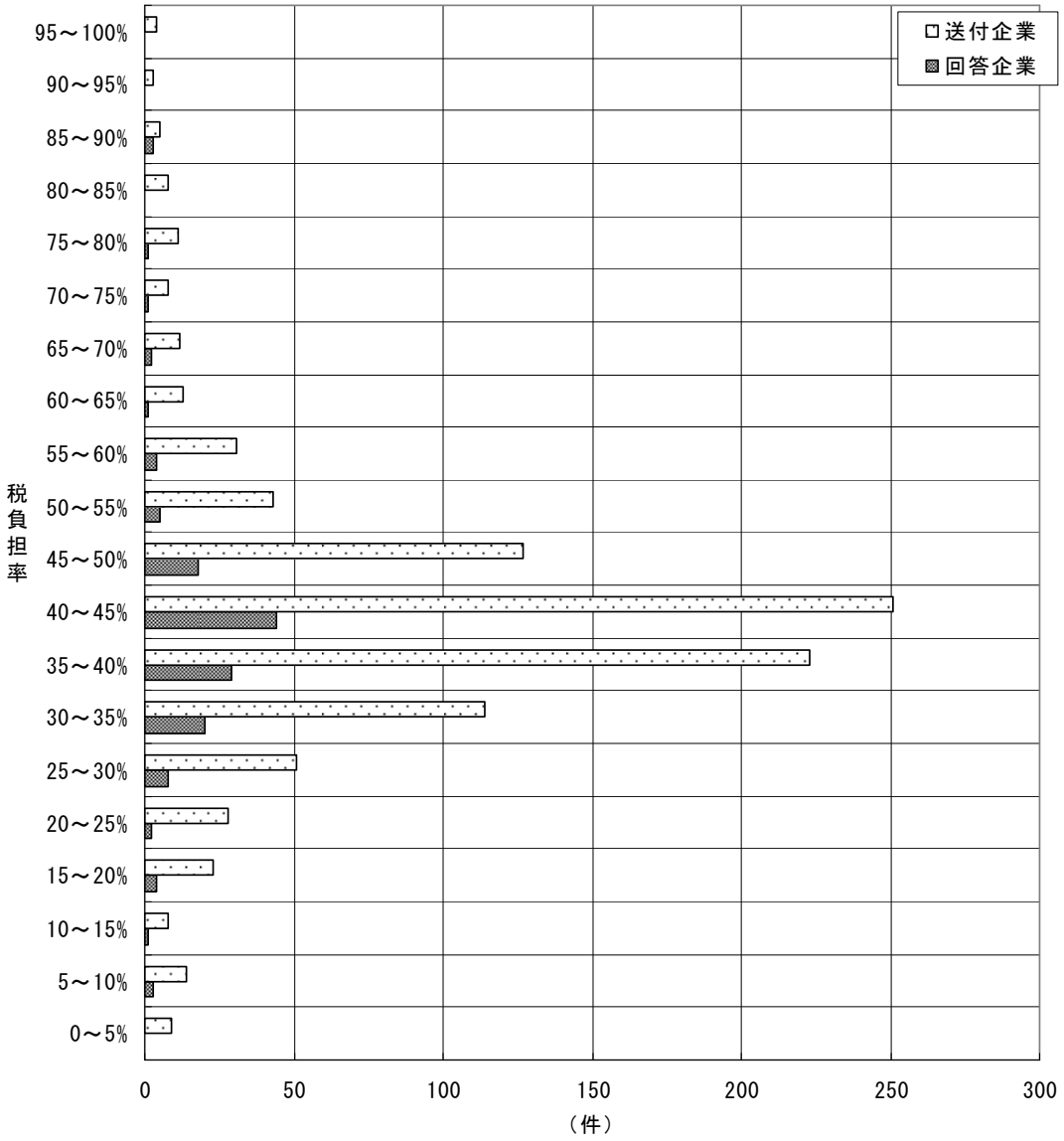

２．海外での事業の展開状況について

（１）回答企業の海外事業展開及び海外現地法人について

①海外展開の状況

回答企業のうち、「海外現地法人を設立して国際的な事業活動を行っている」企業は141社（87.6%）となっている。

また、「海外に支店網や工場を展開して海外での事業活動を進めている」企業は35社（21.7%）となっている。

※グラフ中の%の値は、回答企業数（161社）を分母とした各選択肢の回答企業数の割合。

図 3-2-1　海外展開の状況

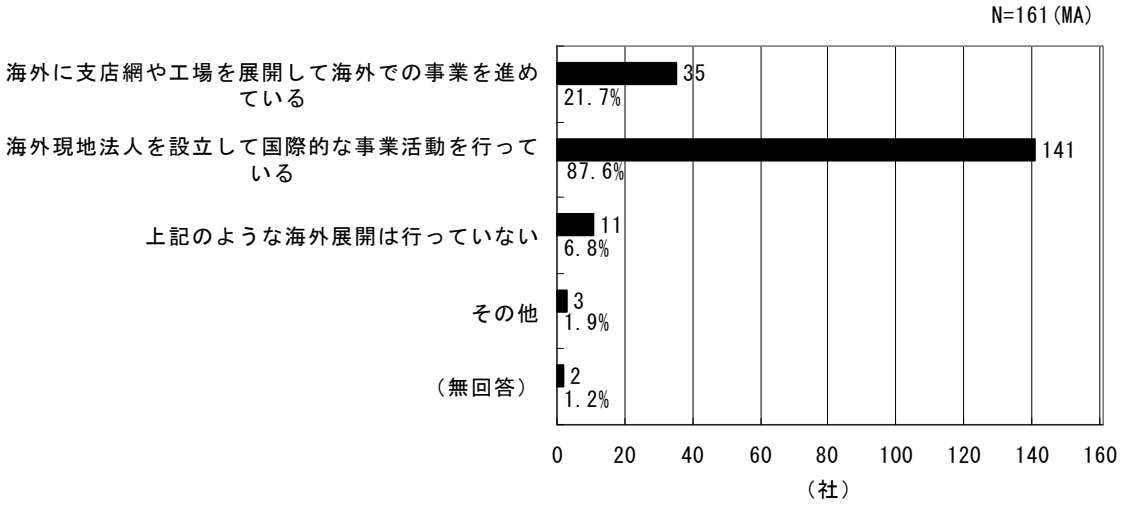

これを資本金規模別に見ると、

・「海外現地法人を設立して国際的な事業活動を行っている」と回答した企業は、100億円未満では86.7%、100億円以上300億円未満では90.0%、300億円以上では86.3%となっている。

・また、「海外に支店網や工場を展開して海外での事業活動を進めている」と回答した企業は、100億円未満では25.0%、100億円以上300億円未満では22.0%、300億円以上では17.6%となっている。

図 3-2-2　海外展開の状況（資本金規模別）

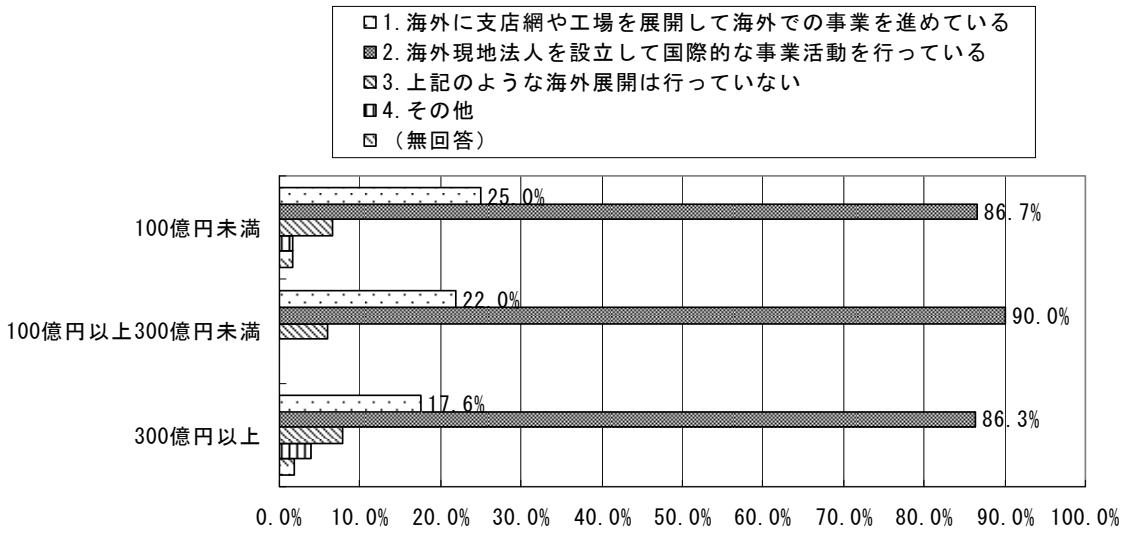

また、業種別に見ると、

・「海外現地法人を設立して国際的な事業活動を行っている」と回答した企業は、商業・サービスでは 85.0%、製造業（機械以外）では 86.8%、製造業（機械）では 93.2%、建設業では 66.7%となっている。

・また、「海外に支店網や工場を展開して海外での事業活動を進めている」と回答した企業は、商業・サービスでは 12.5%、製造業（機械以外）では 17.0%、製造業（機械）では 33.9%、建設業では 11.1%となっている。

図 3-2-3　海外展開の状況（業種別）

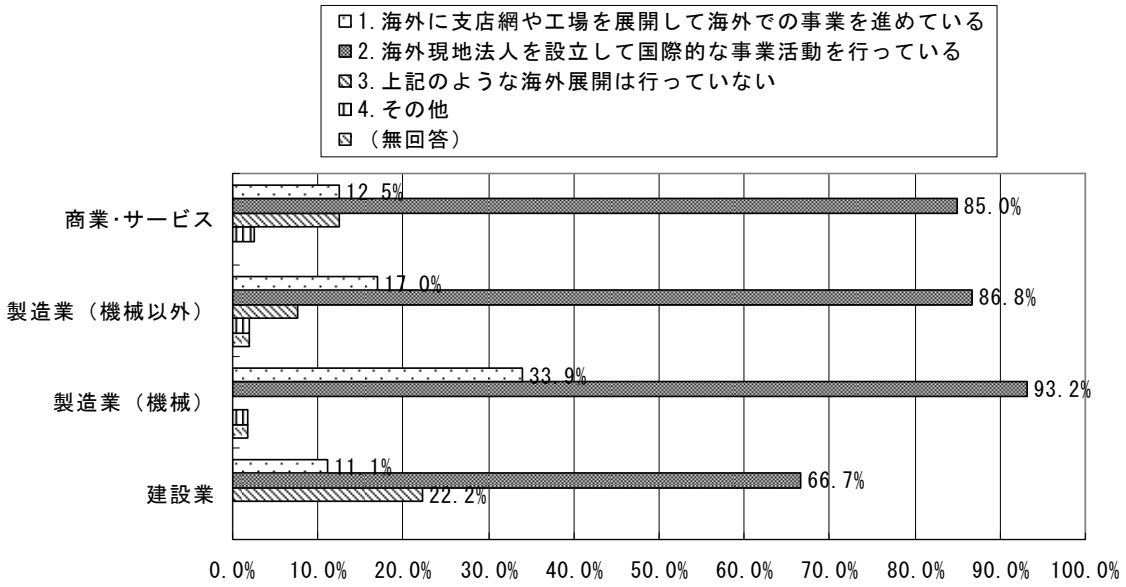

②海外現地法人の所在地と機能

海外現地法人を設立している企業のうち、売上高の高い順に現地法人の所在地（地域）とそこでの機能を見ると、

・売上高１位では、北アメリカが 141 社中 67 社（47.5%）で最も多く、次いでアジアが 55 社（39.0%）となっている。また、そこでの機能は「商品販売機能」（67.4%）、「生産機能」（53.9%）が中心となっている。

図 3-2-4　売上高１位_海外現地法人の所在地

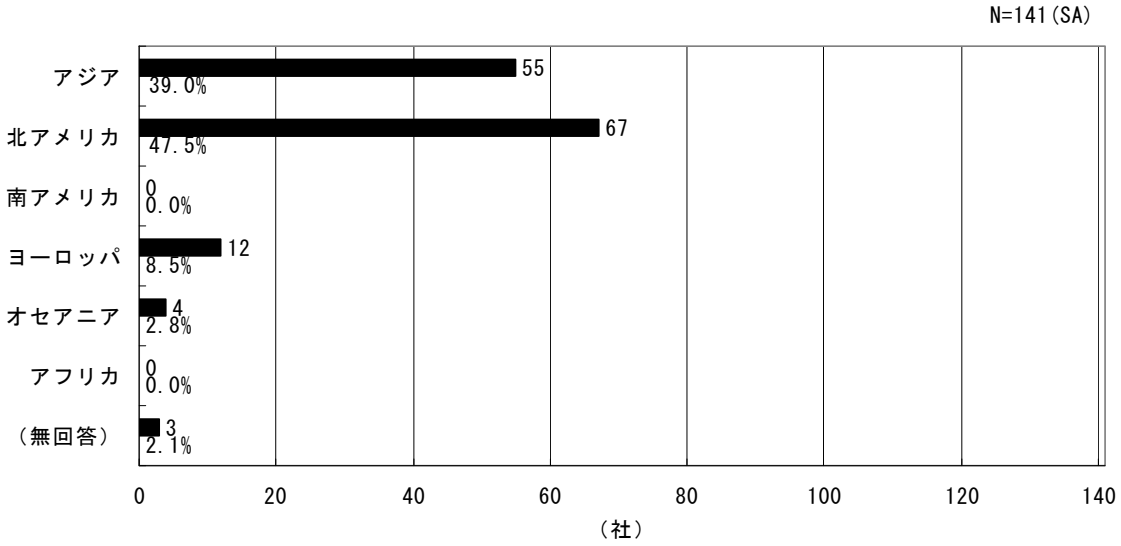

図 3-2-5　売上高１位_海外現地法人の機能

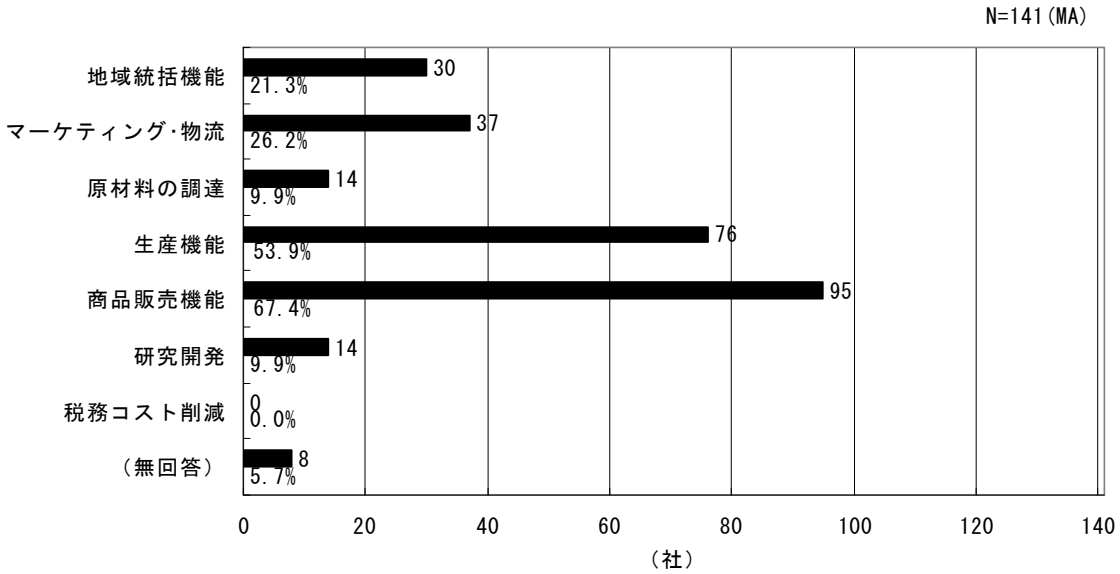

・売上高 2 位では、アジアが 141 社中 74 社（52.5%）で最も多く、次いでヨーロッパが 29 社（20.6%）となっている。また、そこでの機能は「商品販売機能」（61.0%）、「生産機能」（46.8%）が中心となっている。

図 3-2-6　売上高 2 位_海外現地法人の所在地

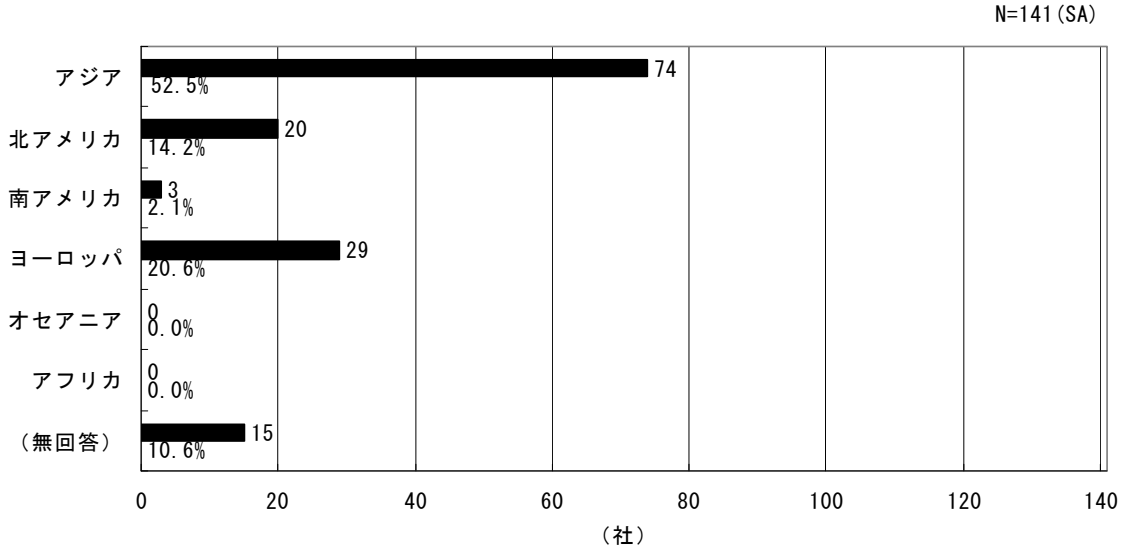

図 3-2-7　売上高 2 位_海外現地法人の機能

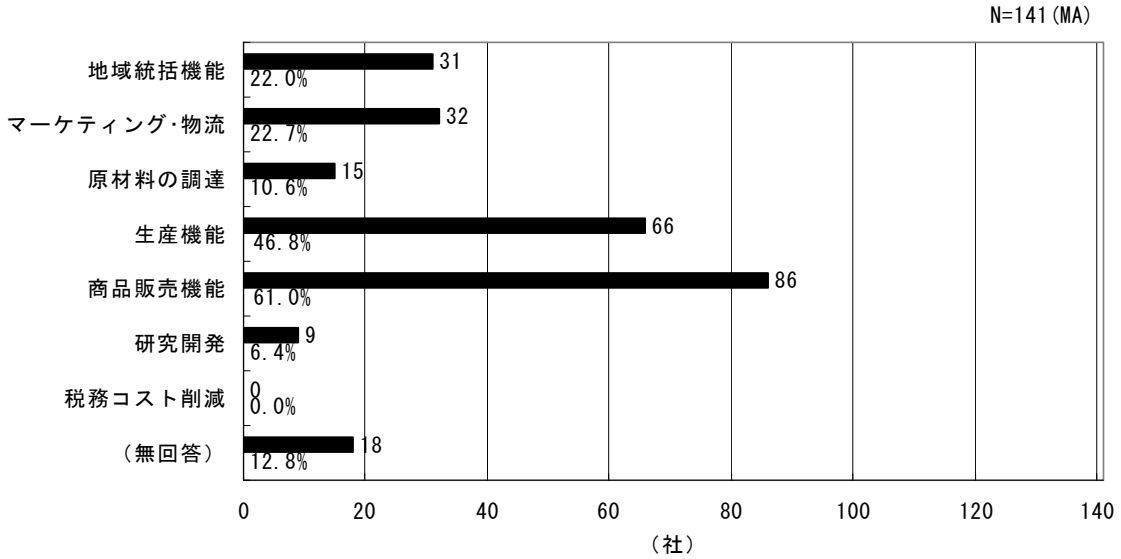

売上高１位の海外現地法人の所在地と機能を資本金規模別に見ると、売上高１位の海外現地法人の所在地はアジア、北アメリカが中心となっているが、資本金 300 億円以上では他に比べて北アメリカの比率が高くなっている。また、そこでの機能は、いずれの資本金規模においても「商品販売機能」、「生産機能」が中心となっている。

図 3-2-8　売上高１位_海外現地法人の所在地（資本金規模別）

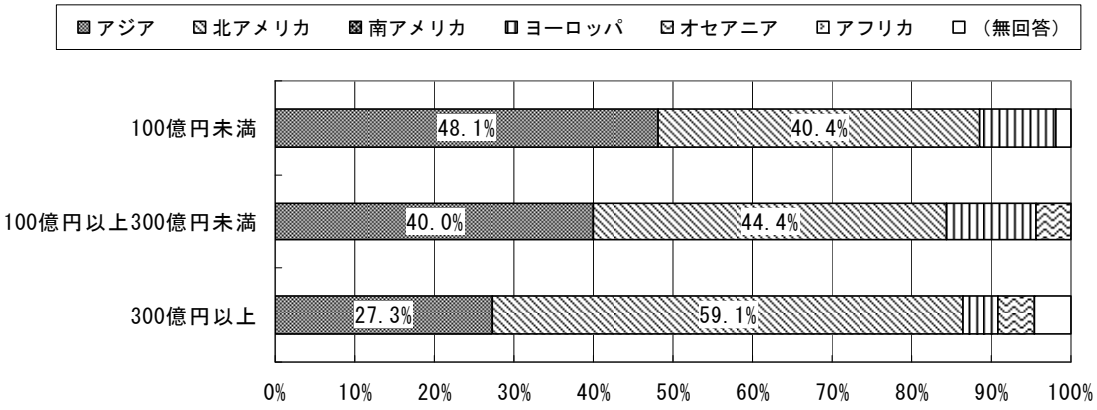

図 3-2-9　売上高１位_海外現地法人の機能（資本金規模別）

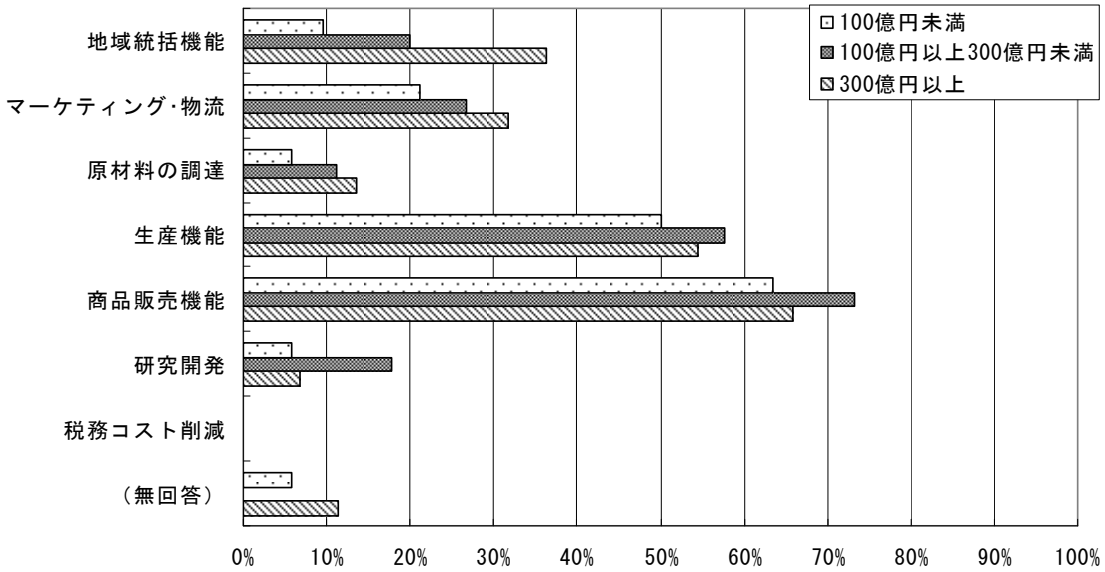

また、売上高１位の海外現地法人の所在地と機能を業種別に見ると、売上高１位の海外現地法人の所在地は、建設業ではアジア、その他の業種ではアジア、北アメリカが中心となっている。また、そこでの機能は、いずれの業種においても「商品販売機能」が中心となっており、製造業では加えて「生産機能」のウェイトも高い。

図 3-2-10　売上高１位_海外現地法人の所在地（業種別）

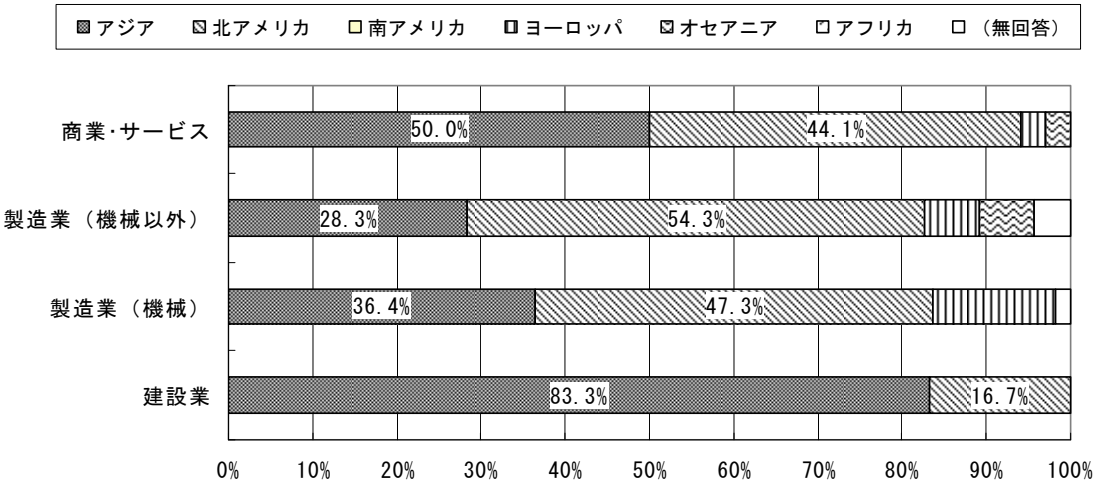

図 3-2-11　売上高１位_海外現地法人の機能（業種別）

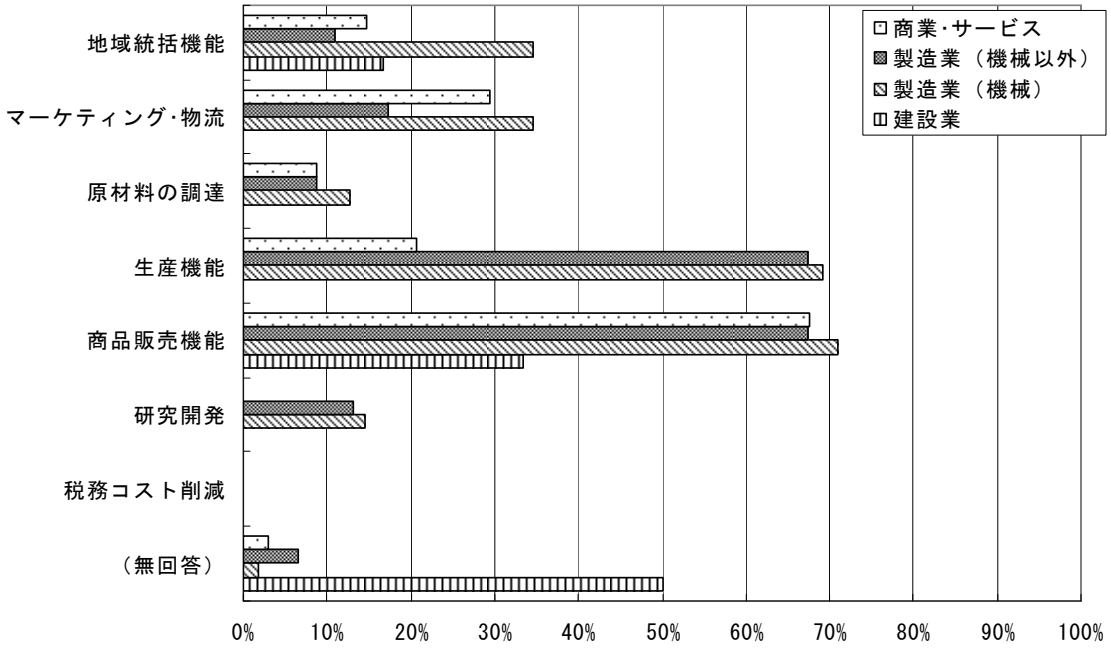

同様に、売上高 2 位の海外現地法人の所在地と機能を資本金規模別に見ると、売上高 2 位の海外現地法人の所在地は、いずれの資本金規模においてもアジアが最も多い。また、そこでの機能は、いずれの資本金規模においても「商品販売機能」、「生産機能」が中心となっている。

図 3-2-12　売上高 2 位_海外現地法人の所在地（資本金規模別）

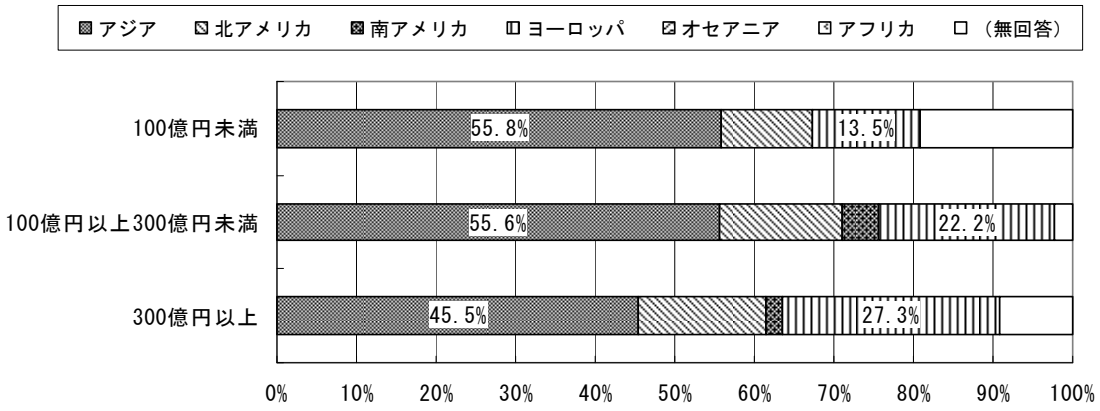

図 3-2-13　売上高 2 位_海外現地法人の機能（資本金規模別）

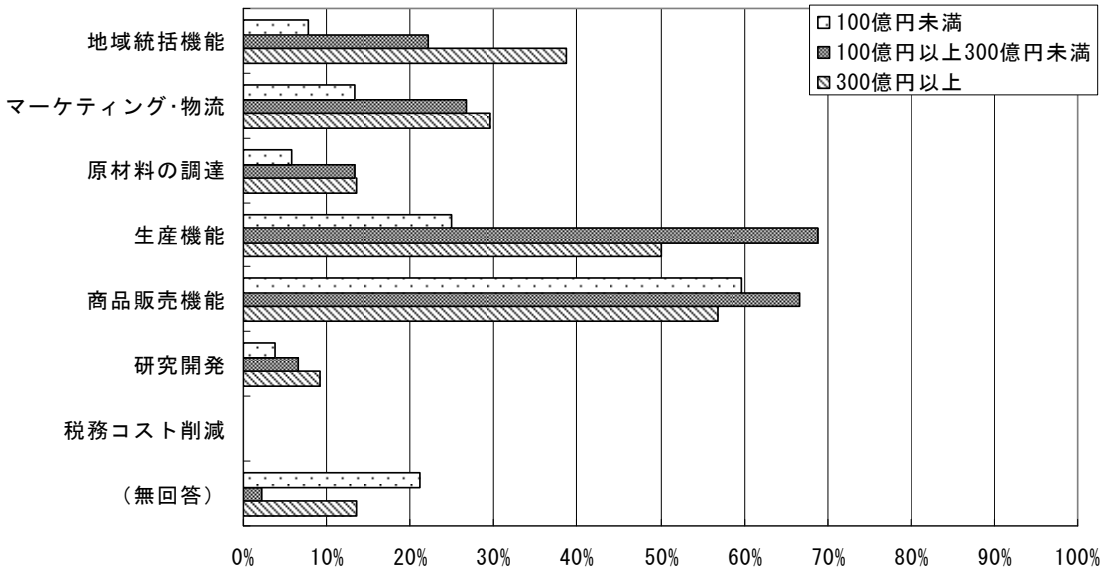

また、売上高 2 位の海外現地法人の所在地と機能を業種別に見ると、売上高 2 位の海外現地法人の所在地は、いずれの業種においてもアジアが最も多い。また、そこでの機能は（売上高 1 位の海外現地法人と同様、）「商品販売機能」がいずれの業種においても中心となっており、製造業では加えて「生産機能」のウェイトも高い。

図 3-2-14　売上高 2 位_海外現地法人の所在地（業種別）

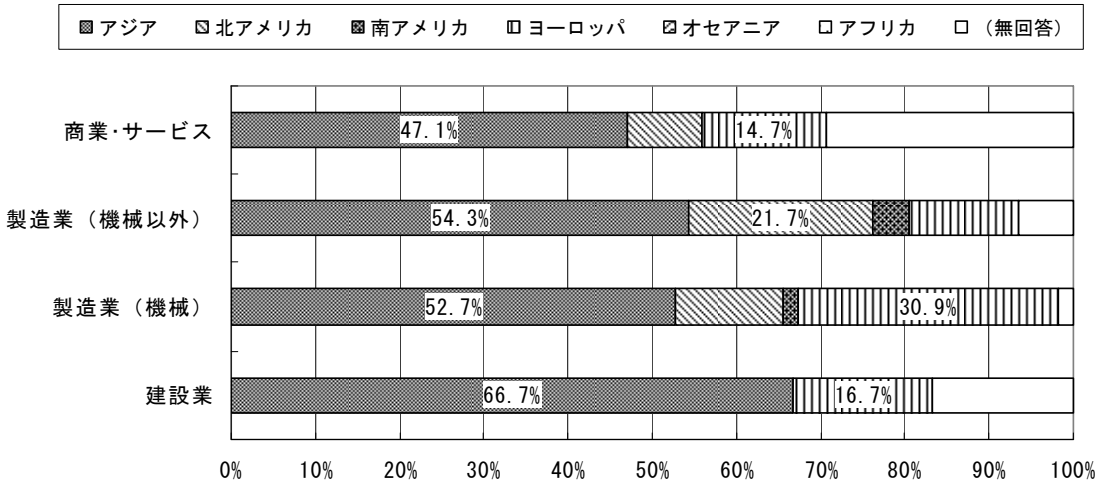

図 3-2-15　売上高 2 位_海外現地法人の機能（業種別）

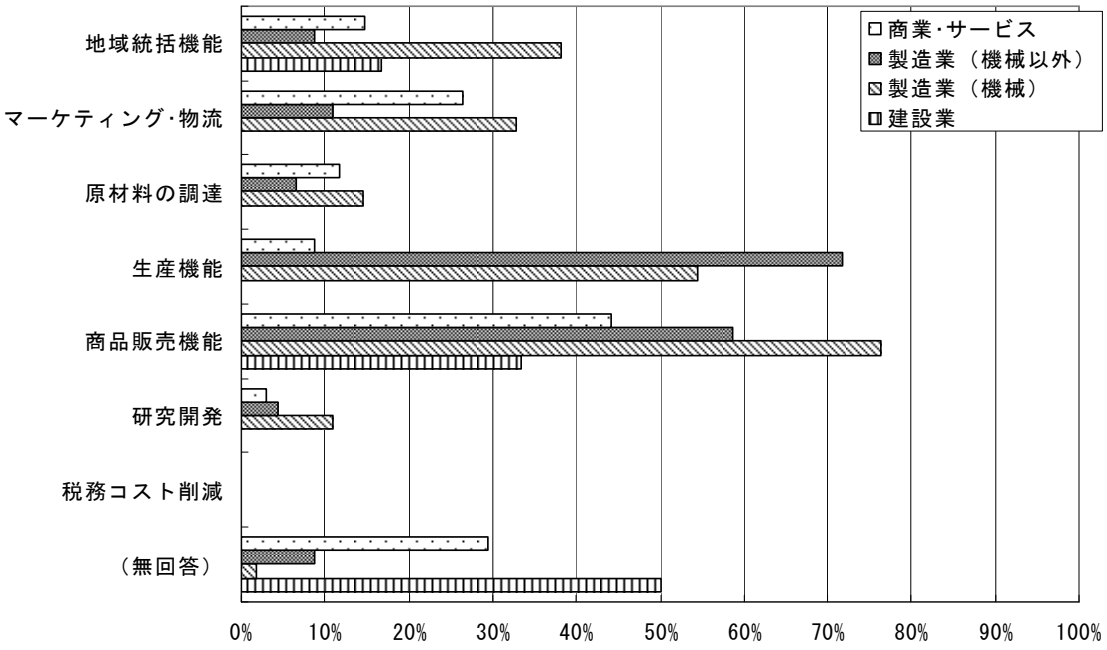

（２）海外事業の売上及び利益

①海外売上比率[24]

海外現地法人を設立している企業における海外売上比率（連結ベース）を見ると、「1割から3割未満」が24.1%、「1割未満」が23.4%、「3割から5割未満」が23.4%で中心を占めており、「5割以上」が19.1%となっている。

図 3-2-16　海外売上比率

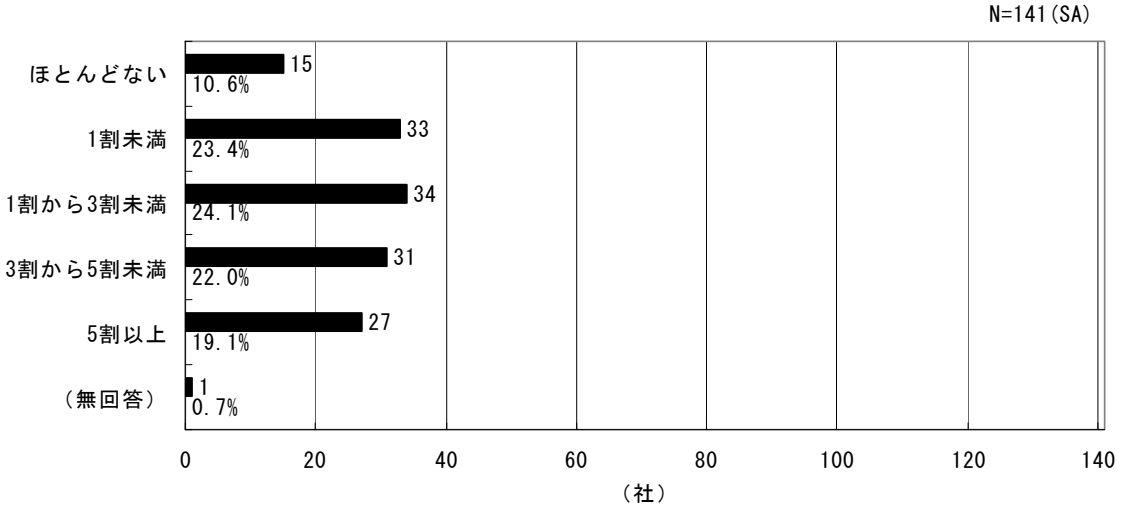

これを資本金規模別、業種別に見た結果は下図の通りである。

図 3-2-17　海外売上比率（資本金規模別）

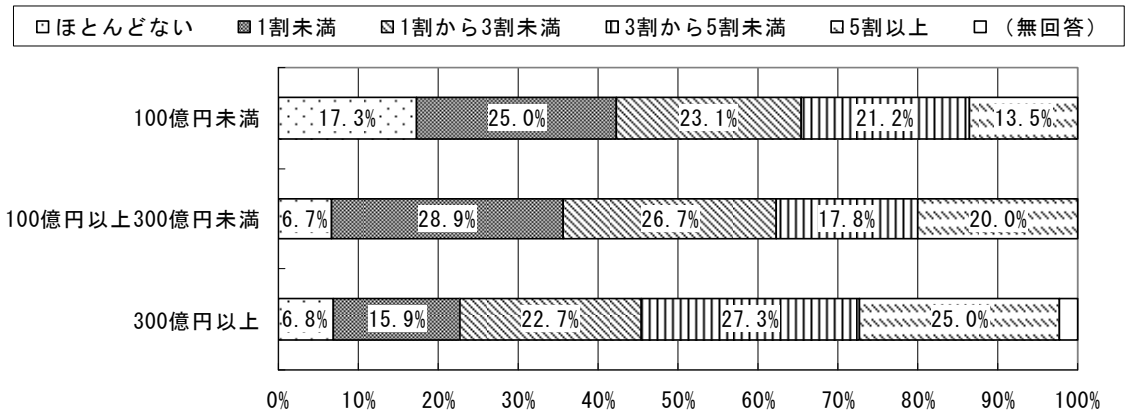

[24] 海外売上比率＝現地法人売上高／（現地法人売上高＋国内法人売上高）

図 3-2-18　海外売上比率（業種別）

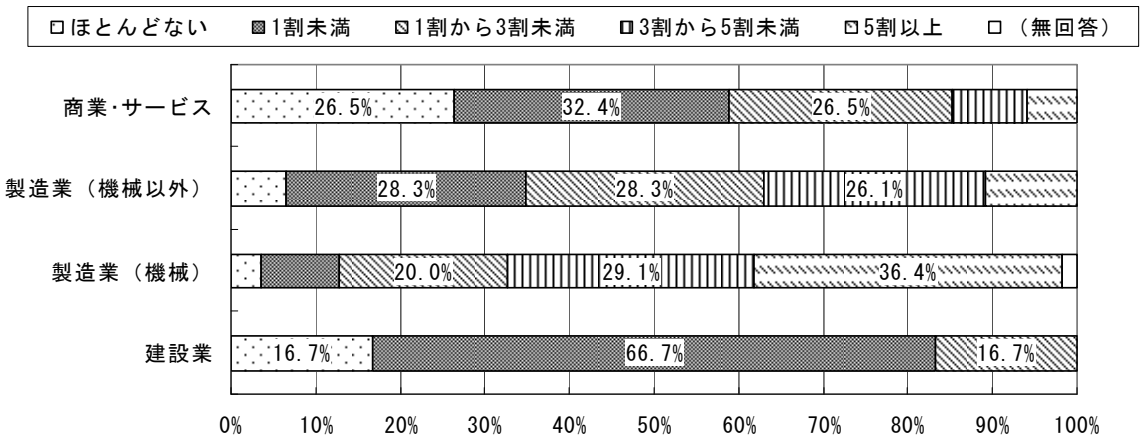

②海外利益率

海外現地法人を設立している企業における海外利益率（連結ベース）を見ると、「1割から 3 割未満」が 23.4%で最も多く、次いで「1 割未満」が 22.7%、「ほとんどない」が 19.9%、「3 割から 5 割未満」が 13.5%などとなっている。

図 3-2-19　海外利益率

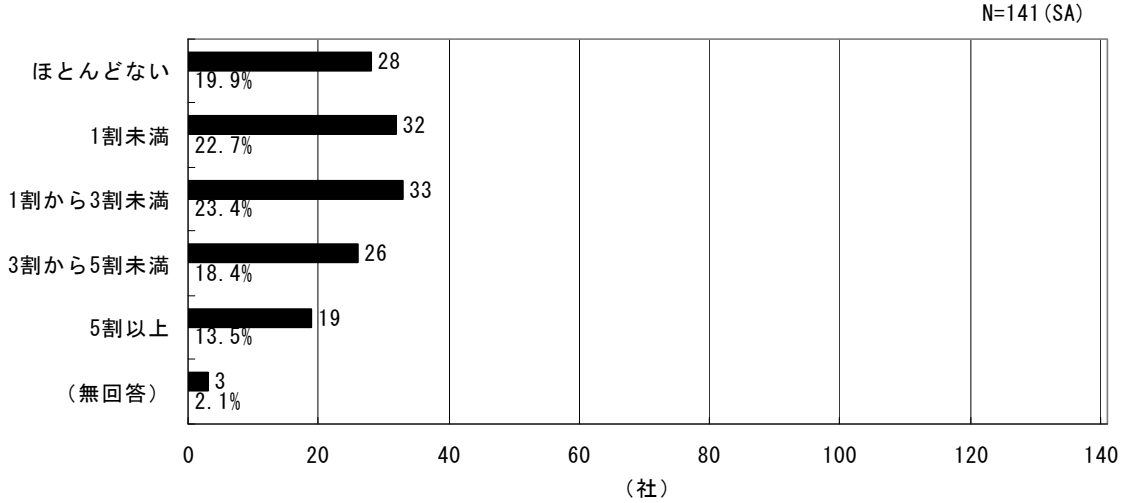

これを資本金規模別、業種別に見ると次の図の通りである。

図 3-2-20　海外利益率（資本金規模別）

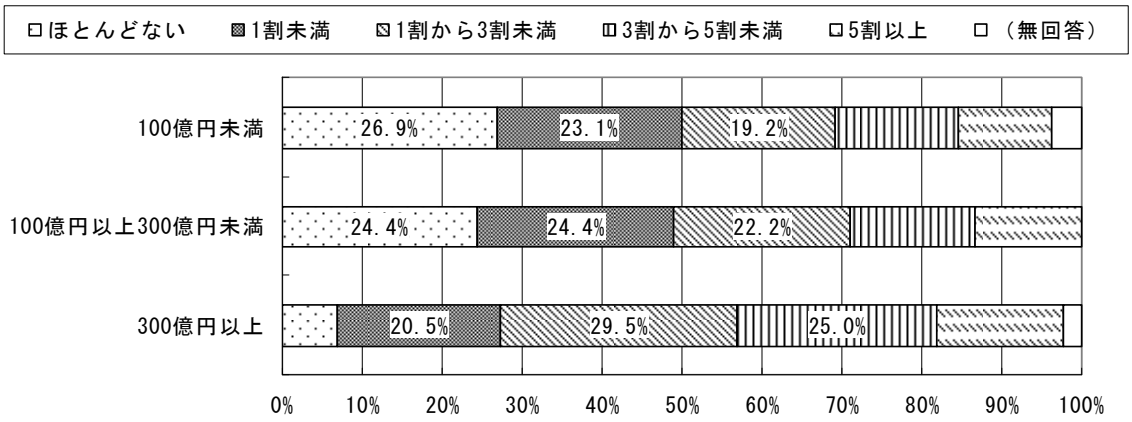

図 3-2-21　海外利益率（業種別）

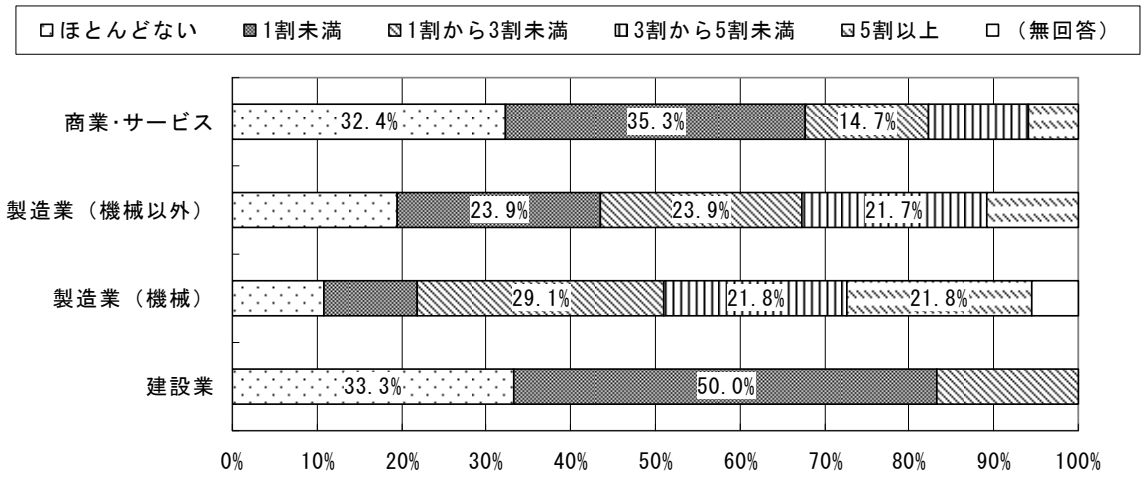

③海外子会社からの配当金の割合

海外現地法人を設立している企業における海外子会社からの配当金の割合を見ると、「ほとんどない」が 29.8%で最も多く、次いで「7 割以上」が 17.0%、「1 割から 3 割未満」が 14.9%、「5 割から 7 割未満」が 14.2%などとなっている。

図 3-2-22　海外子会社からの配当金の割合

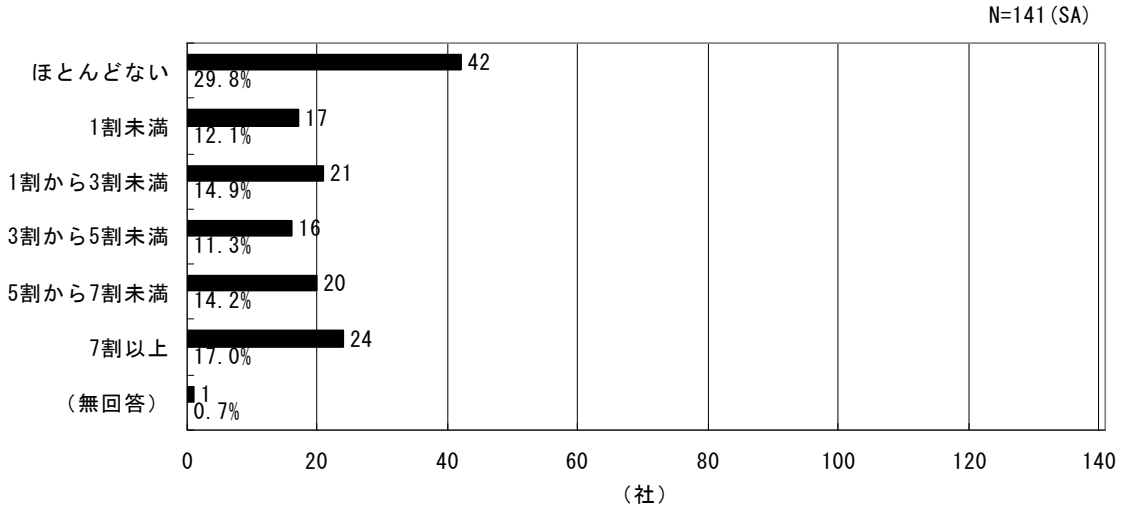

これを資本金規模別、業種別に見ると次の図の通りである。

図 3-2-23　海外子会社からの配当の割合（資本金規模別）

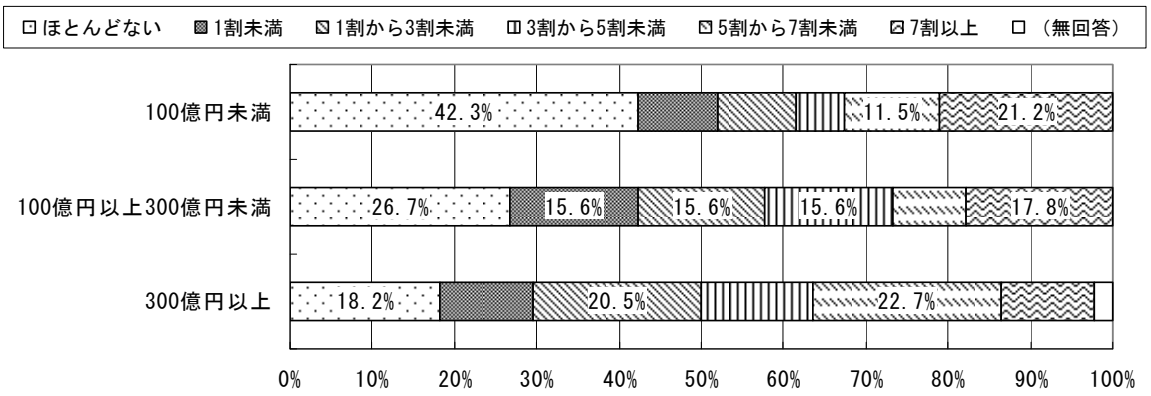

図 3-2-24　海外子会社からの配当の割合（業種別）

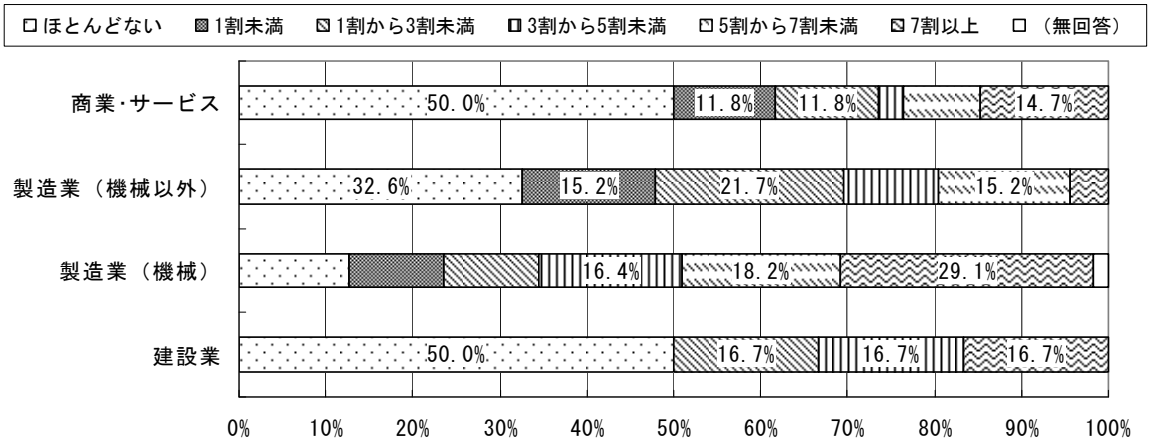

３．平成 19 年度、20 年度税制改正後の移転価格税制について

（１）移転価格税制の運営について

移転価格税制については、平成 19 年度において移転価格事務運営要領が改正された。その内容は、ⅰ）無形資産の範囲の明確化、ⅱ）独立企業間価格の算定方法の明確化、ⅲ）事前確認手続の整備などで、別冊事例集も創設された。この移転価格税制の新しい運用によって、企業では平成 19 年度の納税にどのような影響があったかを尋ねた結果は以下の通りである。

①税務当局との問題の恐れ

移転価格事務運営要領の改正は、参考事例集として分かり易いケース設定がなされているなど経済界からは概ね前向きに評価されているが、各企業に対し「税務当局との間で問題が生じる恐れが減少したか」を尋ねたところ、「はい（減少した）」と回答した企業は 59.0%にとどまり、「いいえ」と回答した企業は 34.2%となっている。

この「いいえ」と回答した理由（自由記述）には次のような点が挙げられている。

・参考事例集は典型的なケースを載せているのにとどまり、実際のケースに当てはめるのが困難。
・無形資産取引及びグループ内役務提供取引についてあいまい。
・調査時の拡大解釈等の可能性は十分にあり、問題を生じる恐れが減少したとまでは言えない。

図 3-3-1　税務当局との問題の恐れが減少したか

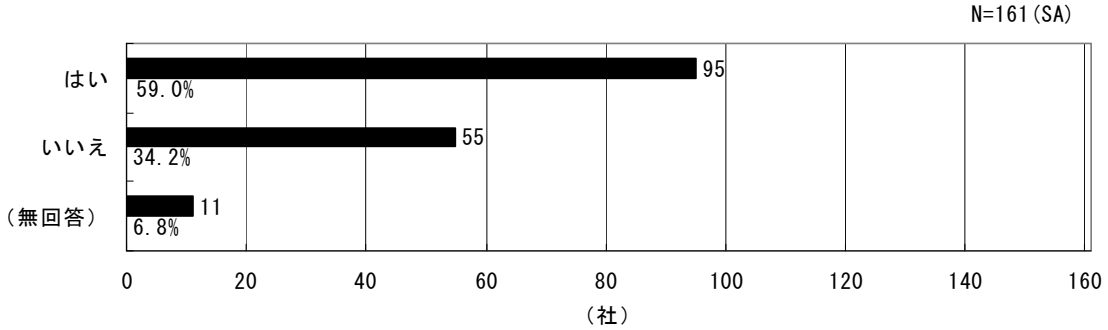

これを資本金規模別に見ると、「はい（減少した）」と回答した企業は、100 億円未満では 71.7%、100 億円以上 300 億円未満では 60.0%、300 億円以上では 43.1%となっている。

図 3-3-2　税務当局との問題の恐れが減少したか（資本金規模別）

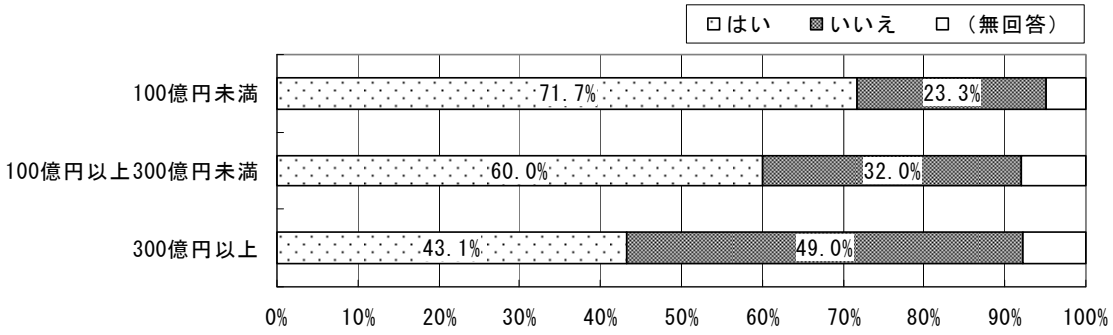

また、業種別に見ると、「はい（減少した）」と回答した企業は、商業･サービスでは 50.0%、製造業（機械以外）では 71.7%、製造業（機械）では 54.2%、建設業では 55.6% となっている。

図 3-3-3　税務当局との問題の恐れが減少したか（業種別）

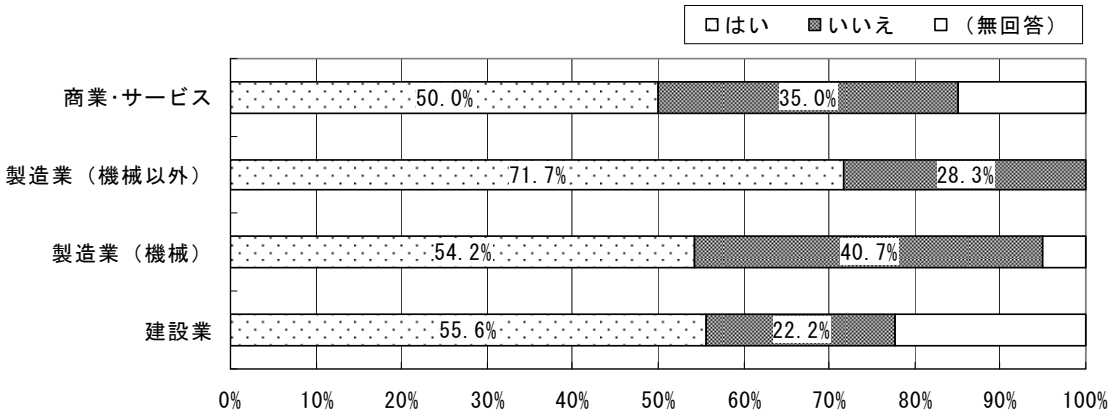

②納税業務の負担

税務当局との事前確認など、「納税業に要する時間や労力が減少したか」については、「はい（減少した）」と回答した企業が 44.1%に対し、「いいえ」と回答した企業が 46.6% と多くなっている。

この「いいえ」と回答した理由（自由記述）には次のような点が挙げられている。

・価格設定の根拠付けに従来からの大きな変更はなく労力は変わらない。
・税制への対応を行うために要する時間と労力、費用は増加している。
・事前確認のための資料作成など、時間、労力、費用負担が増大した。

図 3-3-4　納税業務の負担が減少したか

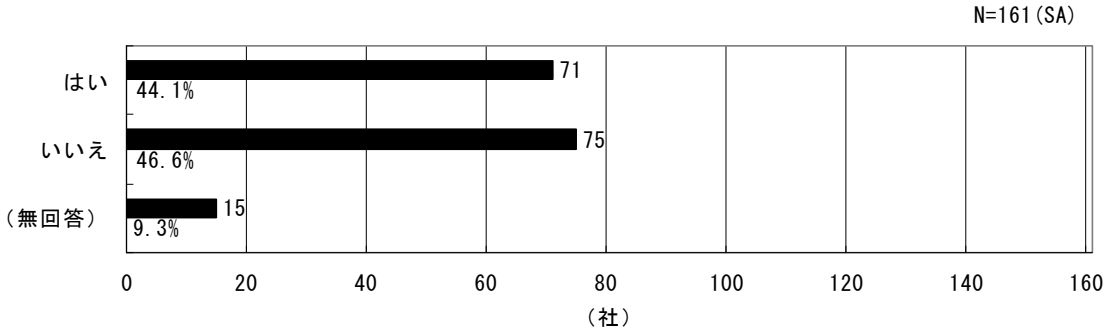

これを資本金規模別に見ると、「はい（減少した）」と回答した企業は、100 億円未満では 58.3%、100 億円以上 300 億円未満では 46.0%、300 億円以上では 25.5%となっている。

図 3-3-5　納税業務の負担が減少したか（資本金規模別）

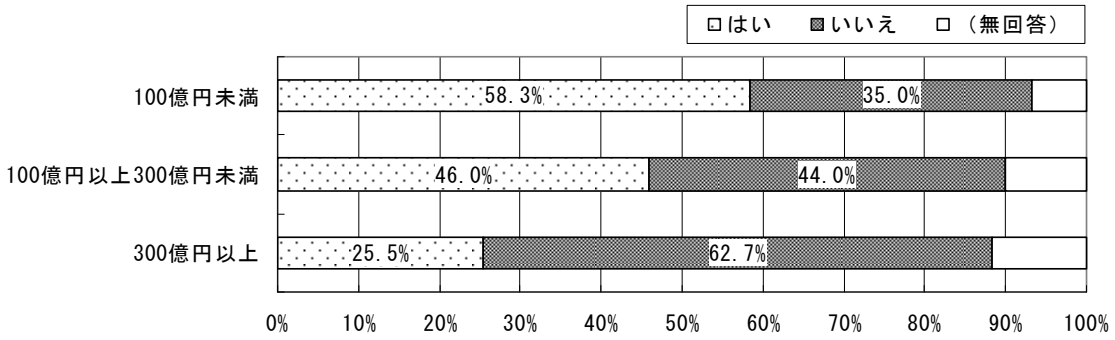

また、業種別に見ると、「はい（減少した）」と回答した企業は、商業･サービスでは 42.5%、製造業（機械以外）では 50.9%、製造業（機械）では 37.3%、建設業では 55.6%となっている。

図 3-3-6　納税業務の負担が減少したか（業種別）

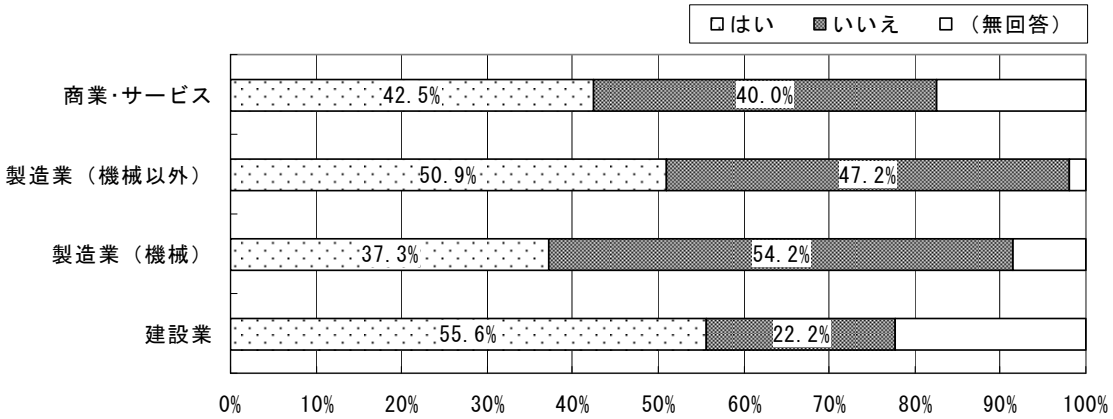

③平成 19 年度の納税での問題の有無

無形資産や役務提供取引、国外関連者の範囲などについては税務当局の見解が異なる場合が多いと言われるが、その他の点も含めて、平成 19 年度の納税について問題となった点の有無については、87.6%の企業が「問題はなかった」と回答している。

5.6%の企業が「問題があった」と回答しているが、その内容には次のようなものが挙げられている。

・本社人員の海外出張費の海外子会社負担の範囲につき見解の違いがあった。
・合弁会社との取引は常に悩みの種である。

図 3-3-7　平成 19 年度の納税での問題有無

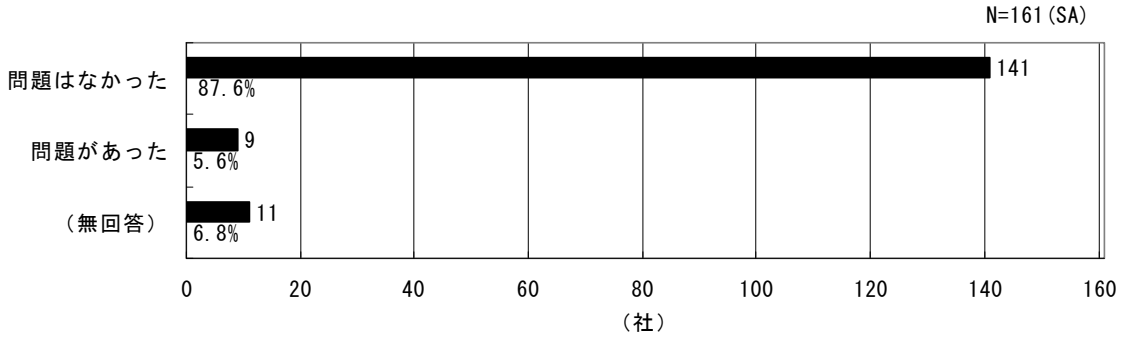

これを資本金規模別に見ると、「問題はなかった」と回答した企業は、100 億円未満では 91.7%、100 億円以上 300 億円未満では 90.0%、300 億円以上では 80.4%となっている。

図 3-3-8　平成 19 年度の納税での問題有無（資本金規模別）

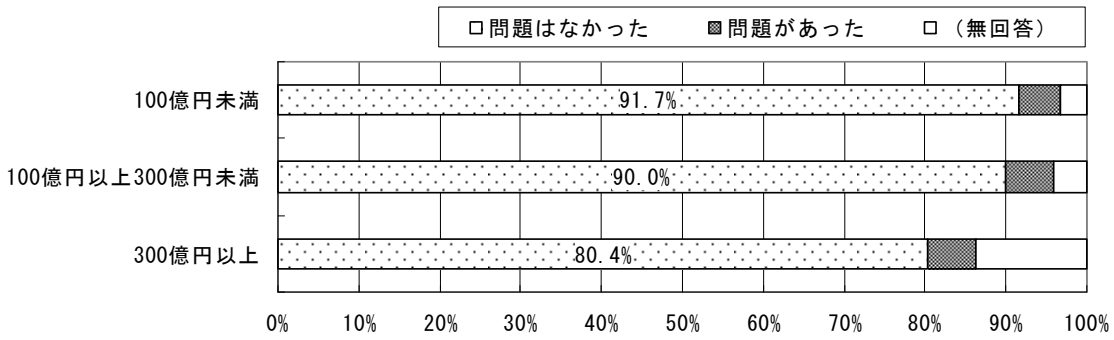

また、業種別に見ると、「問題はなかった」と回答した企業は、商業･サービスでは 80.0%、製造業（機械以外）では 90.6%、製造業（機械）では 88.1%、建設業では 100.0%となっている。

図 3-3-9　平成 19 年度の納税での問題有無（業種別）

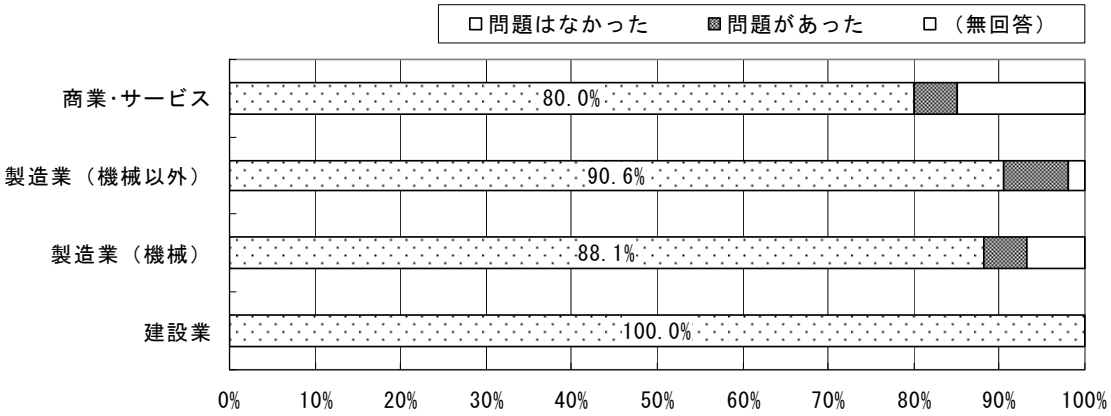

（２）移転価格税制の運用面の問題と要望について

①相互協議中の納税猶予制度の創設に係る評価

移転価格税制の適用による更正処分によって生じるキャッシュフローの悪化について改善を求める多くの声に対し、相互協議中の納税猶予制度が平成 19 年度改正で国税について、平成 20 年度改正で地方税についても措置され、納税猶予期間中の延滞税も免除されることになった。これらの措置に対する企業の評価を尋ねたところ、「課税後の問題点が課税され、高く評価する」が 16.1%、「概ね評価する」が 76.4%となっており、92.5%の企業がこれらの措置を評価している。

図 3-3-10　相互協議中の納税猶予制度の創設に係る評価

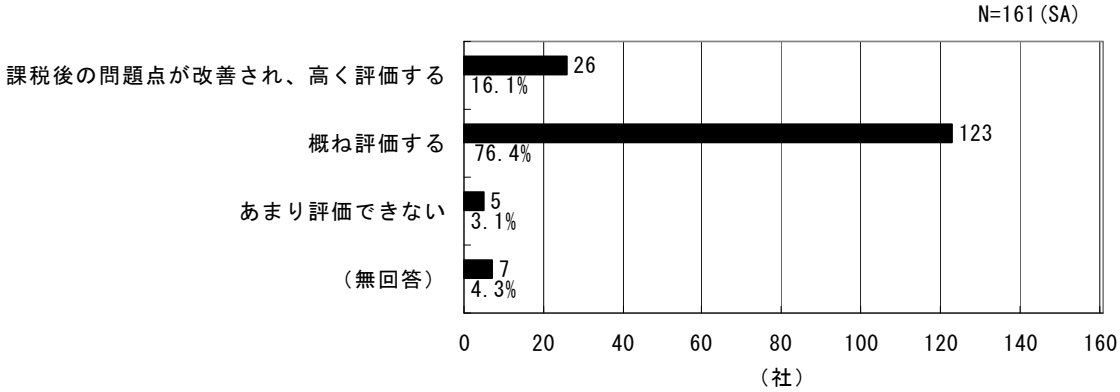

これを資本金規模別に見ると、100 億円未満では 95.0%、100 億円以上 300 億円未満では 94.0%、300 億円以上では 88.2%の企業がこれらの措置を評価している。

図 3-3-11　相互協議中の納税猶予制度の創設に係る評価（資本金規模別）

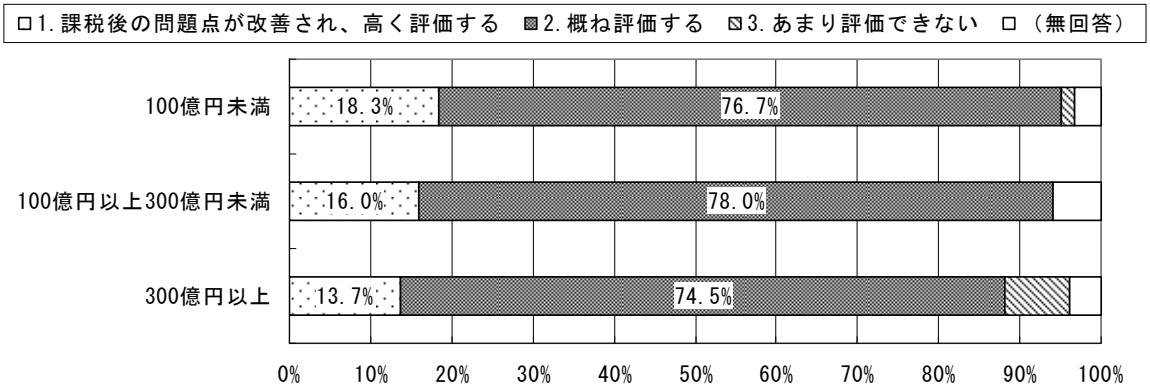

また、業種別に見ると、商業･サービスでは 85.0%、製造業（機械以外）では 98.2%、製造業（機械）では 96.6%、建設業では 66.7%の企業がこれらの措置を評価している。

図 3-3-12　相互協議中の納税猶予制度の創設に係る評価（業種別）

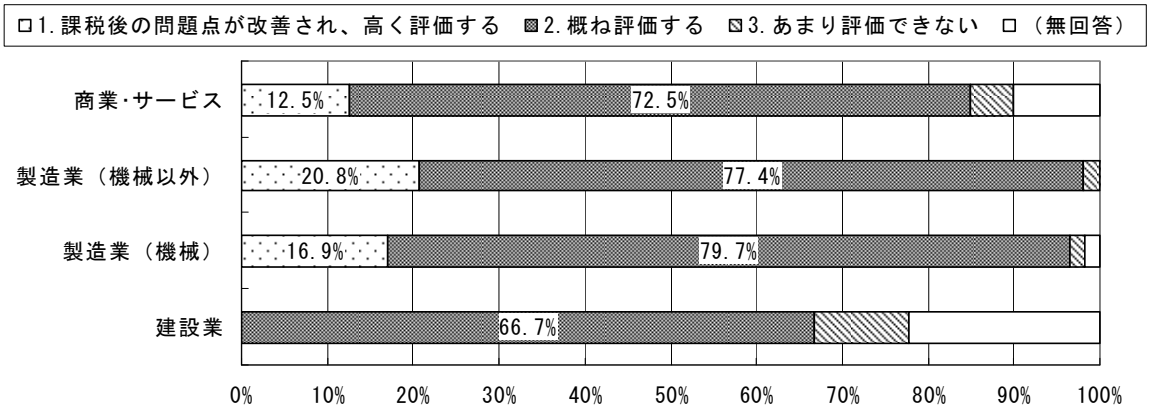

②移転価格税制の運用をめぐる問題

移転価格税制については、今後の運用をめぐって次のような様々な意見が出されている。

（ⅰ）国外関連者の範囲に関する判断基準が形式的にすぎる
（ⅱ）移転価格の算定方法等のすり合わせに時間を要する
（ⅲ）事前確認申請期限の前倒しが行われると負担が重くなる
（ⅳ）国外関連者へのサービス提供の定義があいまいである

上記の各項目に対する企業の考えを尋ねたところ、「YES（そう思う）」と回答した企業はいずれの項目についても少ない。なお、4 つの項目内では「移転価格の算定方法等

のすり合わせに時間を要する」が 26.1%で最も多い。

また、これらを資本金規模別、業種別に見た結果は下図の通りである。

図 3-3-13　移転価格税制の運用をめぐる問題（「YES」の回答数）

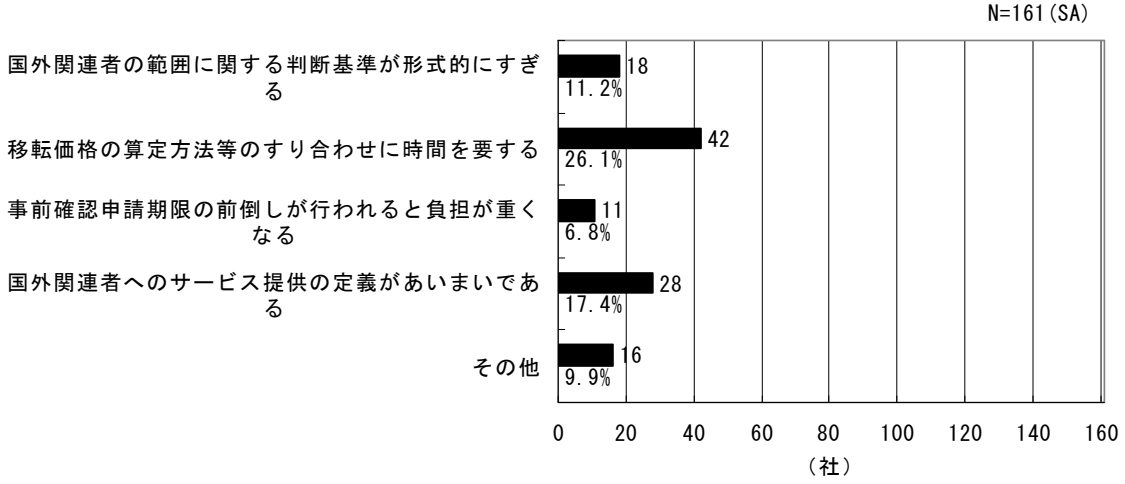

図 3-3-14　移転価格税制の運用をめぐる問題（資本金規模別）（「YES」の回答数）

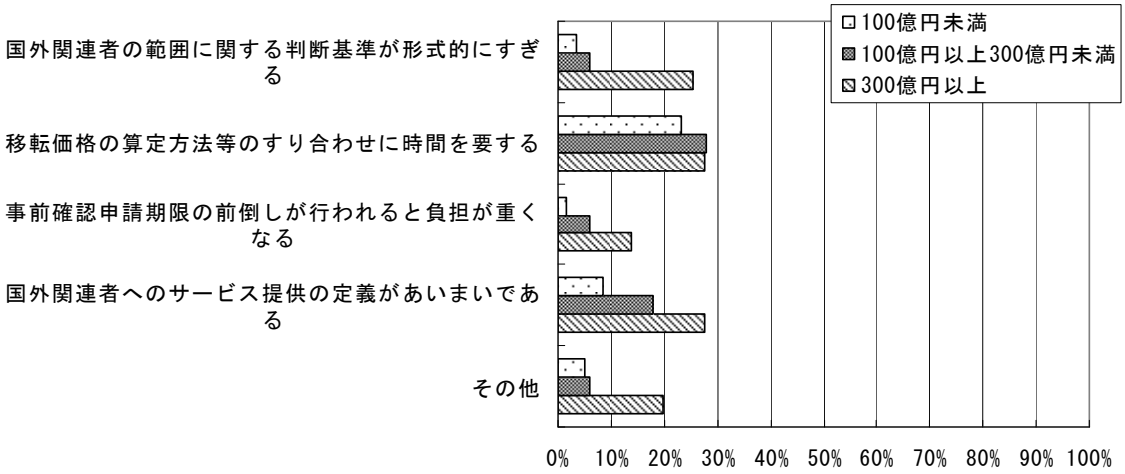

図 3-3-15　移転価格税制の運用をめぐる問題（業種別）（「YES」の回答数）

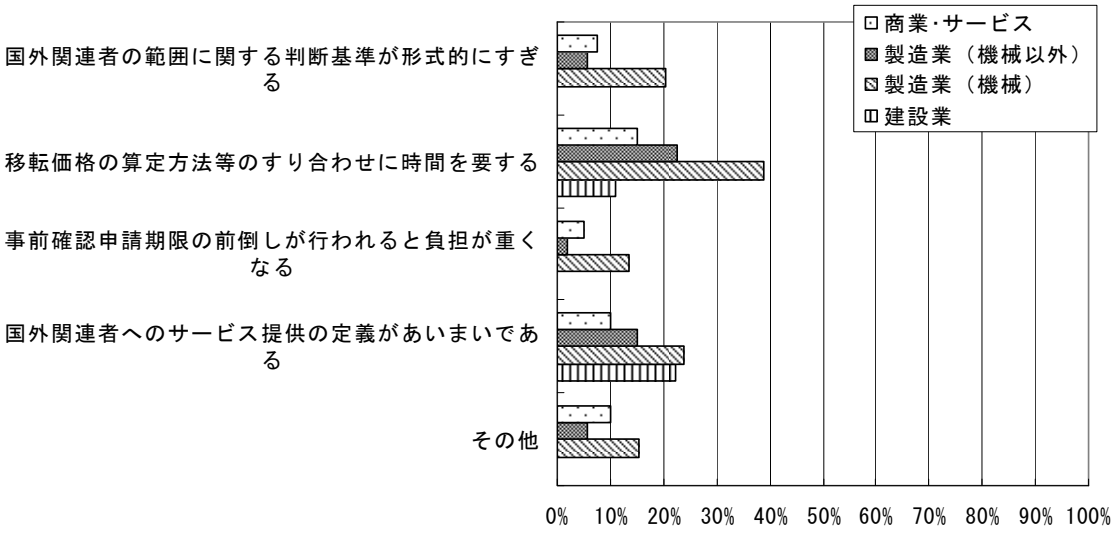

（ｉ）「国外関連者の範囲に関する判断基準が形式的にすぎる」について

11.2%の企業が「YES（そう思う）」と回答しているが、その理由（自由記述）には次のような点が挙げられている。

・JV（Joint Venture）の主要株主に該当しても、JV の所在地国の状況によっては主要株主の意向と異なることが生ずる可能性がある。そのような場合にも形式的に移転価格税制を適用するのは疑問を感じる。

・例えば、出資比率 50%で明らかに支配権のない状況でも形式基準により判定されるのは明らかに本来の趣旨から外れており、問題と考えている。

（ⅱ）「移転価格の算定方法等のすり合わせに時間を要する」について

26.1%の企業が「YES（そう思う）」と回答しているが、その理由（自由記述）には次のような点が挙げられている。

・独立企業間価格の算定が困難な場合がある。比較対象企業の選定が形式的である。

・無形資産がある場合の算定方法が恣意的。RPSM[25]は法令で明記されていない。

・重要な無形資産がある場合、RPSMの提要があるが、無形資産の存無の判断でTNMM[26]の適用の可能性があるため。

・現在 APA 申請中であるが、時間と会社単独でできないため、コンサル費用が掛かり過ぎる。

（ⅲ）「事前確認申請期限の前倒しが行われると負担が重くなる」について

6.8%の企業が「YES（そう思う）」と回答しているが、その理由（自由記述）には

[25] 残余利益分割法（Residual Profit Split Method）
[26] 取引単位営業利益法（Transactional Net Margin Method）

次のような点が挙げられている。

・APA を継続して申請しているが、事業環境の変化が激しく、更新申請できる可能性が低い。毎回更新の扱いとなる可能性が高いため、申請内容の見極めに時間を要する。見極めが完了していないうちに APA 申請だけを提出させるような順序は社内の理解を得ることが難しくなる。

・特に新規事業については過去の実績がないため、申請資料の作成が困難である。

・事実上、移転価格算定を事前確認期間開始前に行わなければならないため、予測精度が低下する。

（ⅳ）「国外関連者へのサービス提供の定義があいまいである」について

17.4%の企業が「YES（そう思う）」と回答しているが、その理由には次のような点が挙げられている。

・株主業務と役務提供の区分。

・本社の株主活動が狭くなったのに伴い、子会社への本経費請求の必要性が高まったが、マネジメントフィーの損金性を含め整理すべき点が非常に多い。

・有償･無償の判定基準が曖昧であり、企業側の予見可能性が確保されていない。

（ⅴ）その他

9.9%の企業が「YES（そう思う）」と回答しているが、その内容として次のような点が挙げられている。

・移転価格税制による課税と国外関連者寄付金課税の区分を明確にすること。

・国家間での二重課税排除のため、政府間合意なくば課税しない、もしくは、政府間合意できない場合は、仲裁に委ねるような国際ルール構築をお願いしたい。

・専門家のアドバイザーなくして APA 取得は難しく、コスト負担が大きい。

４．外国税額控除制度、特に海外子会社配当について

（１）外国税額控除制度の利用に関する実態

①外国税額控除限度額の超過

外国法人税が課された所得に対して、日本の法人税が課された場合には、外国税額控除の適用がある。外国法人税額は原則全額控除することができるが、控除限度額を超える部分は控除することができない。控除限度額を超える外国法人税額は、翌期以降 3 年間繰越、その繰越期間の控除限度額から控除することができる。こうした制度下において控除限度額を超過する場合の有無等の状況を尋ねたところ、「超過することはほとんどない」（32.3%）もしくは「超過することは少ない」（29.8%）と回答した企業は 62.1%となっている。

一方、「恒常的に超過している」（5.6%）もしくは「超過することが多い」（13.7%）と回答した企業は 19.3%となっているが、主にどのような所得に係る税額が控除限度額を超過しているかについては、配当金やロイヤリティなどが挙げられている。

図 3-4-1　外国税額控除限度額の超過

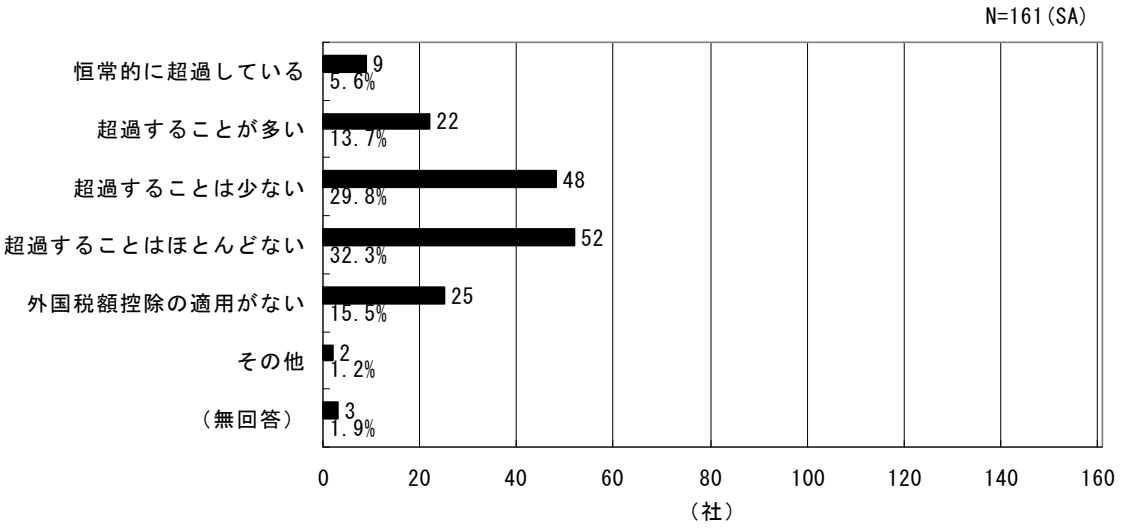

これを資本金規模別に見ると、

・「恒常的に超過している」及び「超過することが多い」と回答した企業は、100 億円未満では 10.0%、100 億円以上 300 億円未満では 32.0%、300 億円以上では 17.6%となっている。

・一方、「超過することは少ない」及び「超過することはほとんどない」と回答した企業は、100 億円未満では 68.3%、100 億円以上 300 億円未満では 56.0%、300 億円

以上では60.8%となっている。

図 3-4-2　外国税額控除限度額の超過（資本金規模別）

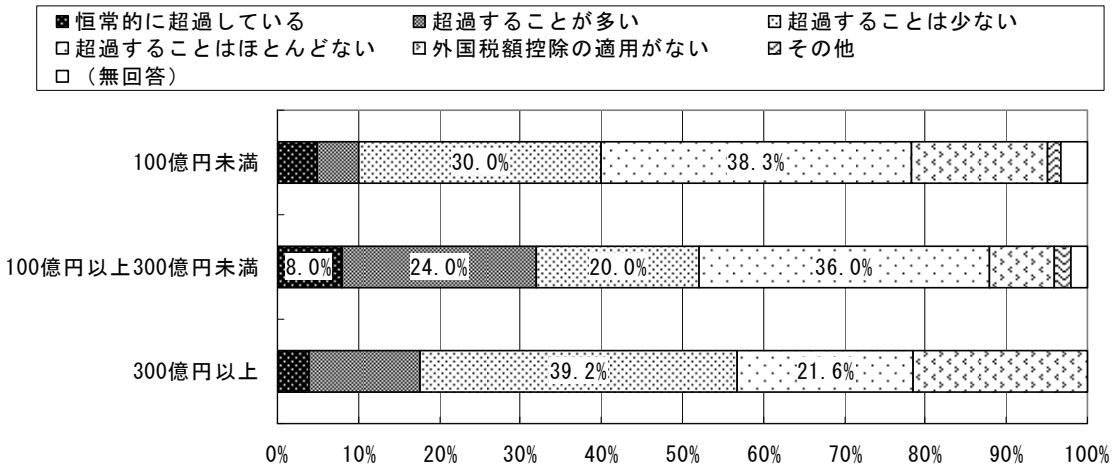

また、業種別に見ると、

・「恒常的に超過している」及び「超過することが多い」と回答した企業は、商業･サービスでは7.5%、製造業（機械以外）では22.7%、製造業（機械）では25.4%、建設業では11.1%となっている。

・一方、「超過することは少ない」及び「超過することはほとんどない」と回答した企業は、商業･サービスでは65.0%、製造業（機械以外）では64.2%、製造業（機械）では61.0%、建設業では44.4%となっている。

・また、建設業では他の業種に比べて「外国税額控除の適用がない」（44.4%）と回答した企業が多い。

図 3-4-3　外国税額控除限度額の超過（業種別）

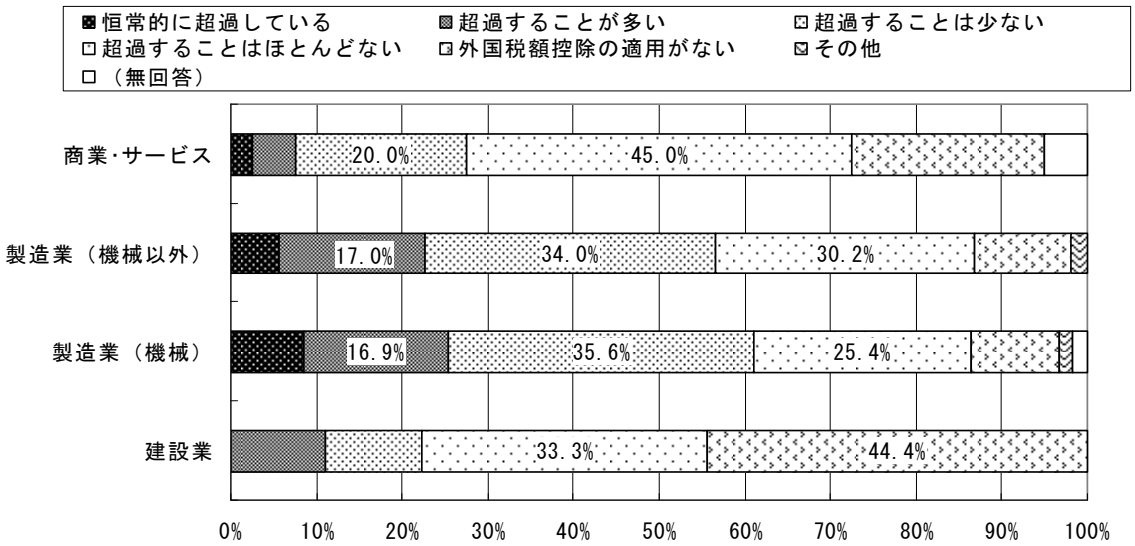

（２）海外子会社配当の益金不算入制度導入の骨子に対する評価

平成20年8月22日、経済産業省から「我が国企業の海外利益の資金還流について　～海外子会社からの配当についての益金不算入制度導入に向けて～」が公表された。これは、経済産業省の「経済社会の持続的発展のための企業税制改革に関する研究会」の国際租税小委員会が議論を重ね、経済産業省の平成 21 年度税制改正要望のためにまとめられたもので、制度改正の骨子は下表の通りである。

対象所得	海外子会社からの配当のみ。
適用対象子会社	原則 25%以上出資する海外子会社。 （株式保有期間は 6 ヶ月以上）
益金不算入額（割合）	国内で非課税とする受取配当額の割合は、①「配当額の一定の割合」、②「配当額からそれを受け取るのにかかった経費を差し引いた額」の二案を検討。
（益金不算入となる配当に係る）源泉税	直接外国税額控除の対象外、損金算入の適用もなし。
租税回避行為防止措置	益金不算入制度を濫用して租税回避を図るようなスキームの抑止措置として、移転価格税制や外国子会社合算税制（タックス･ヘイブン対策税制）の運用強化も検討。

こうした改正案に対する企業の評価を尋ねた結果は次の通りである。

①対象となる受取所得の範囲

対象となる受取所得の範囲については、「配当に限るべきである」（26.7%）と「支店利益など配当以外にも拡大するべきである」（24.8%）が拮抗している。それ以外では、「わからない／どちらともいえない」と回答した企業が 45.3%と約半数を占めている。

ここで、「配当に限るべきである」と回答した理由には、

・制度の早期実現に向けて「配当」に限定すべき。ただし、理論的整合性の観点からは、支店利益も検討課題として残置すべき。
・範囲の定義が困難なため、明確な基準により配当に限定した方がよい。

などが挙げられている。

一方、「支店利益など配当以外にも拡大するべきである」と回答した理由（自由記述）には、

・支店であっても「恒久的施設」である限り現地で納税しているはずで、二重課税防止の観点からは支店利益も含めるべき。

・法人か支店かは設立形態の違いであり、支店利益の還流も実質的には「配当」として捉えるべき。
・子会社株式譲渡益についても中長期的に益金不算入とすべきである。
などが挙げられている。

図 3-4-4　対象とする受取所得の範囲について

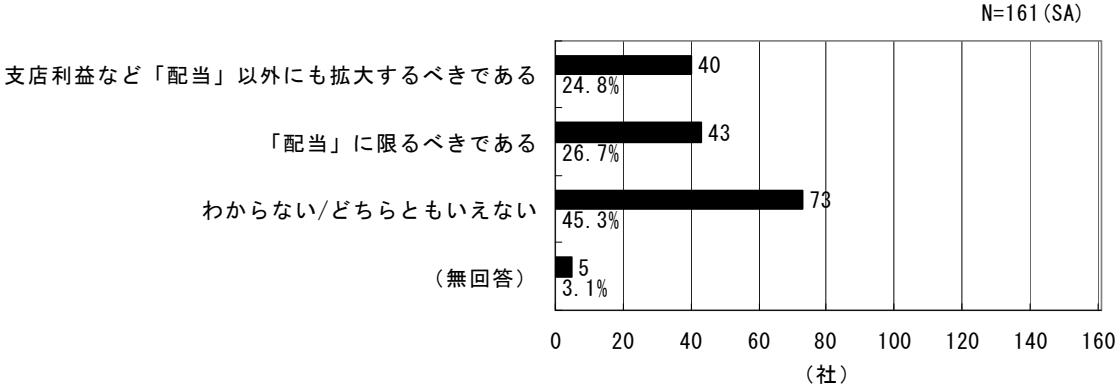

これを資本金規模別に見ると、
・「配当に限るべきである」と回答した企業は、100 億円未満では 28.3%、100 億円以上 300 億円未満では 22.0%、300 億円以上では 29.4%となっている。
・「支店利益など配当以外にも拡大するべきである」と回答した企業は、100 億円未満では 30.0%、100 億円以上 300 億円未満では 20.0%、300 億円以上では 23.5%となっている。

図 3-4-5　対象とする受取所得の範囲について（資本金規模別）

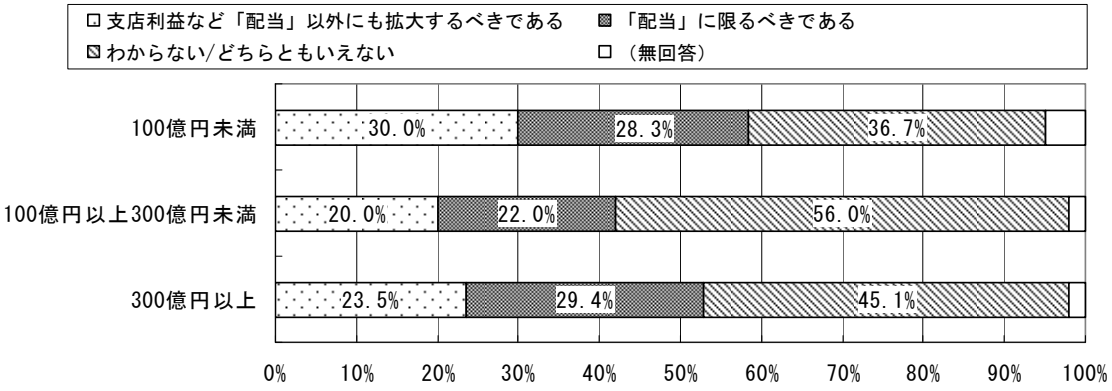

また、業種別に見ると、
・「配当に限るべきである」と回答した企業は、商業･サービスでは 17.5%、製造業（機械以外）では 35.8%、製造業（機械）では 27.1%、建設業では 11.1%となっている。

・「支店利益など配当以外にも拡大するべきである」と回答した企業は、商業･サービスでは 20.0%、製造業（機械以外）では 28.3%、製造業（機械）では 27.1%、建設業では 11.1%となっている。

図 3-4-6　対象とする受取所得の範囲について（業種別）

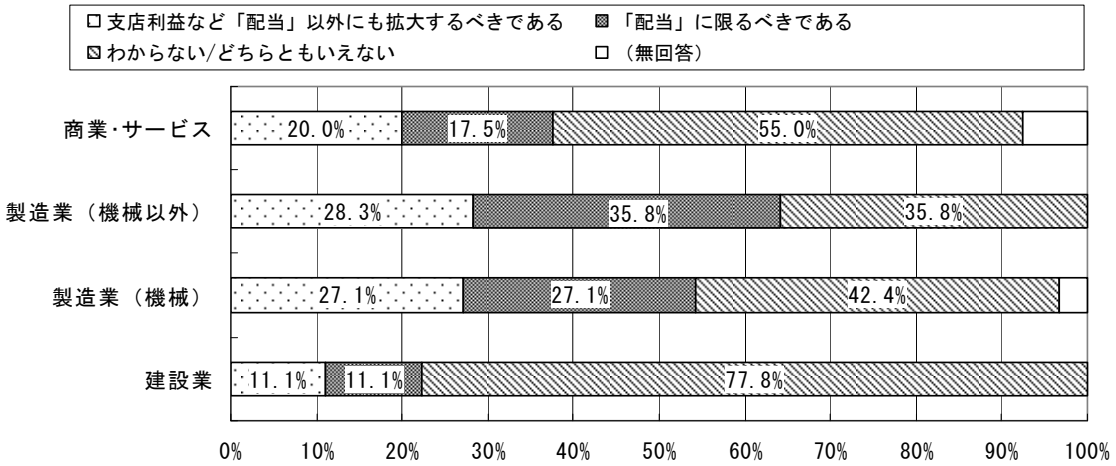

②非課税とする受取配当額の割合

非課税とする受取配当額の割合については、「配当額の一定割合とするのが妥当である」と回答した企業が 50.9%を占めており、「配当額からそれを受け取るのにかかった経費を差し引いた額が妥当である」と回答した企業は 21.1%となっている。

「配当額の一定割合とするのが妥当である」と回答した理由には、

・実額の計算は煩雑となるため、定額（例えば 5%）が好ましい。

・実際にかかった経費より一定割合にした方が、管理上ミスも少なくなる。

・単純一定割合とした方が、脱法行為･当局の恣意的な取扱を阻止できる。

などが挙げられている。

一方、「配当額からそれを受け取るのにかかった経費を差し引いた額が妥当である」と回答した理由には、

・一定割合の根拠が曖昧になる恐れがある。

・一定割合が 5%または 10%と決められた場合、負債利子が少ない当業界では実額控除の方が断然有利である。

・正味利益の額と合致するので理に適っていると考えられる。

などが挙げられている。

図 3-4-7　非課税とする受取配当額の割合について

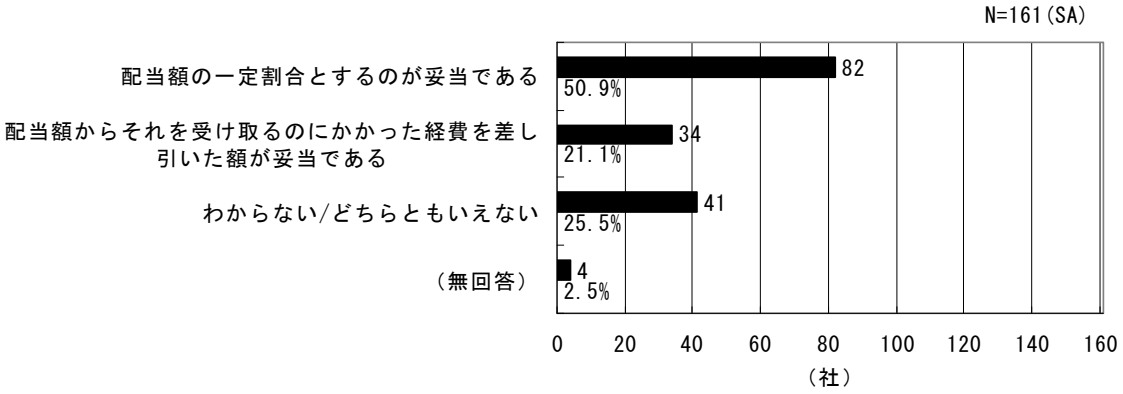

これを資本金規模別に見ると、

・「配当額の一定割合とするのが妥当である」と回答した企業は、100 億円未満では 45.0%、100 億円以上 300 億円未満では 42.0%、300 億円以上では 66.7%となっている。

・一方、「配当額からそれを受け取るのにかかった経費を差し引いた額が妥当である」と回答した企業は、100 億円未満では 25.0%、100 億円以上 300 億円未満では 24.0%、300 億円以上では 13.7%となっている。

図 3-4-8　非課税とする受取配当額の割合について（資本金規模別）

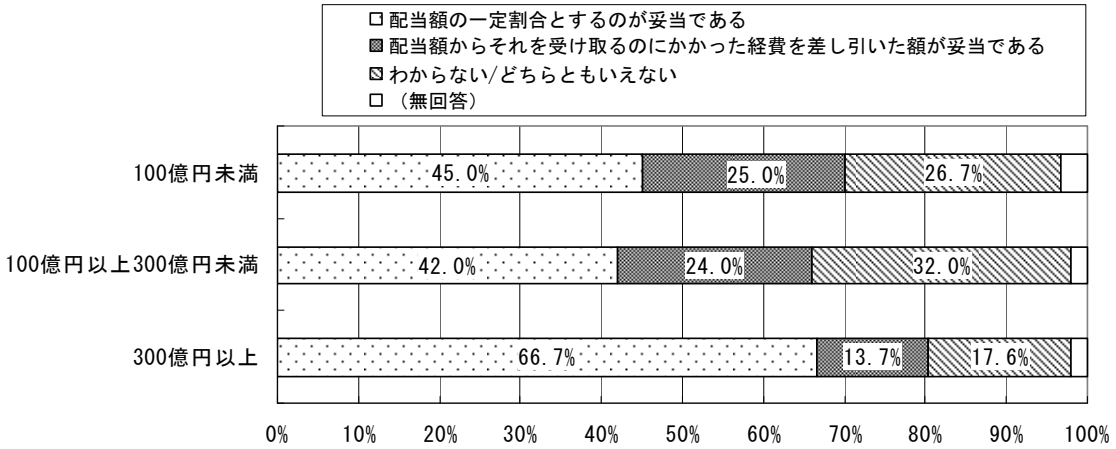

また、業種別に見ると、

・「配当額の一定割合とするのが妥当である」と回答した企業は、商業・サービスでは 50.0%、製造業（機械以外）では 58.5%、製造業（機械）では 49.2%、建設業では 22.2%となっている。

・一方、「配当額からそれを受け取るのにかかった経費を差し引いた額が妥当である」と回答した企業は、商業・サービスでは 17.5%、製造業（機械以外）では 20.8%、製

造業（機械）では 23.7%、建設業では 22.2%となっている。

図 3-4-9　非課税とする受取配当額の割合について（業種別）

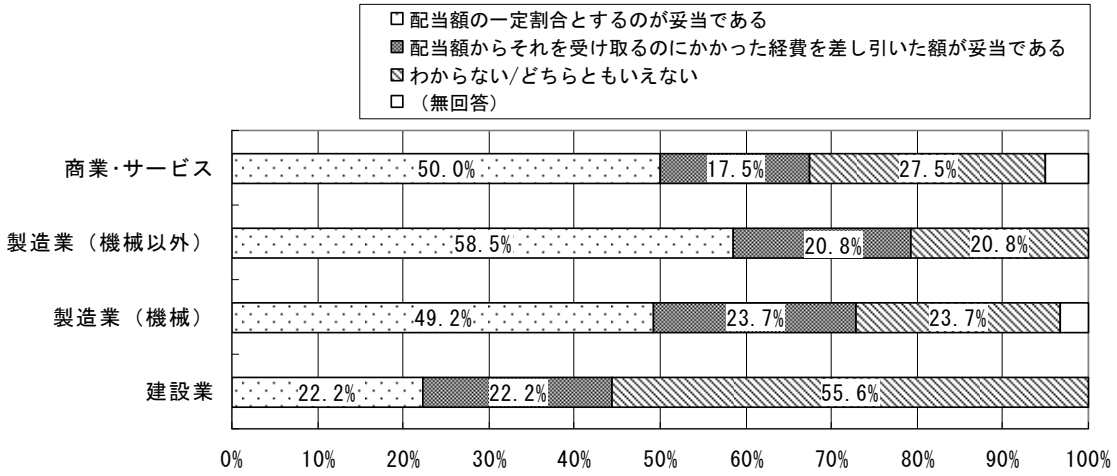

③子会社の出資要件

子会社の出資要件[27]については、「妥当である」と回答した企業が 59.6%、「妥当とはいえない」と回答した企業は 14.3%となっている。

「妥当である」と回答した理由には、

・現行の間接外国税額控除制度と同一基準。

・国内関係会社配当に係る益金不算入との整合性。

などが挙げられている。

一方、「妥当とはいえない」と回答した理由には、

・一般的な租税条約との整合性を考えると 10%以上とすべき。

・会計上の持分法適用関連会社と整合させるのも一考。

・当該税額控除制度は、外国子会社よりも配当を受領した際、支店形態での海外進出とのバランス上、配当の基礎となった所得に係る外国法人税の控除を認めるものであり、所有比率による制限は本来の意図に反するため。

などが挙げられている。

[27] 株式出資比率 25%以上かつ株式保有期間 6 ヶ月以上。

図 3-4-10　子会社の出資要件について

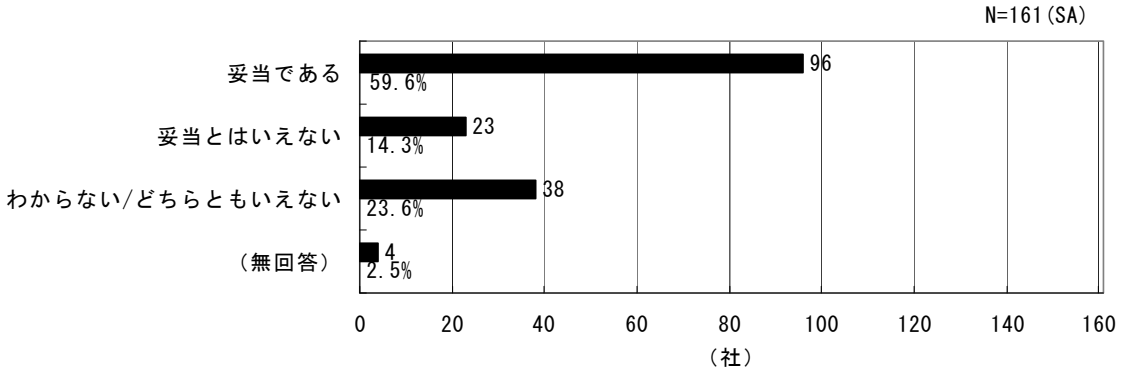

これを資本金規模別に見ると、「妥当である」と回答した企業は、100 億円未満では 60.0%、100 億円以上 300 億円未満では 56.0%、300 億円以上では 62.7%となっている。

図 3-4-11　子会社の出資要件について（資本金規模別）

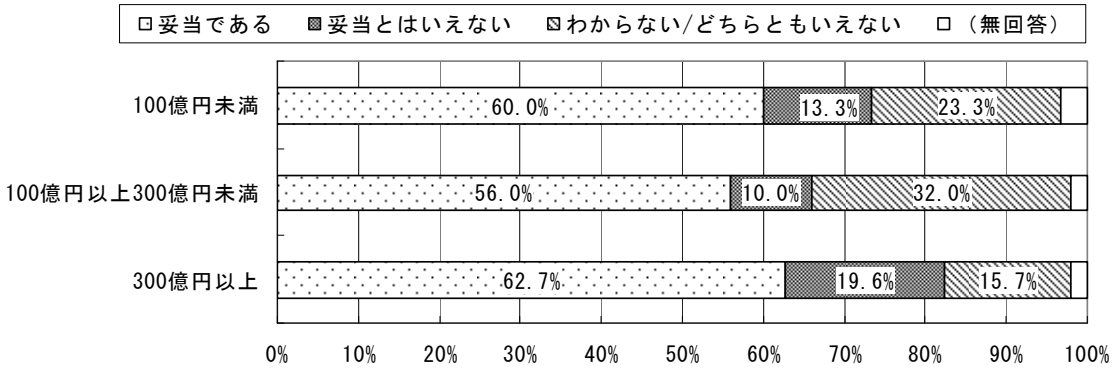

また、業種別に見ると、「妥当である」と回答した企業は、商業・サービスでは 42.5%、製造業（機械以外）では 73.6%、製造業（機械）では 62.7%、建設業では 33.3%となっている。

図 3-4-12　子会社の出資要件について（業種別）

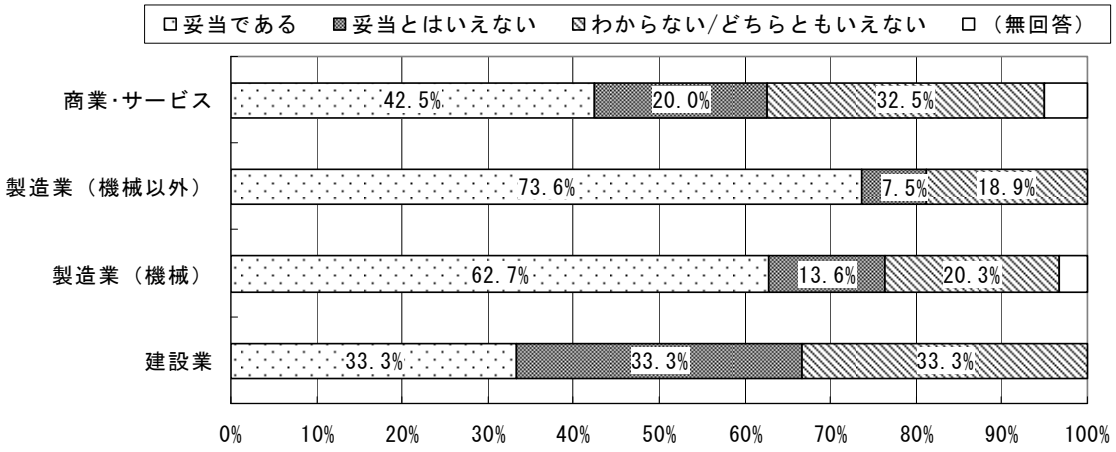

④移転価格税制や外国子会社合算税制の運用強化

移転価格税制や外国子会社合算税制の運用強化については､｢妥当である｣が 19.9%、「妥当とはいえない」が 26.7%、「わからない／どちらともいえない」が 50.3%となっている。

「妥当である」と回答した理由には、

・国際的に移転価格税制の執行が高まりを見せる中、日本だけが同税制の更新となることは、不利益を生む可能性があるため、同税制の運用強化は妥当と考える。ただし、当局は更正前に企業の実態把握に努めるべきであり、「課税は遺憾」と発表されるような事態を防ぐべきと考える。

などが挙げられている。

一方、「妥当とはいえない」と回答した理由には、

・海外子会社配当益金不算入制度の導入を直ちに単純な執行強化に結びつけるべきではない。（濫用的租税回避スキームに対しては既存の税制で対策が図られているはずである。）

・既に十分に強化されており、今回の子会社配当益金不算入をきっかけに更に強化する理由は見当たらない。

などが挙げられている。

図 3-4-13　移転価格税制や外国子会社合算税制の運用強化について

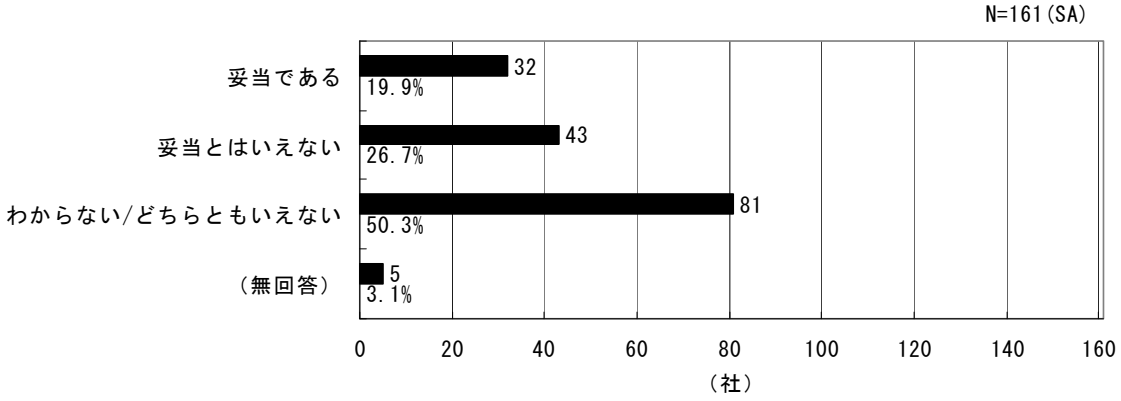

これを資本金規模別に見ると、

・「妥当である」と回答した企業は、100 億円未満では 30.0%、100 億円以上 300 億円未満では 18.0%、300 億円以上では 9.8%となっている。

・一方、「妥当とはいえない」と回答した企業は、100 億円未満では 20.0%、100 億円以上 300 億円未満では 18.0%、300 億円以上では 43.1%となっている。

図 3-4-14　移転価格税制や外国子会社合算税制の運用強化（資本金規模別）

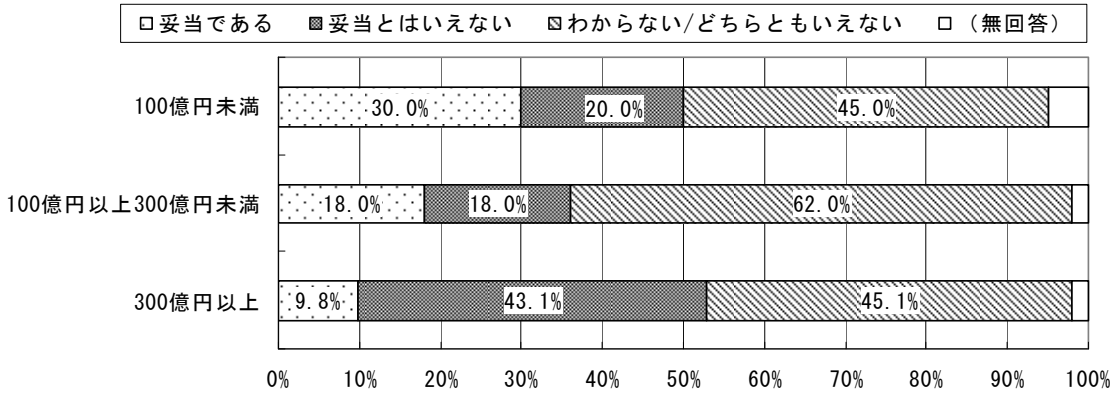

また、業種別に見ると、

・「妥当である」と回答した企業は、商業･サービスでは 20.0%、製造業（機械以外）では 17.0%、製造業（機械）では 20.3%、建設業では 33.3%となっている。

・一方、「妥当とはいえない」と回答した企業は、商業･サービスでは 17.5%、製造業（機械以外）では 30.2%、製造業（機械）では 30.5%、建設業では 22.2%となっている。

図 3-4-15　移転価格税制や外国子会社合算税制の運用強化（業種別）

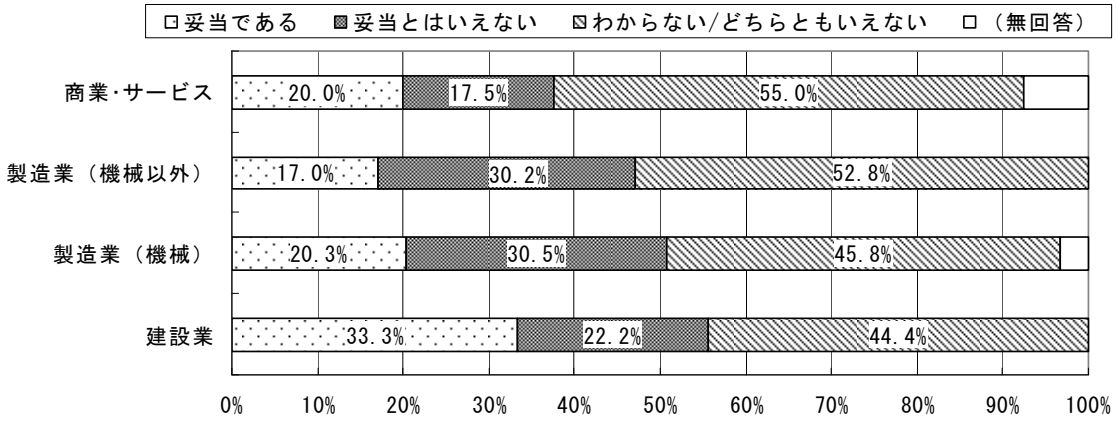

（３）海外子会社配当の益金不算入制度が導入された場合の国内への資金還流の可能性

①国内への資金還流の可能性

仮に海外子会社からの配当の益金不算入制度が導入された場合、企業として国内への資金還流の可能性をどのように考えているかを尋ねたところ、「海外子会社から親会社への配当を増加させる可能性が強い」（33.5%）が最も多い。また、配当政策は税制と中立的であるという意見（「海外子会社から親会社への配当を増加（減少）させる考えはない」（29.2%））も見受けられる。

図 3-4-16　国内への資金還流の可能性

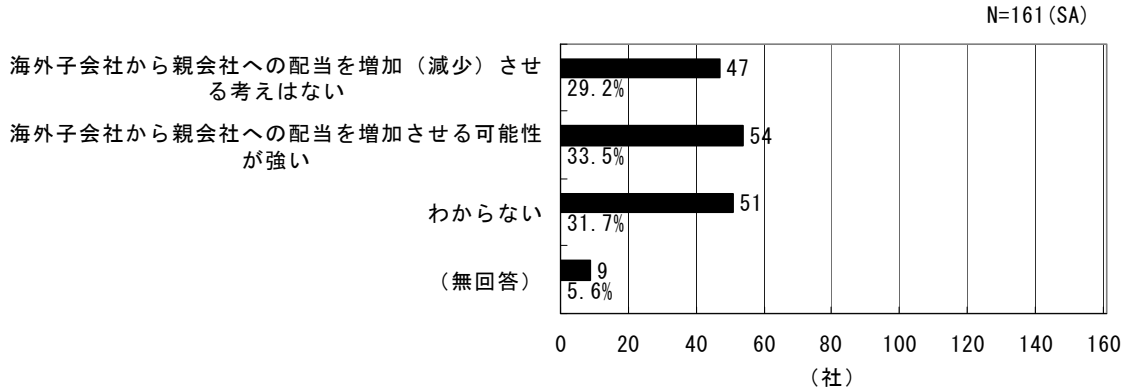

これを資本金規模別に見ると、

・「海外子会社から親会社への配当を増加（減少）させる考えはない」と回答した企業は、100 億円未満では 30.0%、100 億円以上 300 億円未満では 32.0%、300 億円以上では 25.5%となっている。

・一方、「海外子会社から親会社への配当を増加させる可能性が強い」と回答した企業は、100 億円未満では 28.3%、100 億円以上 300 億円未満では 26.0%、300 億円以上では 47.1%となっている。

図 3-4-17　国内への資金還流の可能性（資本金規模別）

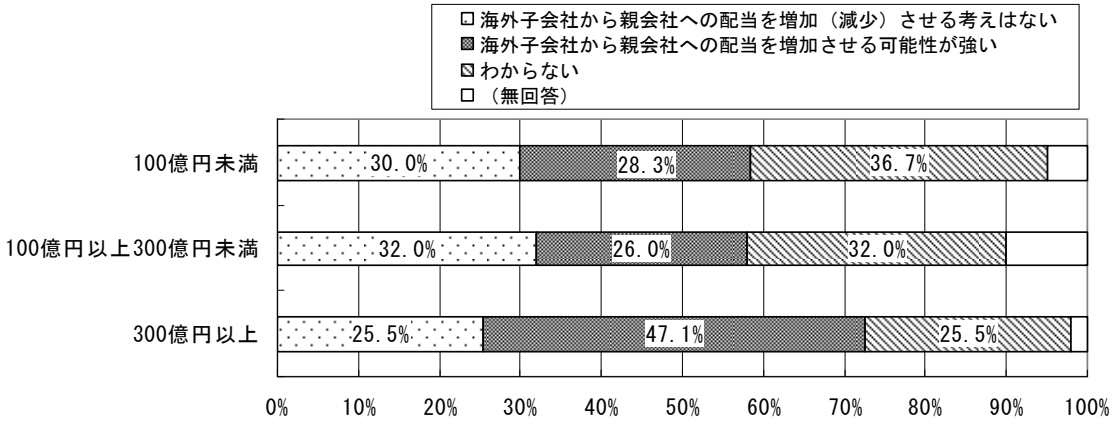

また、業種別に見ると、

・「海外子会社から親会社への配当を増加（減少）させる考えはない」と回答した企業は、商業･サービスでは 22.5%、製造業（機械以外）では 24.5%、製造業（機械）では 37.3%、建設業では 33.3%となっている。

・一方、「海外子会社から親会社への配当を増加させる可能性が強い」と回答した企業は、商業･サービスでは 30.0%、製造業（機械以外）では 34.0%、製造業（機械）では 37.3%、建設業では 22.2%となっている。

図 3-4-18　国内への資金還流の可能性（業種別）

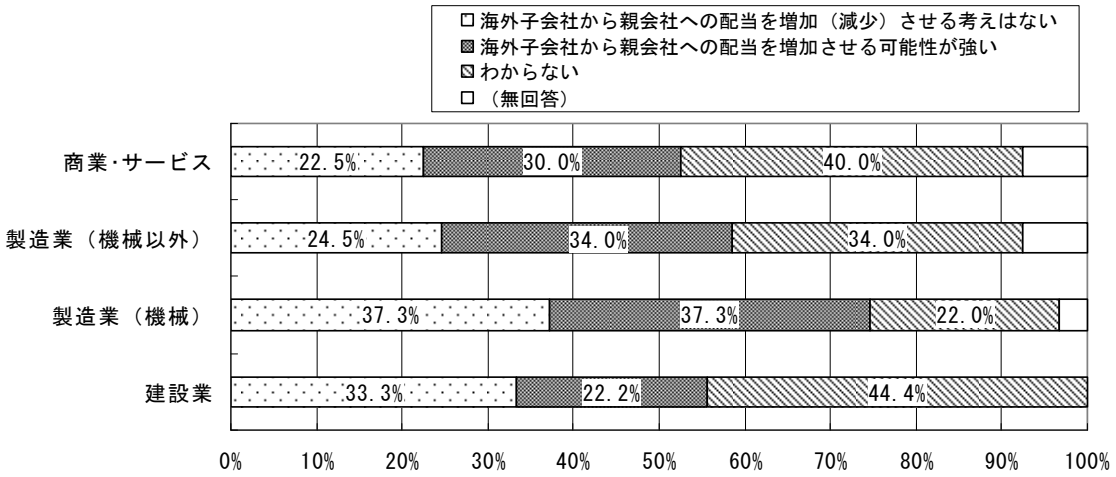

②海外子会社から親会社への配当に増減はないとした理由

上記①で「海外子会社から親会社への配当を増加（減少）させる考えはない」と回答した企業にその理由を尋ねたところ、「海外事業展開のため、現地子会社での内部留保が必要なため」が 70.2%と大多数を占めている。

また、「その他」（23.4%）の内容には、

・配当政策は税制とリンクしない。

・現在配当が発生していない。

などが挙げられている。

図 3-4-19　海外子会社から親会社への配当に増減はないとした理由

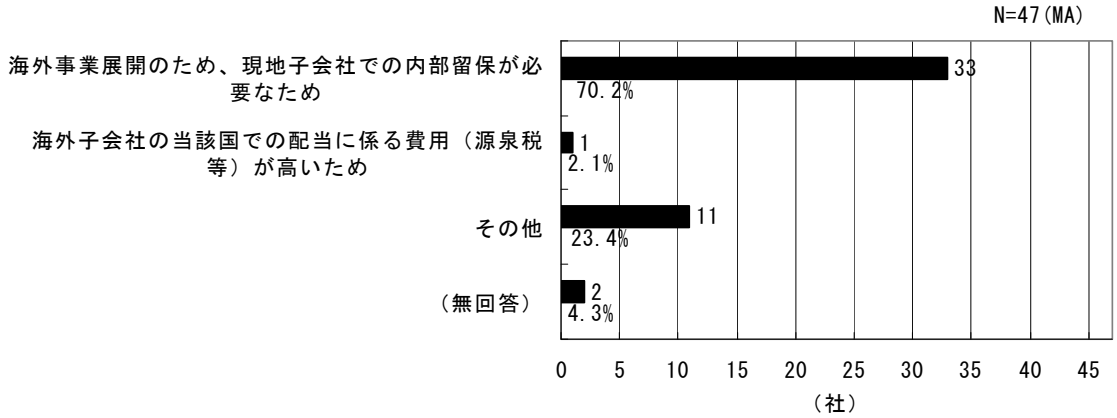

これを資本金規模別、業種別に見た結果は下図の通りである。

図 3-4-20　海外子会社から親会社への配当に増減はないとした理由（資本金規模別）

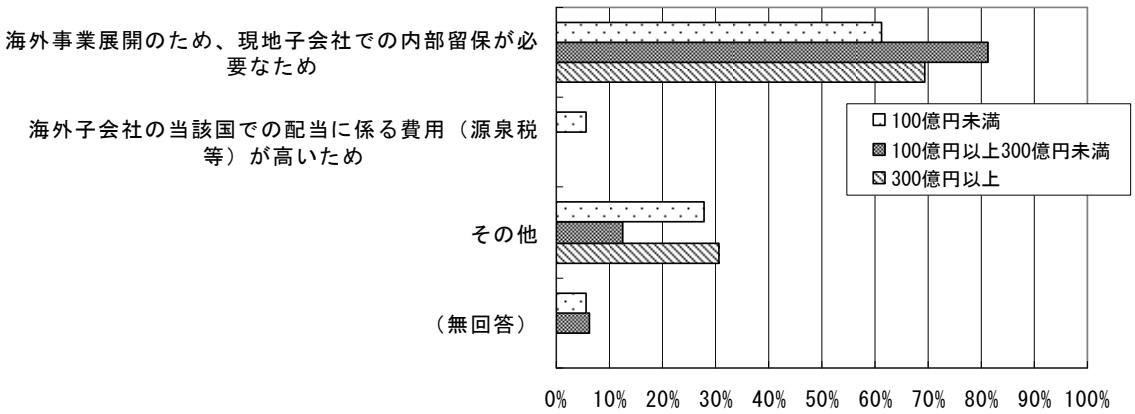

図 3-4-21　海外子会社から親会社への配当に増減はないとした理由（業種別）

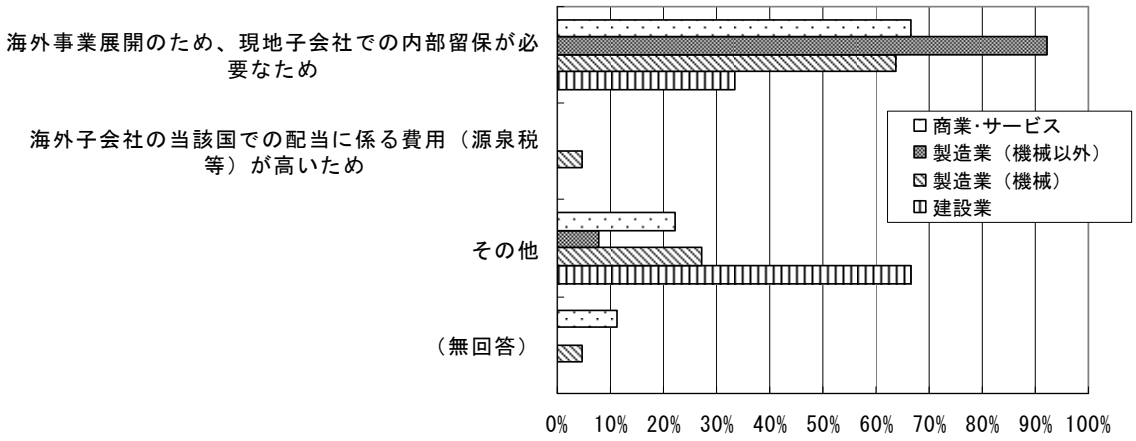

③海外子会社から親会社への配当を増加させるとした理由

上記①で「海外子会社から親会社への配当を増加させる可能性が強い」と回答した企業にその理由を尋ねたところ、「国内における投資、賃金、配当などの源泉を厚くするため」（48.1%）、「資金の自由度が高まるため」（37.0%）が多く、「国内の資金調達コストが高いため」（3.7%）と回答した企業はほんの僅かであった。

図 3-4-22　海外子会社から親会社への配当を増加させるとした理由

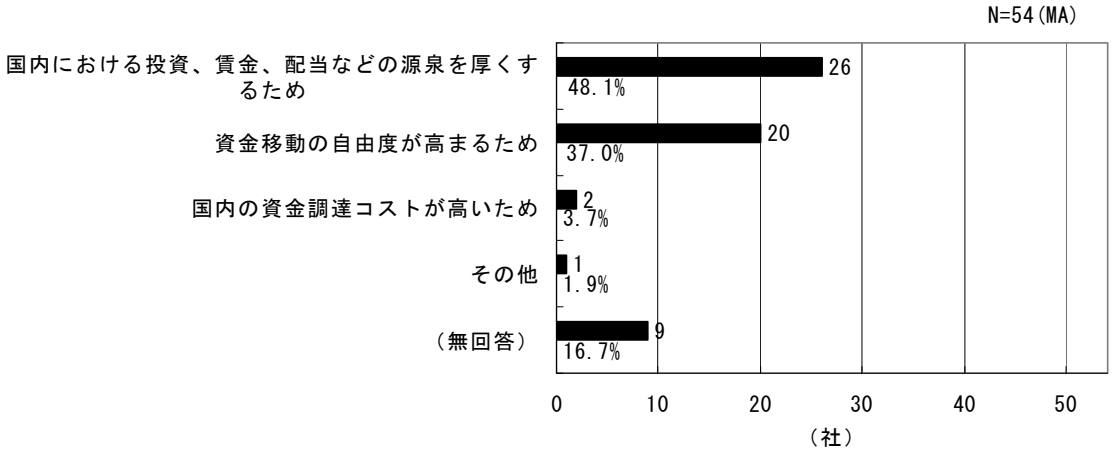

これを資本金規模別、業種別に見た結果は次の通りである。

図 3-4-23　海外子会社から親会社への配当を増加させるとした理由（資本金規模別）

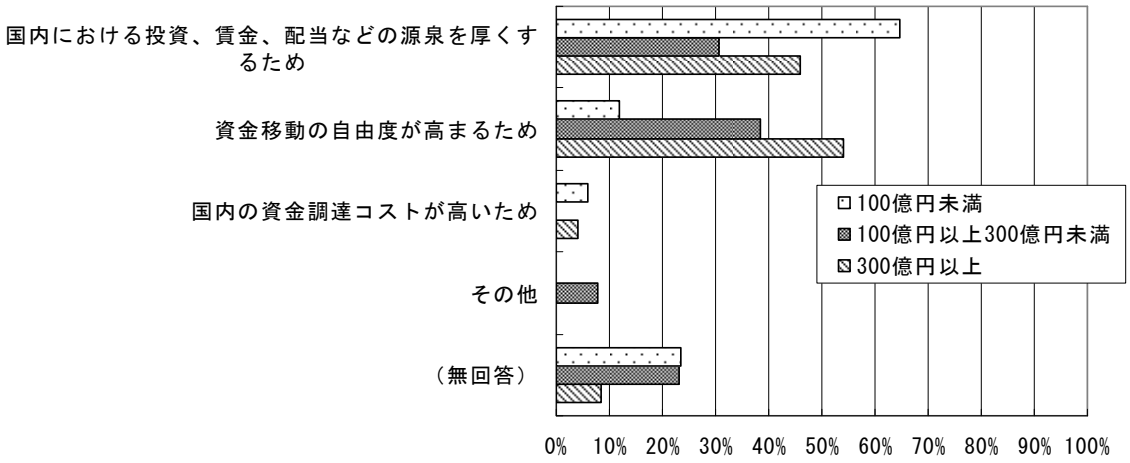

図 3-4-24　海外子会社から親会社への配当を増加させるとした理由（業種別）

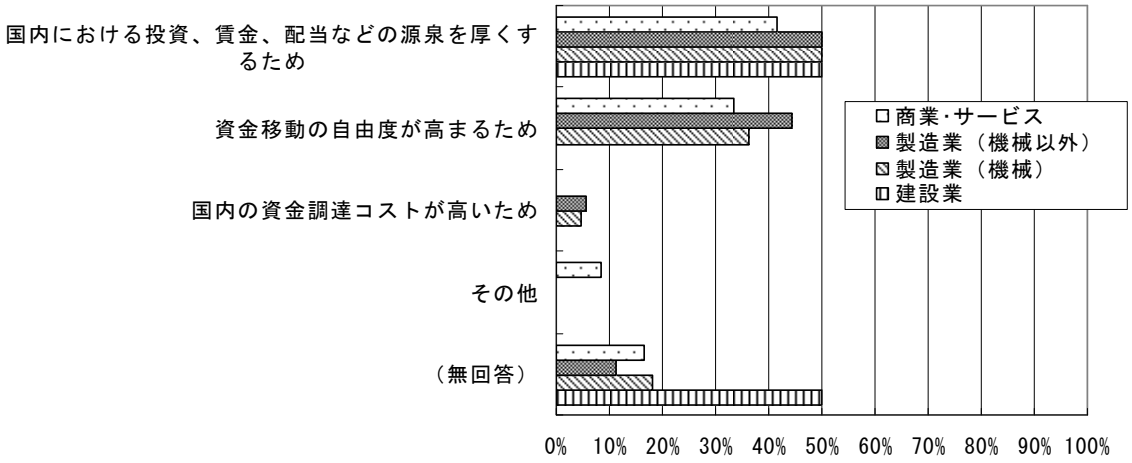

④国内還流した資金の使途

上記①で「海外子会社から親会社への配当を増加させる可能性が強い」と回答した企業（54 社）に対し、国内還流した資金の使途について優先順位の高いものを 3 つ選んでもらったところ、優先順位 1 位では「設備投資」（18 社）、「配当」（16 社）が多く、優先順位 2 位では「設備投資」（17 社）、「研究開発投資」（16 社）が多く、優先順位 3 位では「研究開発投資」（12 社）、「配当」（11 社）などとなっている。優先順位 1 位から 3 位まで通して見ると、「設備投資」（77.8%）、「研究開発投資」（66.7%）、「配当」（64.8%）が国内還流した資金の使途の上位に想定されている。

図 3-4-25　国内還流した資金の使途

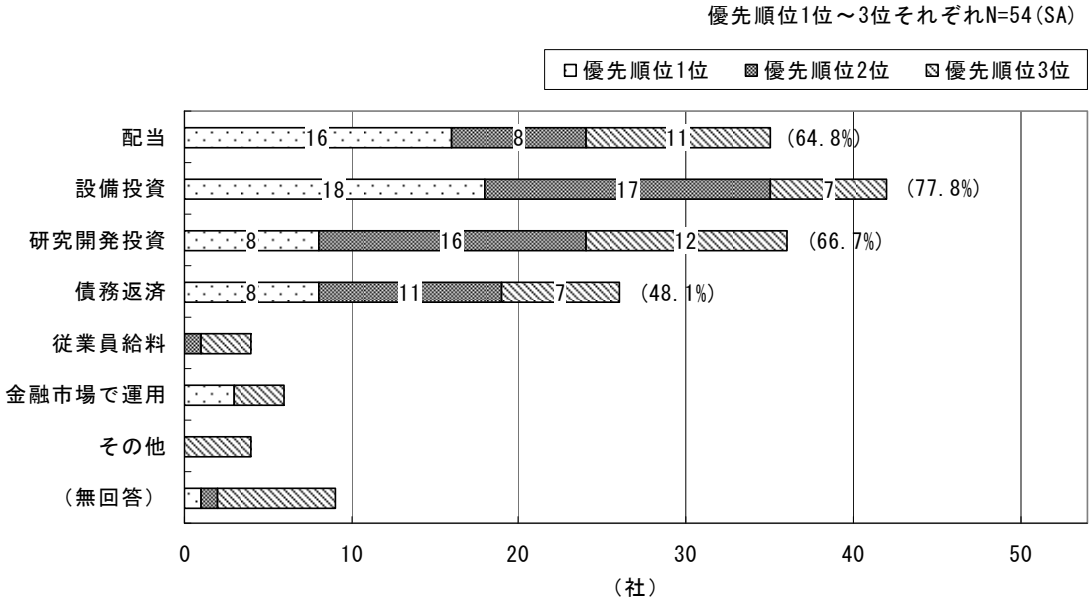

これを資本金規模別に優先順位１位から３位までを見ると、下図の通りである。

図 3-4-26　国内還流した資金の使途（資本金規模別）

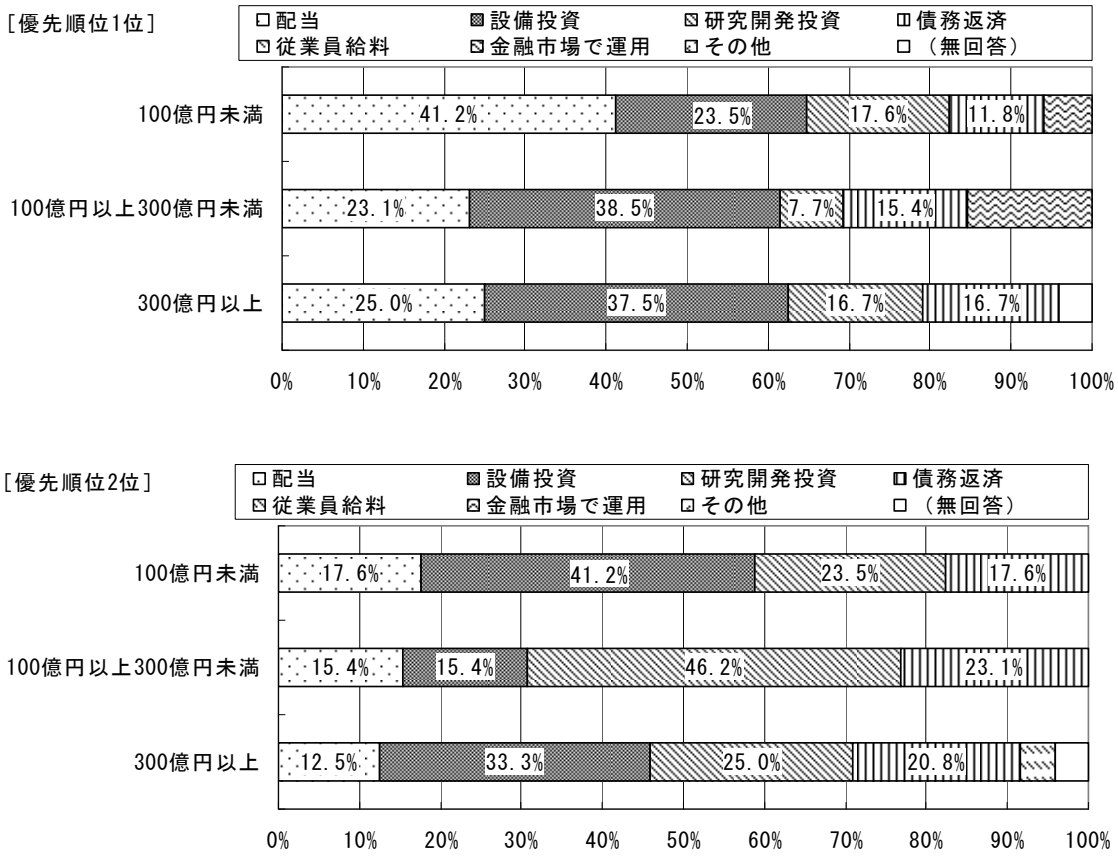

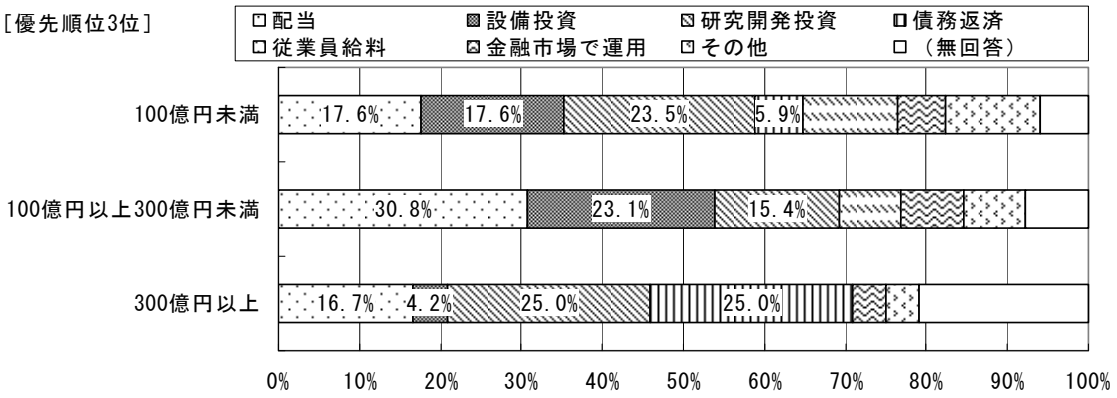

同様に業種別に優先順位１位から３位までを見ると、下図の通りである。

図 3-4-27　国内還流した資金の使途（業種別）

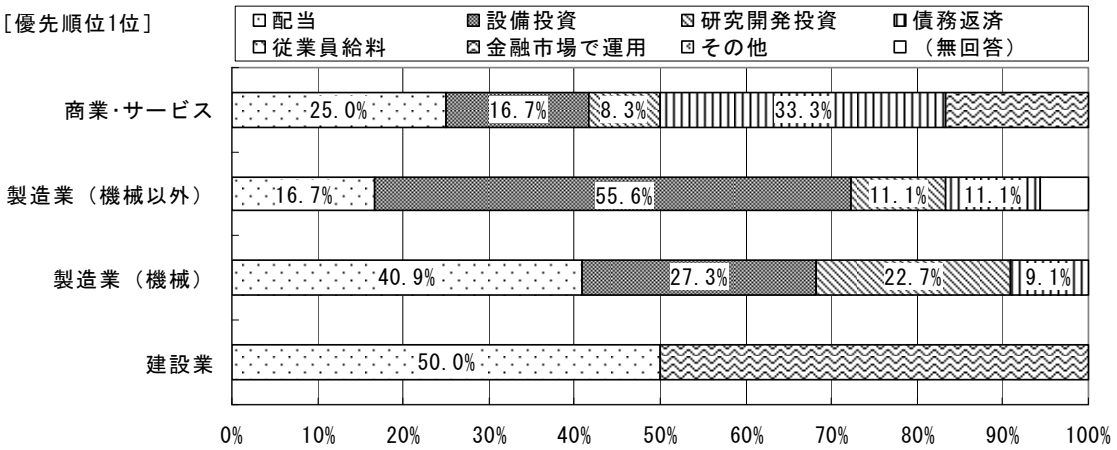

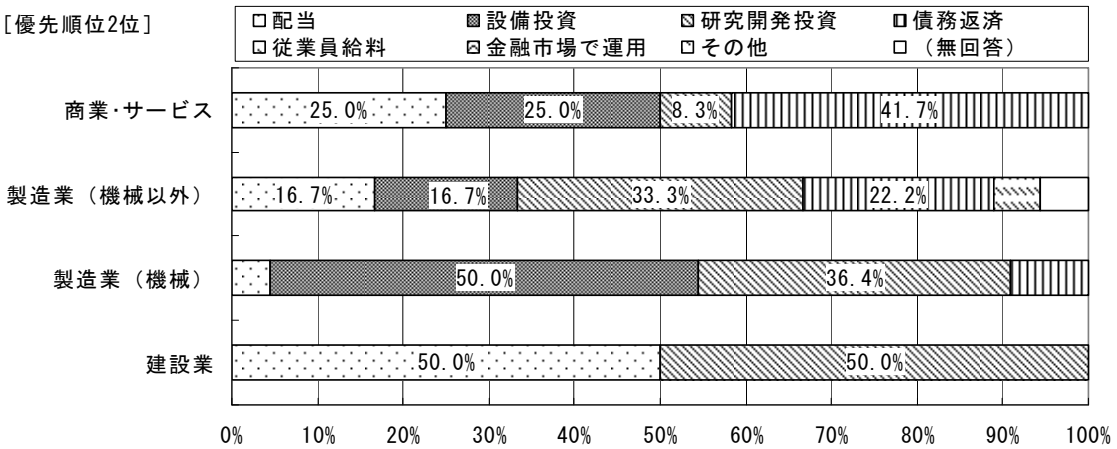

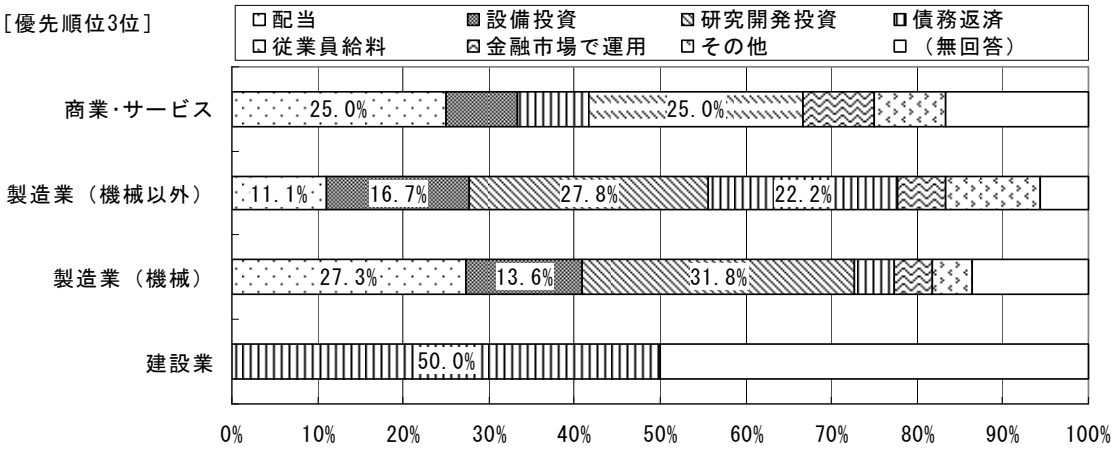

⑤海外子会社の役割に変化が生じる可能性

上記①で「海外子会社から親会社への配当を増加させる可能性が強い」と回答した企業に対し、国外所得免除方式の導入によって海外子会社の役割に変化が生じる可能性について尋ねたところ、いずれの項目についてもほとんどの企業が「変わらない」と回答している。

図 3-4-28　海外子会社の役割に変化が生じる可能性

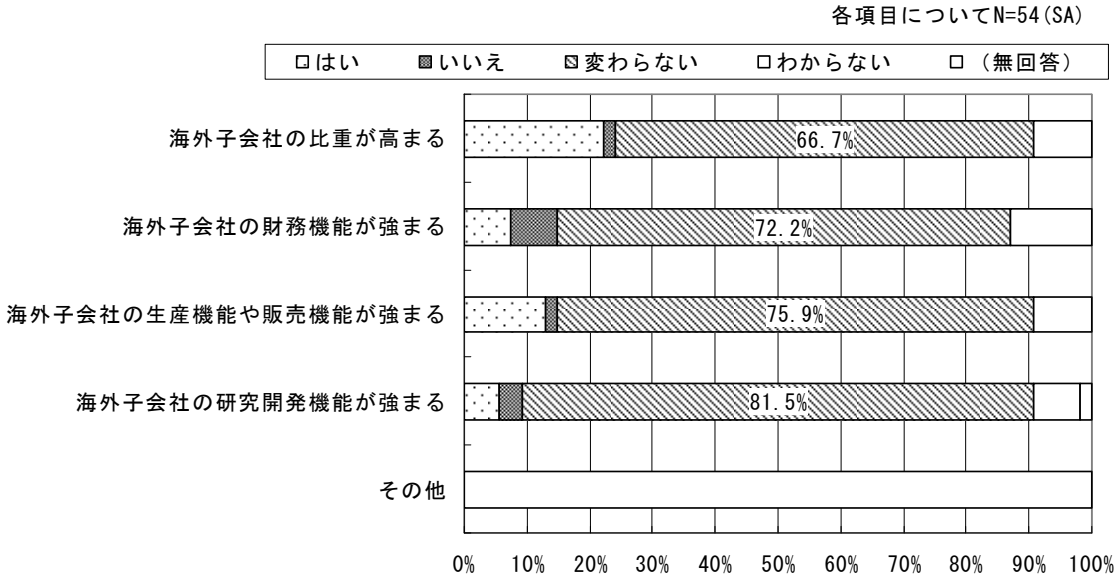

５．外国子会社合算税制（タックス･ヘイブン対策税制）について

（１）タックス･ヘイブン対策税制をめぐる問題

タックス･ヘイブン対策税制については、海外諸国の法人税率の引き下げの動きなどに対応して見直しを求める声をはじめ、次のような様々な意見が出されている。

（ⅰ）軽課税国の判定基準（現行：実効税率 25%以下）を引き下げるべきである
（ⅱ）軽課税国を直接指定する「指定国制度」を復活するべきである
（ⅲ）合算課税の対象子会社･孫会社の範囲は見直しが必要である
（ⅳ）欠損金のある特定外国子会社も合算の対象とするべきである
（ⅴ）適用対象事業年度以前に発生した欠損金の繰越控除を認めるべきである

上記に対する企業の考えを尋ねたところ、「YES（そう思う）」と回答した企業が最も多かったのは、「軽課税国の判定基準（現行：実効税率 25%以下）を引き下げるべきである」（47.2%）であった。

また、これらを資本金規模別、業種別に見た結果は下図の通りである。

図 3-5-1　タックス･ヘイブン対策税制をめぐる問題（「YES」の回答数）

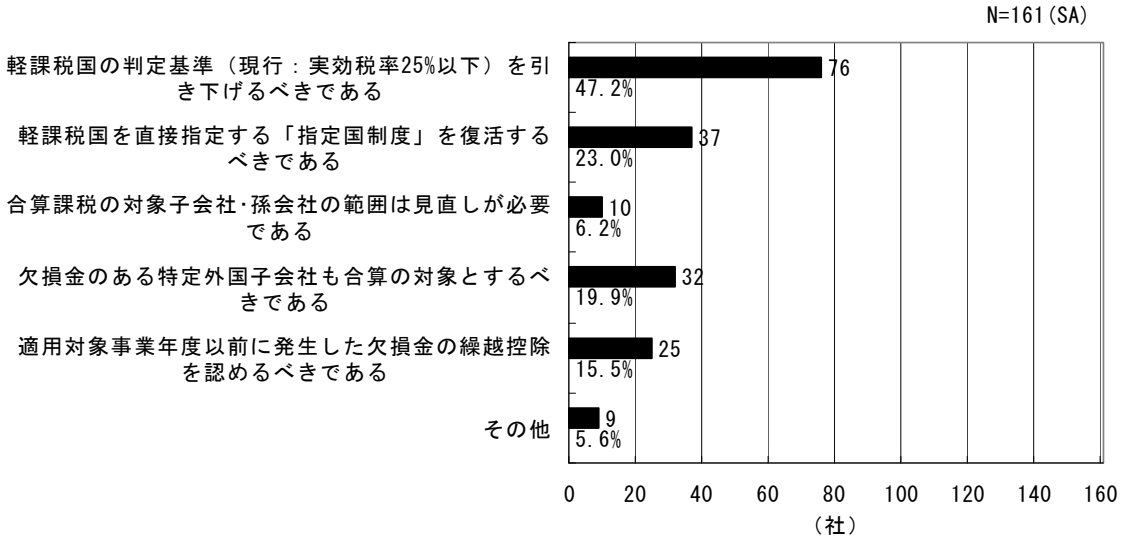

図 3-5-2　タックス･ヘイブン対策税制をめぐる問題（資本金規模別）（「YES」の回答数）

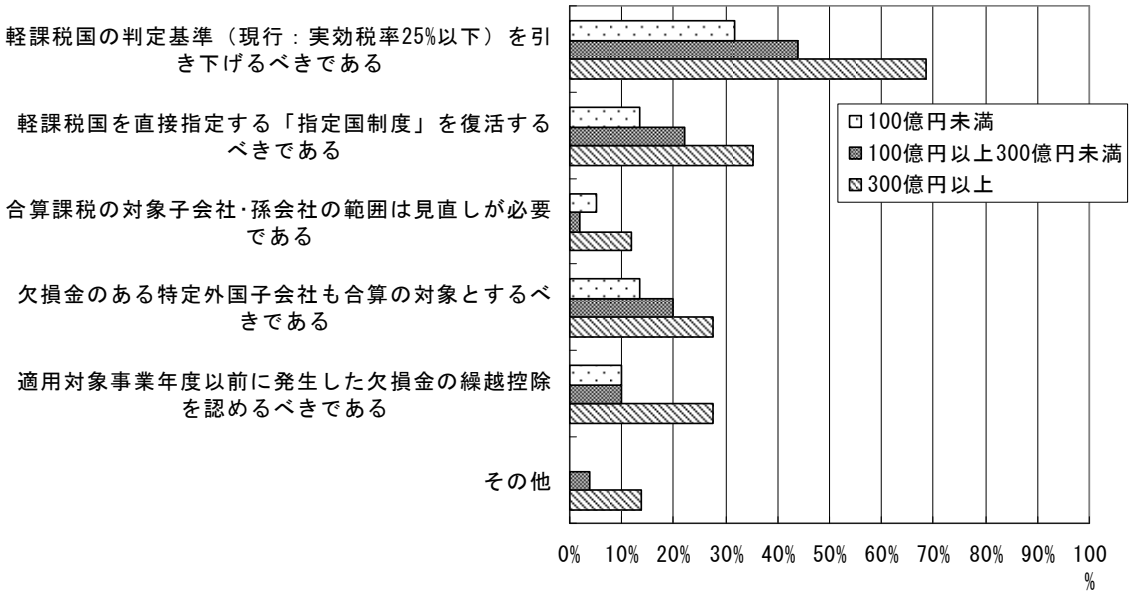

図 3-5-3　タックス･ヘイブン対策税制をめぐる問題（業種別）（「YES」の回答数）

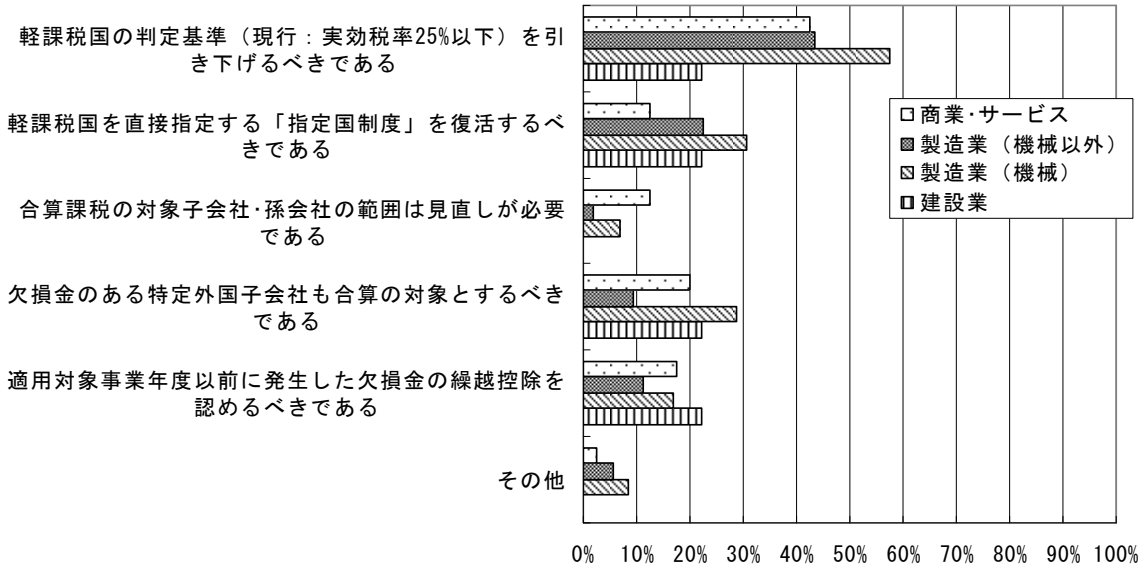

（ｉ）「軽課税国の判定基準（現行：実効税率 25%以下）を引き下げるべきである」について

47.2%の企業が「YES（そう思う）」と回答しているが、その理由には次のような点が挙げられている。

・諸外国の税率トレンドを見ると 25%は既に軽課税国とは言えないため。

・中国子会社が特定外国子会社になる恐れがある。世界的にも法人税率引き下げに係る議論が盛んであり、同税制もこれに平仄を取るべきである。

（ⅱ）「軽課税国を直接指定する「指定国制度」を復活するべきである」について

23.0%の企業が「YES（そう思う）」と回答しているが、その理由には次のような点が挙げられている。

・軽課税国の判定作業が煩雑なため。
・タックスヘイブン課税する際、軽課税国を自ら査定する手間がかかり、各自が行うことは日本経済でも損失となっている。

（ⅲ）「合算課税の対象子会社･孫会社の範囲は見直しが必要である」について

6.2%の企業が「YES（そう思う）」と回答しているが、その理由には次のような点が挙げられている。

・実体のある卸売会社への非関連者基準は緩和すべき。
・グループの持株割合 5%では影響力が乏しく、配当を実行させることは困難。

（ⅳ）「欠損金のある特定外国子会社も合算の対象とするべきである」について

19.9%の企業が「YES（そう思う）」と回答しているが、その理由には次のような点が挙げられている。

・所得のみならず欠損も含めて考えるのが公平である。
・欠損金の合算が認められず、留保所得のある子会社のみを日本で課税することは公正さを欠くものと考える。

（ⅴ）「適用対象事業年度以前に発生した欠損金の繰越控除を認めるべきである」について

15.5%の企業が「YES（そう思う）」と回答しているが、その理由には次のような点が挙げられている。

・たまたま組織改編で 25%以下となり、欠損会社が合算対象となるのは不合理。
・欠損金により配当できない会社の場合、二重課税が解消されない

６．過少資本税制について

（１）過少資本税制に関する問題点

過少資本税制について、企業の事業活動上、問題と感じる点があるかを尋ねたところ、72.0%の企業が「特に問題は感じていない」、21.1%の企業が「問題はあると思うが、当社では不都合は生じていない」と回答している。こうした回答の背景には、「海外関連企業から借入金を起こすことは考えていない」といった理由が多く見られた。

一方、「問題と感じる事柄がある」と回答した企業はほとんどいなかった。

図 3-6-1　過少資本税制に関する問題点

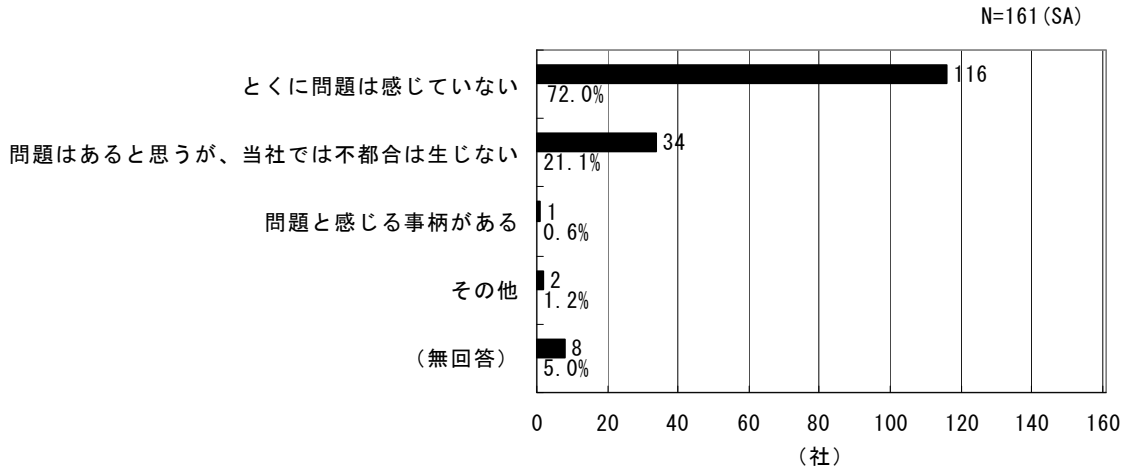

これを資本金規模別に見ると、100 億円未満、100 億円以上 300 億円未満、300 億円以上のいずれにおいても約 7 割が「とくに問題は感じていない」と回答している。

図 3-6-2　過少資本税制に関する問題点（資本金規模別）

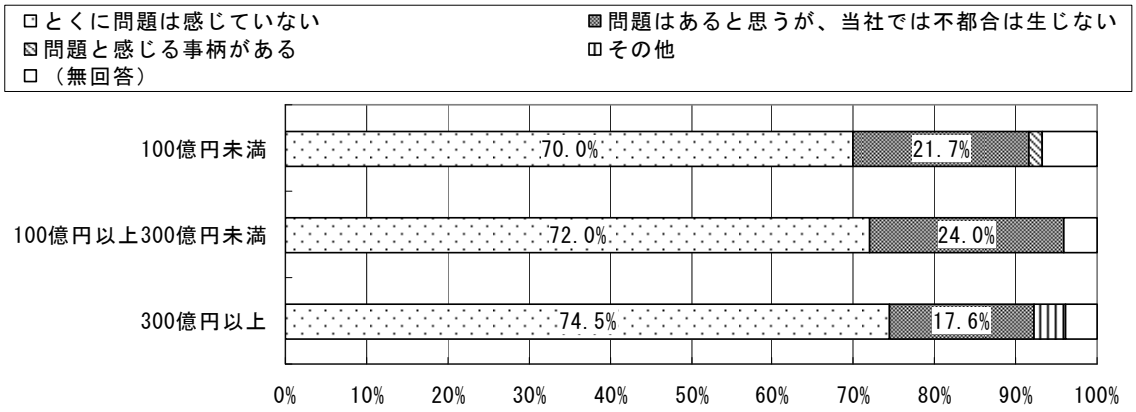

また、業種別に見ても同様に、商業･サービス、製造業（機械以外）、製造業（機械）、建設業のいずれにおいても約 7 割が「とくに問題は感じていない」と回答している。

図 3-6-3　過少資本税制に関する問題点（業種別）

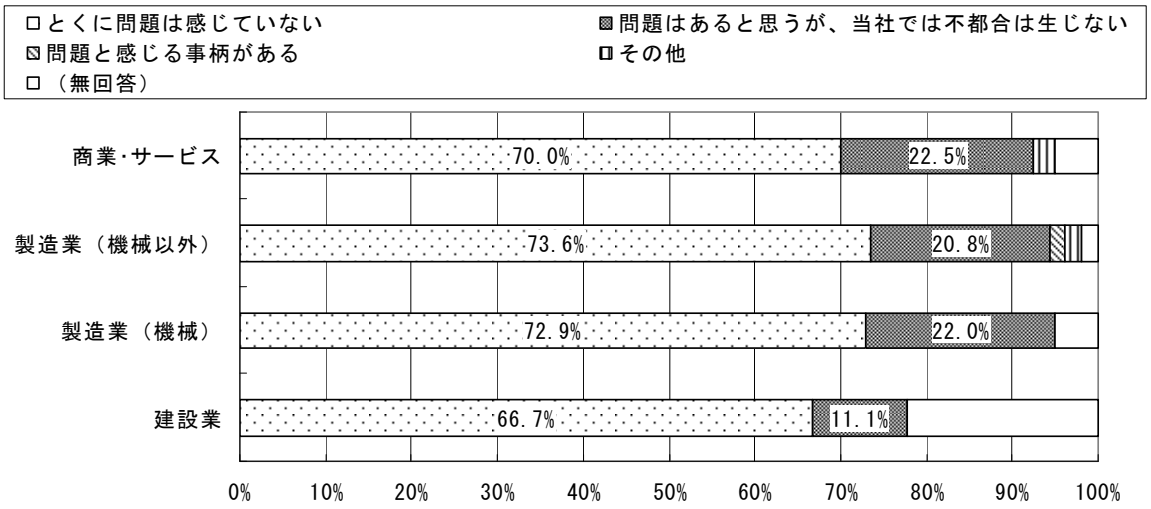

７．国際租税制度に関するアンケート調査の総括

以上の３．から６．で見た国際租税制度に関する問題や意見等のアンケート調査結果を総括すると、次の通りである。

（１）移転価格税制

①移転価格税制の運営について

（ⅰ）税務当局との間に問題が生じる恐れ

移転価格事務運営要領の改正は、参考事例集として分かり易いケース設定がなされているなど経済界からは概ね前向きに評価されているが、各企業に対し「税務当局との間で問題が生じる恐れが減少したか」を尋ねたところ、「はい（減少した）」と回答した企業は 6 割弱にとどまり、3 割強の企業が「いいえ」と回答しており、更なる改善を期待していることがうかがえる。

「いいえ」と回答した理由には、「実際のケースに当てはめるのは困難」、「無形資産取引及びグループ内役務提供取引についてあいまい」、「調査時の拡大解釈等の可能性への不安」等が挙げられており、実態を踏まえた制度運用とそれを明確化するための事務運営要領の整備を図る必要性が指摘されている。

（ⅱ）納税業務の負担

税務当局との事前確認など、「納税業務に要する時間や労力が減少したか」については、「はい（減少した）」と回答した企業は 4 割強にとどまり、5 割弱の企業が「いいえ」と回答しており、更なる改善を期待していることがうかがえる。

「いいえ」と回答した理由には、「事前確認のための資料作成などの負担増」等が挙げられており、二重課税リスクを低減させる制度面、運用面での一層の取組みが求められている。

②移転価格税制の運用面の問題と要望について

（ⅰ）相互協議中の納税猶予制度の創設に係る評価

移転価格税制の適用による更正処分によって生じるキャッシュフローの悪化に対する改善要望を受けて、相互協議中の納税猶予制度が平成 19 年度,平成 20 年度税制改正で国税、地方税ともに措置され、納税猶予期間中の延滞税も免除されることになった。これらの措置については、9 割強の企業が「評価する」と回答している。

（ⅱ）移転価格税制の運用をめぐる問題

移転価格税制の運用をめぐる問題として掲げた4項目[28]に対する企業の考えを尋ねたところ、いずれの項目についても「YES（そう思う）」と回答した企業は少ないが、「YES（そう思う）」の回答が最も多かった項目は「移転価格の算定方法等のすり合わせに時間を要する」（3割弱）である。

その理由には、「独立企業間価格の算定が困難な場合がある。比較対象企業の選定が形式的」等が挙げられており、実態を踏まえた制度運用とそれを明確化するための事務運営要領の整備を図る必要性が指摘されている。

（２）外国税額控除制度（特に海外子会社配当について）

①外国税額控除制度の利用に関する実態

（ⅰ）外国税額控除限度額の超過

外国税額控除限度額を超過する場合の有無を尋ねたところ、6割強の企業が「超過することは少ない」や「超過することはほとんどない」と回答しており、「恒常的に超過している」や「超過することが多い」と回答した企業は2割弱となっている。

（ⅱ）海外子会社配当の益金不算入制度導入の骨子に対する評価

各項目に対する企業の回答結果は下表の通りである。

対象となる受取所得の範囲	・支店利益など配当以外にも拡大すべき（2割強） ・配当に限るべき（3割弱） ・どちらともいえない（5割弱）
非課税とする受取配当額の割合	・配当額の一定割合が妥当（5割強） ・配当額からそれを受け取るのにかかった経費を差し引いた額が妥当（2割強） ・どちらともいえない（3割弱）
子会社の出資要件[29]	・妥当（6割弱） ・妥当とはいえない（1割強） ・どちらともいえない（2割強）
移転価格税制や外国子会社合算税制の運用強化	・妥当（2割弱） ・妥当とはいえない（3割弱） ・どちらともいえない（5割強）

[28] ①国外関連者の範囲に関する判断基準が形式的にすぎる、②移転価格の算定方法等のすり合わせに時間を要する、③事前確認申請期限の前倒しが行われると負担が重くなる、④国外関連者へのサービス提供の定義があいまいである

[29] 株式出資比率25%以上かつ株式保有期間6ヶ月以上。

「対象となる受取所得の範囲」や「移転価格税制や外国子会社合算税制の運用強化」については、3 つの選択肢の中で「どちらともいえない」が半数に上っているほか、残りの 2 つの選択肢も割合が拮抗しており、「対象となる受取所得の範囲」や「移転価格税制や外国子会社合算税制の運用強化」については、今後も議論が必要な項目と考えられる。

（ⅲ）海外子会社配当の益金不算入制度が導入された場合の国内への資金還流の可能性

企業の回答結果は整理すると、次表の通りである。

資金還流の可能性	主な理由	国内還流した資金の使途
海外子会社から親会社への配当を増加させる可能性が強い（3 割強）	・国内における投資、賃金、配当などの源泉を厚くするため（5 割弱） ・資金移動の自由度が高まるため（4 割弱）	・設備投資（8 割弱） ・研究開発投資（7 割弱） ・配当（6 割強） ・債務返済（5 割弱） ※優先順位 1 位～3 位の累計
海外子会社から親会社への配当を増加させる考えはない（3 割弱）	・海外事業展開のため、現地子会社での内部留保が必要（7 割強）	－
わからない（3 割強）	－	－

（３）外国子会社合算税制

①タックス･ヘイブン対策税制をめぐる問題

タックス･ヘイブン対策税制をめぐる問題として掲げた 5 項目[30]に対する企業の考えを尋ねたところ、「YES（そう思う）」と回答した企業が最も多かったのは「軽課税国の判定基準（現行：実効税率 25%以下）を引き下げるべき」（5 割弱）である。

その理由には､「諸外国の税率トレンドを見ると 25%は既に軽課税国とは言えない」等が挙げられている。

[30] ①軽課税国の判定基準を引き下げるべき、②軽課税国を直接指定する「指定国制度」を復活するべき、③合算課税の対象子会社･孫会社の範囲の見直しが必要、④欠損金のある特定外国子会社も合算対象とするべき、⑤適用対象事業年度以前に発生した欠損金の繰越控除を認めるべき

（４）過少資本税制

①過少資本税制に関する問題点

過少資本税制について、企業の事業活動上、問題と感じる点があるかを尋ねたところ、9 割強の企業が「特に問題は感じていない」や「問題はあると思うが、当社では不都合は生じていない」と回答している。

第４章　国際租税制度に関する提言

１．わが国経済の活性化を支える国際租税制度の整備

企業の経済活動のグローバル化は一層進展し、企業の国際的な競争はますます激化している。最近では中国をはじめとしたアジア諸国、ドイツなどの EU 諸国において法人実効税率の引下げをはじめとした経済活性化に資する税制改正が行われ、内国企業の強化策と同時に外資誘致も期待できる政策が打ち出されている。人口減少社会に突入したわが国の発展は、国内需要のみならず、世界各国の成長から得られた経営資源をいかに効率的かつ合理的に活用し、国内の成長に結び付けていくかという点にかかっている。このような状況を鑑み、第 3 章で見たアンケート調査結果等を踏まえ、わが国経済の活性化を支える国際租税制度の課題として以下の 3 項目を整理し、その基盤を整備していくことを提言したい。

（１）移転価格税制

移転価格税制については、平成 19 年度に移転価格事務運営要領が改正され、一定の評価はあるものの、企業からは二重課税リスクを低減させる制度面、運用面での一層の取組みを求める声が多く、引き続き実態を踏まえた制度運用とそれを明確化するための事務運営要領の整備を図る必要がある。具体的には、無形資産や役務提供等の取り扱いについて、国際的な執行状況を考慮した適正化･明確化を図り、更には、二重課税が発生した場合の二国間の相互協議について、一層の迅速な処理が必要である。

（２）外国税額控除制度、外国子会社配当益金不算入制度

政府税制調査会の「平成 21 年度の税制改正に関する答申」に盛り込まれた「外国子会社からの配当について親会社の益金不算入とする制度」が導入された場合、間接外国税額控除制度が廃止となることから、海外子会社からの配当について税額控除を受けるための膨大な事務作業から解放され、より簡素な手続によって二重課税が排除されることが可能となる。これは、日本経団連をはじめ、多くの業界が本制度の導入を要望しているものである。

しかしながら、本制度導入の検討過程でも指摘されているが、「対象となる受取所得の範囲」に支店利益を含めることや、租税回避行為の防止措置としての「移転価格税制や外国子会社合算税制の運用強化」については、OECDの議論の動向[31]等を注視して、今後課税の公平性の観点等から議論が必要である。

[31] 支店利益（PE に帰属する所得）については現在 OECD モデル条約 7 条の改定が進行中。

（３）外国子会社合算税制

近年、多くの日本企業が進出する国々で法人実効税率が引き下げられる傾向にあり、今後も各国において法人実効税率の引き下げが行われれば、多くの国がわが国の外国子会社合算税制の適用基準（実効税率 25%以下）に抵触する可能性があり、企業からは事業展開への影響を危惧する声が多い。諸外国の法人実効税率の動向を踏まえ、判定基準となる税率の見直し（引き下げ）について検討が必要である。

表 4-1-1　主な国における法人税率の推移[32]

	日本	アメリカ	ドイツ	イギリス	オランダ	中国
2006 年	40.69%	40%	38.34%	30%	29.6%	33%
2007 年	40.69%	40%	38.36%	30%	25.5%	33%
2008 年	40.69%	40%	29.51%	28%	25.5%	25%

[32] （出所）KPMG インターナショナル「2008 年各国法人税率調査」

〈資料１〉アンケート調査票

国際租税制度に関するアンケート調査

ご回答者についてご記入をお願いします。

<table>
<tr><td>会社名</td><td colspan="4">フリガナ</td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="4">〒　　－</td></tr>
<tr><td>資本金</td><td>百万円</td><td>従業員数</td><td colspan="2">単独　約　人
グループ全体　約　人</td></tr>
<tr><td>業種</td><td colspan="4">該当する番号にひとつ〇をつけてください。
1:水産・農林・鉱業　2:建設　3:食品　4:繊維　5:パルプ・紙
6:化学　7:石油・ゴム　8:窯業　9:鉄鋼　10:非鉄・金属
11:機械　12:電気機器　13:輸送用機器　14:精密機器
15:その他製造　16:電力・ガス　17:陸運・海運・空運　18:倉庫・情報・通信
19:卸売・小売　20:金融・保険　21:不動産　22:サービス</td></tr>
<tr><td>ご記入者の所属部署お役職</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>お名前</td><td colspan="4">フリガナ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ご連絡先</td><td>電話</td><td></td><td>FAX</td><td></td></tr>
<tr><td>e-mail</td><td colspan="3">@</td></tr>
</table>

設問１　貴社の海外での事業の展開状況について

問１－１　貴社の海外事業展開および海外現地法人（海外子会社）について

①貴社の海外展開の現況について、該当する番号に〇をつけてください。（〇はいくつでも）

１．海外に支店網や工場を展開して海外での事業を進めている
２．海外現地法人を設立して国際的な事業活動を行っている
３．上記のような海外展開は行っていない
４．その他（具体的に：　　）

②上記の設問①で「２」に〇をつけた企業にお尋ねします。貴社の海外現地法人の所在地（国名）を売上高の高い順に 3 つお書きください。また、その現地法人の設立の目的について、次の選択肢から該当するものを選んで、回答欄に番号をご記入ください。

１　地域統括機能　　２　マーケティング・物流　　３　原材料の調達
４　生産機能　　５　商品販売機能　　６　研究開発
７　税務コスト削減

(回答例)	売上高 1 位	売上高 2 位	売上高 3 位
中国			
4、6			

問１－２　貴社の海外事業の売上および利益について

問１－１①で「２」に〇をつけた企業に、海外事業の売上高や利益等についてお尋ねします。以下の設問①～③について、それぞれ該当する番号を１つ選んで〇をつけてください。

①貴社の海外売上比率（＝現地法人売上高／(現地法人売上高＋国内法人売上高)）は連結ベース（連結財務諸表）で何割程度ですか。

１．ほとんどない
２．1 割未満
３．1 割から 3 割未満
４．3 割から 5 割未満
５．5 割以上

②貴社の海外利益は連結ベース（連結財務諸表）で何割程度ですか。

１．ほとんどない
２．1 割未満
３．1 割から 3 割未満
４．3 割から 5 割未満
５．5 割以上

③貴社（単独ベース：個別財務諸表）では、受取配当金のうち海外子会社からの配当金は何割程度ですか。

１．ほとんどない
２．1 割未満
３．1 割から 3 割未満
４．3 割から 5 割未満
５．5 割から 7 割未満
６．7 割以上

設問２　平成 19 年度、20 年度税制改正後の移転価格税制について

平成 19 年 9 月に経済産業省が公表した「移転価格税制研究会　中間報告書」では、①申告上・課税上の問題点（独立企業間価格の算定方法の選択、取引当事者の貢献度判定方法、比較対象取引の選定等）、②課税後の問題点、③事前確認制度の 3 点が改善すべき課題として指摘されていました。これを受けて、平成 19 年には移転価格事務運営要領が改正されました。また移転価格税制をめぐっては、かねて納税猶予制度や国税と地方税の整合性などについて論議がなされており、平成 19 年から 20 年度にかけて、納税猶予期間中の延滞税の免除や国税と地方税の整合性の確保がなされるなど、改正がなされました。ここでは、こうした最近の動きをもとに、貴社のお立場から、その実情や評価をお尋ねします。

問２－１　移転価格税制の運営について

移転価格税制については、平成 19 年度において移転価格事務運営要領が改正されました。ここでは、ｉ）無形資産の範囲の明確化、ⅱ）独立企業間価格の算定方法の明確化、ⅲ）事前確認手続きの整備などがなされました。また、別冊事例集が創設されました。貴社ではこの移転価格税制の新しい運用によって、平成 19 年度の納税にどのような影響がありましたか。該当する番号に○をつけてください。また、「２」に○をつけた場合は、具体的状況を回答欄にお書きください。

①移転価格事務運営要領の改正は、参考事例集としてわかりやすいケース設定がなされているなど経済界からは概ね前向きに評価されていますが、貴社では税務当局との間で問題を生じる恐れが減少しましたか。

１．はい
２．いいえ

「２」の場合の具体的状況：

②税務当局との事前確認など、納税業務に要する時間、労力は減少しましたか

１．はい
２．いいえ

「２」の場合の具体的状況：

③無形資産や役務提供取引、国外関連者の範囲などについては税務当局の見解が異なる場合が多いといわれます。その他の点も含めて、平成 19 年度の納税について問題となった点がありましたか。また、あったとしたらどのようなところでしょうか。

１．問題はなかった
２．問題があった

「２」の場合の具体的状況：

問２－２　移転価格税制の運用面の問題と要望について

①移転価格税制の適用による更正処分によって生じるキャッシュフローの悪化について改善を求める多くの声に対し、相互協議中の納税猶予制度が平成 19 年度改正で国税について、平成 20 年度改正で地方税についても措置されました。また、納税猶予期間中の延滞税も免除されることになりました。貴社ではこれをどのように評価されますか。該当する選択肢の番号に○をつけてください。また、「３」に○をつけた場合は、その理由を回答欄にお書きください。

１．課税後の問題点が改善され、高く評価する
２．概ね評価する
３．あまり評価できない

「３」の場合の具体的な理由（考え）：

②移転価格税制については、今後の運用をめぐってさまざまな意見が出されています。貴社としてはどのような問題があるとお感じですか。次に掲げる項目についてそうお考えの場合は「回答（YES）」の欄に○をつけるとともに、右の欄にその理由をお書きください。

	移転価格税制の運用をめぐる問題	回答（YES）	○をつけた理由
1	国外関連者の範囲に関する判断基準が形式的にすぎる		
2	移転価格の算定方法等のすり合わせに時間を要する		
3	事前確認申請期限の前倒しが行われると負担が重くなる		
4	国外関連者へのサービス提供の定義があいまいである		
5	その他（内容をお書きください）		

設問３　外国税額控除制度、特に海外子会社配当について

現行税制では、海外子会社からの配当は日本で課税され、外国税額控除制度により法人税額から海外子会社がその所在地国で支払った税額が控除されます。この外国税額控除制度は、海外子会社及び海外孫会社からの配当にのみ適用が可能です。これは英、米などでも行われている方式ですが、英、米では海外子会社からの配当については本国企業の利益に算入しない方式（国外所得免除方式）に変えようとする動きが強まっています。その背景には、外国税額控除制度が複雑で企業の負担が大きいこと、実際には海外からの所得は本国の親企業に配当されるまで国内で課税されないことなどが挙げられています。

わが国でも、現在の国際租税制度の下では、海外子会社から本国企業への配当を妨げているという議論があります。そこで、平成 21 年度税制改正に向けて、海外子会社利益の国内還流に際しての税制上の障害を取り除くため、海外子会社からの配当における外国税額控除制度から国外所得免除方式（国外で生じた所得については海外での課税に委ねることとし、わが国では課税しない）への変更が検討されております。

ここでは、こうした点に着目しつつ、外国税額控除制度に関する貴社の現状や判断についてお尋ねします。

問３－１　外国税額控除制度の利用に関する実態

①外国法人税が課された所得に対して、日本の法人税が課された場合には、外国税額控除の適用があります。外国法人税額は原則全額控除することができますが、控除限度額を超える部分は控除することができません。控除限度額を超える外国法人税額は翌期以降 3 年間繰越、その繰越期間の控除限度額から控除することができます。

貴社においては、控除限度額を超過する場合がありますか。該当する番号を 1 つ選んで〇をつけて下さい。

１．恒常的に超過している　　→②へ
２．超過することが多い　　→②へ
３．超過することは少ない
４．超過することはほとんどない
５．外国税額控除の適用がない
６．その他（具体的に：　　）

②上記の①で「１」あるいは「２」に〇をつけた企業にお尋ねします。主にどのような所得に係る税額が控除限度額を超過していますか。具体的内容を回答欄にお書き下さい。

具体的内容：

問３－２　国外所得免除方式（海外子会社配当の益金不算入制度）の導入の動きについて

海外子会社配当の益金不算入制度の導入について、経済産業省が改正案を検討しています。その概要は次のとおりです。

対象所得	海外子会社からの配当のみ
適用対象子会社	原則 25%以上出資する海外子会社 （株式保有期間は 6 ヶ月以上）
益金不算入額（割合）	国内で非課税とする受取配当額の割合は、①「配当額の一定の割合」、②「配当額からそれを受け取るのにかかった経費を差し引いた額」の二案を検討。
（益金不算入対象となる配当に係る）源泉税	直接外国税額控除の対象外、損金算入の適用もなし。
租税回避行為防止措置	益金不算入制度を濫用して租税回避を図るようなスキームの抑止措置として、移転価格税制や外国子会社合算税制（タックス･ヘイブン対策税制）の運用強化なども検討。

貴社ではこれらについてどう評価されますか。該当する番号を選んで〇をつけるとともに、その理由を自由回答欄にお書きください。

①対象とする受取所得の範囲について

１．支店利益など「配当」以外にも拡大するべきである
２．「配当」に限るべきである
３．わからない／どちらともいえない

理由：

②国内で非課税とする受取配当額の割合について

１．配当額の一定割合とするのが妥当である
２．配当額からそれを受け取るのにかかった経費を差し引いた額が妥当である
３．わからない／どちらともいえない

理由：

③「原則 25%以上出資」（株式保有期間は 6 ヶ月以上）という子会社の出資要件について

１．妥当である
２．妥当とはいえない
３．わからない／どちらともいえない

理由：

④移転価格税制や外国子会社合算税制の運用強化について

１．妥当である
２．妥当とはいえない
３．わからない／どちらともいえない

理由：

問３－３　国外所得免除方式（海外子会社配当の益金不算入制度）が導入された場合の国内への資金還流について

①仮に海外子会社からの配当の益金不算入制度が導入された場合、貴社における国内への資金還流の可能性をどのようにお考えですか。該当する番号を 1 つ選んで〇をつけて下さい。

１．海外子会社から親会社への配当を増加（減少）させる考えはない　→次の②へ
２．海外子会社から親会社への配当を増加させる可能性が強い　→次の③、④、⑤へ
３．わからない

②上記①で「１」と回答した理由は何でしょうか。該当する番号に〇をつけて下さい。

１．海外事業展開のため、現地子会社での内部留保が必要なため
２．海外子会社の当該国での配当に係る費用（源泉税等）が高いため
３．その他（具体的に：　　）

③上記①で「２」と回答した理由は何でしょうか。該当する番号に〇をつけて下さい。

１．国内における投資、賃金、配当などの源泉を厚くするため
２．資金移動の自由度が高まるため
３．国内の資金調達コストが高いため
４．その他（具体的に：　　）

④国内還流した資金の使途はどのようにお考えですか。優先順位の高いものを 3 つ選び、その番号を回答欄に記入してください。

１．配当　　２．設備投資　　３．研究開発投資
４．債務返済　　５．従業員給料　　６．金融市場で運用
７．その他（具体的に：　　）

優先順位 1 位	優先順位 2 位	優先順位 3 位

⑤国外所得免除方式の導入によって、海外子会社の役割に変化が生じる可能性はありますか。該当する欄に〇をつけてください。

	はい	いいえ	変わらない	わからない
海外子会社の比重が高まる				
海外子会社の財務機能が強まる				

海外子会社の生産機能や販売機能が強まる				
海外子会社の研究開発機能が強まる				
その他 （具体的に：　　）				

設問４　外国子会社合算税制（タックス･ヘイブン対策税制）について

外国子会社合算税制（タックス･ヘイブン対策税制）とは、税負担の著しく低い海外子会社に留保された所得を、その持分に応じてわが国親会社の所得に合算して課税する制度です。（ただし、海外子会社が実体のある事業を行っている等、一定の条件（適用除外基準）を満たす場合は、合算課税は行われません。）

問４－１　タックス･ヘイブン対策税制に関する問題点

タックス･ヘイブン対策税制については､海外諸国の法人税率の引き下げの動きなどに対応して見直しを求める声があります。貴社の場合は現行の制度で不都合な点や要望がありますか。次に掲げる項目についてそうお考えの場合は､「回答（YES)」の欄に〇をつけるとともに、右の欄にその理由をお書きください。

	タックス･ヘイブン対策税制をめぐる問題	回答（YES）	〇をつけた理由
1	軽課税国の判定基準（現行：実効税率 25%以下）を引き下げるべきである		
2	軽課税国を直接指定する「指定国制度」を復活するべきである		
3	合算課税の対象子会社・孫会社の範囲は見直しが必要である		
4	欠損金のある特定海外子会社も合算の対象とするべきである		
5	適用対象事業年度以前に発生した欠損金の繰越控除を認めるべきである		
6	その他（内容をお書きください）		

設問５　過少資本税制について

問５－１　過少資本税制に関する問題点

わが国企業が海外の関連企業から資金を調達する際に、出資を受ける（関連企業への配当は損金算入できない）ことに代えて貸付を受ける（関連企業への支払利子は損金算入できる）ことを多くすれば、わが国での税負担を軽減することが可能となります。

過少資本税制は、海外の関連企業から過大な貸付を受け入れることによるわが国企業の租税回避を防止するため、出資と貸付の比が原則 3 倍を超える部分の支払利子につき損金算入を認めないこととする制度です。

この過少資本税制について、貴社の事業活動上、問題と感じることはありますか。また、問題と感じる事柄がある場合は、その具体的な内容を自由回答欄にお書きください。

１．とくに問題は感じていない
２．問題はあると思うが、当社では不都合は生じない
３．問題と感じる事柄がある
４．その他（具体的に：　　）

（具体的な内容：自由記述欄）

質問は以上です。ご協力いただき、誠に有難うございました。

〈資料２〉アンケート集計表（資本金規模別、業種別）

回答企業の概要[33]

	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計
建設業	4	3	2	9	6.7%	6.0%	3.9%	5.6%
製造業（機械）	20	22	17	59	33.3%	44.0%	33.3%	36.6%
製造業（機械以外）	16	16	21	53	26.7%	32.0%	41.2%	32.9%
商業･サービス	20	9	11	40	33.3%	18.0%	21.6%	24.8%
計	60	50	51	161	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
01:水産･農林･鉱業	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
02:建設	4	3	2	9	6.7%	6.0%	3.9%	5.6%
03:食品	2	4	2	8	3.3%	8.0%	3.9%	5.0%
04:繊維	1	3	1	5	1.7%	6.0%	2.0%	3.1%
05:パルプ･紙	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
06:化学	8	4	4	16	13.3%	8.0%	7.8%	9.9%
07:石油･ゴム	0	0	3	3	0.0%	0.0%	5.9%	1.9%
08:窯業	0	0	5	5	0.0%	0.0%	9.8%	3.1%
09:鉄鋼	2	0	2	4	3.3%	0.0%	3.9%	2.5%
10:非鉄･金属	1	2	3	6	1.7%	4.0%	5.9%	3.7%
11:機械	8	4	2	14	13.3%	8.0%	3.9%	8.7%
12:電気機器	5	12	11	28	8.3%	24.0%	21.6%	17.4%
13:輸送用機器	5	3	3	11	8.3%	6.0%	5.9%	6.8%
14:精密機器	2	3	1	6	3.3%	6.0%	2.0%	3.7%
15:その他製造	2	3	1	6	3.3%	6.0%	2.0%	3.7%
16:電力･ガス	0	0	4	4	0.0%	0.0%	7.8%	2.5%
17:陸運･海運･空運	1	1	2	4	1.7%	2.0%	3.9%	2.5%
18:倉庫･情報･通信	3	4	0	7	5.0%	8.0%	0.0%	4.3%
19:卸売･小売	11	2	2	15	18.3%	4.0%	3.9%	9.3%
20:金融･保険	0	1	2	3	0.0%	2.0%	3.9%	1.9%
21:不動産	0	0	1	1	0.0%	0.0%	2.0%	0.6%
22:サービス	5	1	0	6	8.3%	2.0%	0.0%	3.7%
計	60	50	51	161	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

[33] 「建設業」は「02:建設」、「製造業（機械）」は「11:機械」～「14:精密機械」、「製造業（機械以外）」は「03:食品」～「10:非鉄･金属」および「15:その他製造業」、「商業･サービス」は「16:電力･ガス」～「21:サービス」の集計値

■ 資本金規模別

設問１　海外での事業の展開状況について

問 1-1　海外事業展開および海外現地法人（海外子会社）について

①海外展開の現況について［MA］

	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計
1.海外に支店網や工場を展開して海外での事業を進めている	15	11	9	35	25.0%	22.0%	17.6%	21.7%
2.海外現地法人を設立して国際的な事業活動を行っている	52	45	44	141	86.7%	90.0%	86.3%	87.6%
3.上記のような海外展開は行っていない	4	3	4	11	6.7%	6.0%	7.8%	6.8%
4.その他	1	0	2	3	1.7%	0.0%	3.9%	1.9%
（無回答）	1	0	1	2	1.7%	0.0%	2.0%	1.2%
計	73	59	60	192	－	－	－	－

②海外現地法人の所在地と機能[34]

売上高１位／［所在地：FA］

	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計
アメリカ	20	19	24	63	38.5%	42.2%	54.5%	44.7%
北アメリカ	1	1	1	3	1.9%	2.2%	2.3%	2.1%
中国	14	8	4	26	26.9%	17.8%	9.1%	18.4%
中国（香港）	2	2	0	4	3.8%	4.4%	0.0%	2.8%
タイ	5	2	1	8	9.6%	4.4%	2.3%	5.7%
ドイツ	2	2	1	5	3.8%	4.4%	2.3%	3.5%
オーストラリア	0	2	2	4	0.0%	4.4%	4.5%	2.8%
シンガポール	1	1	2	4	1.9%	2.2%	4.5%	2.8%
韓国	0	2	1	3	0.0%	4.4%	2.3%	2.1%
台湾	2	0	1	3	3.8%	0.0%	2.3%	2.1%
オランダ	0	1	1	2	0.0%	2.2%	2.3%	1.4%
フランス	1	1	0	2	1.9%	2.2%	0.0%	1.4%
マレーシア	0	2	0	2	0.0%	4.4%	0.0%	1.4%
アジア	0	1	1	2	0.0%	2.2%	2.3%	1.4%
イタリア	1	0	0	1	1.9%	0.0%	0.0%	0.7%
インド	0	0	1	1	0.0%	0.0%	2.3%	0.7%
インドネシア	0	0	1	1	0.0%	0.0%	2.3%	0.7%
ハンガリー	0	1	0	1	0.0%	2.2%	0.0%	0.7%
フィンランド	1	0	0	1	1.9%	0.0%	0.0%	0.7%
ベトナム	1	0	0	1	1.9%	0.0%	0.0%	0.7%
メキシコ	0	0	1	1	0.0%	0.0%	2.3%	0.7%
（無回答）	1	0	2	3	1.9%	0.0%	4.5%	2.1%
計	52	45	44	141	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

[34] 問 1-1①で「2」を選択した企業が回答の対象

売上高１位／［機能：MA］

	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計
1.地域統括機能	5	9	16	30	9.6%	20.0%	36.4%	21.3%
2.マーケティング･物流	11	12	14	37	21.2%	26.7%	31.8%	26.2%
3.原材料の調達	3	5	6	14	5.8%	11.1%	13.6%	9.9%
4.生産機能	26	26	24	76	50.0%	57.8%	54.5%	53.9%
5.商品販売機能	33	33	29	95	63.5%	73.3%	65.9%	67.4%
6.研究開発	3	8	3	14	5.8%	17.8%	6.8%	9.9%
7.税務コスト削減	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
（無回答）	3	0	5	8	5.8%	0.0%	11.4%	5.7%
計	84	93	97	274	－	－	－	－

売上高２位／［所在地：FA］

	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計
中国	7	14	4	25	13.5%	31.1%	9.1%	17.7%
中国（香港）	2	1	1	4	3.8%	2.2%	2.3%	2.8%
中国（上海）	0	1	0	1	0.0%	2.2%	0.0%	0.7%
アメリカ	6	6	7	19	11.5%	13.3%	15.9%	13.5%
北アメリカ	0	1	0	1	0.0%	2.2%	0.0%	0.7%
タイ	11	3	4	18	21.2%	6.7%	9.1%	12.8%
ドイツ	3	3	3	9	5.8%	6.7%	6.8%	6.4%
イギリス	3	2	2	7	5.8%	4.4%	4.5%	5.0%
シンガポール	5	1	1	7	9.6%	2.2%	2.3%	5.0%
台湾	1	2	2	5	1.9%	4.4%	4.5%	3.5%
インドネシア	2	1	2	5	3.8%	2.2%	4.5%	3.5%
オランダ	0	1	3	4	0.0%	2.2%	6.8%	2.8%
マレーシア	0	2	2	4	0.0%	4.4%	4.5%	2.8%
アジア	0	0	2	2	0.0%	0.0%	4.5%	1.4%
ブラジル	0	1	1	2	0.0%	2.2%	2.3%	1.4%
フランス	1	0	1	2	1.9%	0.0%	2.3%	1.4%
韓国	1	0	1	2	1.9%	0.0%	2.3%	1.4%
アイルランド	0	0	1	1	0.0%	0.0%	2.3%	0.7%
デンマーク	0	1	0	1	0.0%	2.2%	0.0%	0.7%
バハマ	0	0	1	1	0.0%	0.0%	2.3%	0.7%
バミューダ	0	1	0	1	0.0%	2.2%	0.0%	0.7%
フィリピン	0	0	1	1	0.0%	0.0%	2.3%	0.7%
ベネズエラ	0	1	0	1	0.0%	2.2%	0.0%	0.7%
ベルギー	0	1	0	1	0.0%	2.2%	0.0%	0.7%
ヨーロッパ	0	1	1	2	0.0%	2.2%	2.3%	1.4%
（無回答）	10	1	4	15	19.2%	2.2%	9.1%	10.6%
計	52	45	44	141	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

売上高２位／［機能：MA］

	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計
1.地域統括機能	4	10	17	31	7.7%	22.2%	38.6%	22.0%
2.マーケティング･物流	7	12	13	32	13.5%	26.7%	29.5%	22.7%
3.原材料の調達	3	6	6	15	5.8%	13.3%	13.6%	10.6%
4.生産機能	13	31	22	66	25.0%	68.9%	50.0%	46.8%
5.商品販売機能	31	30	25	86	59.6%	66.7%	56.8%	61.0%
6.研究開発	2	3	4	9	3.8%	6.7%	9.1%	6.4%
7.税務コスト削減	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
（無回答）	11	1	6	18	21.2%	2.2%	13.6%	12.8%
計	71	93	93	257	－	－	－	－

売上高３位／［所在地：FA］

	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計
中国	10	10	6	26	19.2%	22.2%	13.6%	18.4%
中国（香港）	3	2	1	6	5.8%	4.4%	2.3%	4.3%
中国（北京）	0	1	0	1	0.0%	2.2%	0.0%	0.7%
アメリカ	4	4	3	11	7.7%	8.9%	6.8%	7.8%
北アメリカ	0	1	1	2	0.0%	2.2%	2.3%	1.4%
タイ	0	3	5	8	0.0%	6.7%	11.4%	5.7%
ドイツ	1	1	6	8	1.9%	2.2%	13.6%	5.7%
台湾	2	4	1	7	3.8%	8.9%	2.3%	5.0%
イギリス	3	2	2	7	5.8%	4.4%	4.5%	5.0%
シンガポール	2	2	1	5	3.8%	4.4%	2.3%	3.5%
インドネシア	2	2	0	4	3.8%	4.4%	0.0%	2.8%
フィリピン	2	2	1	5	3.8%	4.4%	2.3%	3.5%
韓国	2	1	1	4	3.8%	2.2%	2.3%	2.8%
ヨーロッパ	0	1	2	3	0.0%	2.2%	4.5%	2.1%
スウェーデン	1	1	0	2	1.9%	2.2%	0.0%	1.4%
ベルギー	0	1	1	2	0.0%	2.2%	2.3%	1.4%
マレーシア	1	0	1	2	1.9%	0.0%	2.3%	1.4%
メキシコ	2	0	0	2	3.8%	0.0%	0.0%	1.4%
オーストラリア	0	1	0	1	0.0%	2.2%	0.0%	0.7%
オランダ	0	0	1	1	0.0%	0.0%	2.3%	0.7%
チェコ	0	1	0	1	0.0%	2.2%	0.0%	0.7%
ハンガリー	0	0	1	1	0.0%	0.0%	2.3%	0.7%
ブラジル	0	0	1	1	0.0%	0.0%	2.3%	0.7%
フランス	0	0	1	1	0.0%	0.0%	2.3%	0.7%
ベトナム	0	1	0	1	0.0%	2.2%	0.0%	0.7%
（無回答）	17	4	8	29	32.7%	8.9%	18.2%	20.6%
計	52	45	44	141	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

売上高 3 位／［機能：MA］

	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計
1.地域統括機能	1	8	5	14	1.9%	17.8%	11.4%	9.9%
2.マーケティング･物流	4	12	11	27	7.7%	26.7%	25.0%	19.1%
3.原材料の調達	2	6	4	12	3.8%	13.3%	9.1%	8.5%
4.生産機能	16	23	24	63	30.8%	51.1%	54.5%	44.7%
5.商品販売機能	25	27	23	75	48.1%	60.0%	52.3%	53.2%
6.研究開発	0	3	2	5	0.0%	6.7%	4.5%	3.5%
7.税務コスト削減	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
（無回答）	18	4	9	31	34.6%	8.9%	20.5%	22.0%
計	66	83	78	227	－	－	－	－

問 1-2　海外事業の売上および利益について[35]

①海外売上比率[36]［SA］

	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計
1.ほとんどない	9	3	3	15	17.3%	6.7%	6.8%	10.6%
2.1割未満	13	13	7	33	25.0%	28.9%	15.9%	23.4%
3.1割から3割未満	12	12	10	34	23.1%	26.7%	22.7%	24.1%
4.3割から5割未満	11	8	12	31	21.2%	17.8%	27.3%	22.0%
5.5割以上	7	9	11	27	13.5%	20.0%	25.0%	19.1%
（無回答）	0	0	1	1	0.0%	0.0%	2.3%	0.7%
計	52	45	44	141	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

[35] 問 1-1①で「2」を選択した企業が回答の対象

[36] 海外売上比率＝現地法人売上高／（現地法人売上高＋国内法人売上高）

②海外利益率［SA］

	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計
1.ほとんどない	14	11	3	28	26.9%	24.4%	6.8%	19.9%
2.1割未満	12	11	9	32	23.1%	24.4%	20.5%	22.7%
3.1割から3割未満	10	10	13	33	19.2%	22.2%	29.5%	23.4%
4.3割から5割未満	8	7	11	26	15.4%	15.6%	25.0%	18.4%
5.5割以上	6	6	7	19	11.5%	13.3%	15.9%	13.5%
（無回答）	2	0	1	3	3.8%	0.0%	2.3%	2.1%
計	52	45	44	141	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

③海外子会社からの配当金の割合［SA］

	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計
1.ほとんどない	22	12	8	42	42.3%	26.7%	18.2%	29.8%
2.1割未満	5	7	5	17	9.6%	15.6%	11.4%	12.1%
3.1割から3割未満	5	7	9	21	9.6%	15.6%	20.5%	14.9%
4.3割から5割未満	3	7	6	16	5.8%	15.6%	13.6%	11.3%
5.5割から7割未満	6	4	10	20	11.5%	8.9%	22.7%	14.2%
6.7割以上	11	8	5	24	21.2%	17.8%	11.4%	17.0%
（無回答）	0	0	1	1	0.0%	0.0%	2.3%	0.7%
計	52	45	44	141	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

設問２　平成 19 年度、20 年度税制改正後の移転価格税制について

問 2-1　移転価格税制の運営について

①税務当局との問題の恐れ（減少したか）[SA]

	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計
1.はい	43	30	22	95	71.7%	60.0%	43.1%	59.0%
2.いいえ	14	16	25	55	23.3%	32.0%	49.0%	34.2%
（無回答）	3	4	4	11	5.0%	8.0%	7.8%	6.8%
計	60	50	51	161	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

②納税業務に要する時間、労力（減少したか）[SA]

	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計
1.はい	35	23	13	71	58.3%	46.0%	25.5%	44.1%
2.いいえ	21	22	32	75	35.0%	44.0%	62.7%	46.6%
（無回答）	4	5	6	15	6.7%	10.0%	11.8%	9.3%
計	60	50	51	161	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

③平成 19 年度の納税での問題有無 [SA]

	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計
1.問題はなかった	55	45	41	141	91.7%	90.0%	80.4%	87.6%
2.問題があった	3	3	3	9	5.0%	6.0%	5.9%	5.6%
（無回答）	2	2	7	11	3.3%	4.0%	13.7%	6.8%
計	60	50	51	161	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

問 2-2　移転価格税制の運用面の問題と要望について

①「相互協議中の納税猶予制度」創設の評価［SA］

	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計
1.課税後の問題点が改善され、高く評価する	11	8	7	26	18.3%	16.0%	13.7%	16.1%
2.概ね評価する	46	39	38	123	76.7%	78.0%	74.5%	76.4%
3.あまり評価できない	1	0	4	5	1.7%	0.0%	7.8%	3.1%
（無回答）	2	3	2	7	3.3%	6.0%	3.9%	4.3%
計	60	50	51	161	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

②移転価格税制の運用をめぐる問題［「YES」の項目を選択[37]］

		100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計
1	国外関連者の範囲に関する判断基準が形式的にすぎる	2	3	13	18	3.3%	6.0%	25.5%	11.2%
2	移転価格の算定方法等のすり合わせに時間を要する	14	14	14	42	23.3%	28.0%	27.5%	26.1%
3	事前確認申請期限の前倒しが行われると負担が重くなる	1	3	7	11	1.7%	6.0%	13.7%	6.8%
4	国外関連者へのサービス提供の定義があいまいである	5	9	14	28	8.3%	18.0%	27.5%	17.4%
5	その他	3	3	10	16	5.0%	6.0%	19.6%	9.9%

[37] 数表の値は「YES」の回答数

設問３　外国税額控除制度、特に海外子会社配当について

問 3-1　外国税額控除制度の利用に関する実態

①外国税額控除限度額の超過［SA］

	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計
1.恒常的に超過している	3	4	2	9	5.0%	8.0%	3.9%	5.6%
2.超過することが多い	3	12	7	22	5.0%	24.0%	13.7%	13.7%
3.超過することは少ない	18	10	20	48	30.0%	20.0%	39.2%	29.8%
4.超過することはほとんどない	23	18	11	52	38.3%	36.0%	21.6%	32.3%
5.外国税額控除の適用がない	10	4	11	25	16.7%	8.0%	21.6%	15.5%
6.その他	1	1	0	2	1.7%	2.0%	0.0%	1.2%
（無回答）	2	1	0	3	3.3%	2.0%	0.0%	1.9%
計	60	50	51	161	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

問 3-2　国外所得免除方式（海外子会社配当の益金不算入制度）の導入の動き

①対象とする受取所得の範囲について［SA］

	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計
1.支店利益など「配当」以外にも拡大するべきである	18	10	12	40	30.0%	20.0%	23.5%	24.8%
2.「配当」に限るべきである	17	11	15	43	28.3%	22.0%	29.4%	26.7%
3.わからない/どちらともいえない	22	28	23	73	36.7%	56.0%	45.1%	45.3%
（無回答）	3	1	1	5	5.0%	2.0%	2.0%	3.1%
計	60	50	51	161	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

②非課税とする受取配当額の割合［SA］

	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計
1.配当額の一定割合とするのが妥当である	27	21	34	82	45.0%	42.0%	66.7%	50.9%
2.配当額からそれを受け取るのにかかった経費を差し引いた額が妥当である	15	12	7	34	25.0%	24.0%	13.7%	21.1%
3.わからない/どちらともいえない	16	16	9	41	26.7%	32.0%	17.6%	25.5%
（無回答）	2	1	1	4	3.3%	2.0%	2.0%	2.5%
計	60	50	51	161	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

③子会社の出資要件[38]［SA］

	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計
1.妥当である	36	28	32	96	60.0%	56.0%	62.7%	59.6%
2.妥当とはいえない	8	5	10	23	13.3%	10.0%	19.6%	14.3%
3.わからない/どちらともいえない	14	16	8	38	23.3%	32.0%	15.7%	23.6%
（無回答）	2	1	1	4	3.3%	2.0%	2.0%	2.5%
計	60	50	51	161	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

[38] 原則 25%以上出資する海外子会社、かつ、株式保有期間が 6 ヶ月以上

④移転価格税制や外国子会社合算税制の運用強化［SA］

	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計
1.妥当である	18	9	5	32	30.0%	18.0%	9.8%	19.9%
2.妥当とはいえない	12	9	22	43	20.0%	18.0%	43.1%	26.7%
3.わからない/どちらともいえない	27	31	23	81	45.0%	62.0%	45.1%	50.3%
（無回答）	3	1	1	5	5.0%	2.0%	2.0%	3.1%
計	60	50	51	161	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

問3-3　海外子会社配当の益金不算入制度が導入された場合の国内への資金還流について

①国内への資金還流の可能性［SA］

	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計
1.海外子会社から親会社への配当を増加（減少）させる考えはない	18	16	13	47	30.0%	32.0%	25.5%	29.2%
2.海外子会社から親会社への配当を増加させる可能性が強い	17	13	24	54	28.3%	26.0%	47.1%	33.5%
3.わからない	22	16	13	51	36.7%	32.0%	25.5%	31.7%
（無回答）	3	5	1	9	5.0%	10.0%	2.0%	5.6%
計	60	50	51	161	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

②海外子会社からの配当を増加（減少）させない理由[39] [SA]

	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計
1.海外事業展開のため、現地子会社での内部留保が必要なため	11	13	9	33	61.1%	81.3%	69.2%	70.2%
2.海外子会社の当該国での配当に係る費用（源泉税等）が高いため	1	0	0	1	5.6%	0.0%	0.0%	2.1%
3.その他	5	2	4	11	27.8%	12.5%	30.8%	23.4%
（無回答）	1	1	0	2	5.6%	6.3%	0.0%	4.3%
計	18	16	13	47	－	－	－	－

③海外子会社からの配当を増加させる理由[40] [SA]

	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計
1.国内における投資、賃金、配当などの源泉を厚くするため	11	4	11	26	64.7%	30.8%	45.8%	48.1%
2.資金移動の自由度が高まるため	2	5	13	20	11.8%	38.5%	54.2%	37.0%
3.国内の資金調達コストが高いため	1	0	1	2	5.9%	0.0%	4.2%	3.7%
4.その他	0	1	0	1	0.0%	7.7%	0.0%	1.9%
（無回答）	4	3	2	9	23.5%	23.1%	8.3%	16.7%
計	18	13	27	58	－	－	－	－

[39] 問 3-3①で「1」を選択した企業が回答の対象
[40] 問 3-3①で「2」を選択した企業が回答の対象

④国内還流した資金の使途[41]

優先順位１位［SA］

	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計
1.配当	7	3	6	16	41.2%	23.1%	25.0%	29.6%
2.設備投資	4	5	9	18	23.5%	38.5%	37.5%	33.3%
3.研究開発投資	3	1	4	8	17.6%	7.7%	16.7%	14.8%
4.債務返済	2	2	4	8	11.8%	15.4%	16.7%	14.8%
5.従業員給料	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6.金融市場で運用	1	2	0	3	5.9%	15.4%	0.0%	5.6%
7.その他	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
（無回答）	0	0	1	1	0.0%	0.0%	4.2%	1.9%
計	17	13	24	54	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

優先順位２位［SA］

	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計
1.配当	3	2	3	8	17.6%	15.4%	12.5%	14.8%
2.設備投資	7	2	8	17	41.2%	15.4%	33.3%	31.5%
3.研究開発投資	4	6	6	16	23.5%	46.2%	25.0%	29.6%
4.債務返済	3	3	5	11	17.6%	23.1%	20.8%	20.4%
5.従業員給料	0	0	1	1	0.0%	0.0%	4.2%	1.9%
6.金融市場で運用	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7.その他	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
（無回答）	0	0	1	1	0.0%	0.0%	4.2%	1.9%
計	17	13	24	54	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

[41] 問 3-3①で「2」を選択した企業が回答の対象

優先順位３位 [SA]

	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計
1.配当	3	4	4	11	17.6%	30.8%	16.7%	20.4%
2.設備投資	3	3	1	7	17.6%	23.1%	4.2%	13.0%
3.研究開発投資	4	2	6	12	23.5%	15.4%	25.0%	22.2%
4.債務返済	1	0	6	7	5.9%	0.0%	25.0%	13.0%
5.従業員給料	2	1	0	3	11.8%	7.7%	0.0%	5.6%
6.金融市場で運用	1	1	1	3	5.9%	7.7%	4.2%	5.6%
7.その他	2	1	1	4	11.8%	7.7%	4.2%	7.4%
（無回答）	1	1	5	7	5.9%	7.7%	20.8%	13.0%
計	17	13	24	54	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

⑤海外子会社の役割に変化が生じる可能性[42]

		100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計
海外子会社の比重が高まる	1.はい	4	5	3	12	23.5%	38.5%	12.5%	22.2%
	2.いいえ	0	0	1	1	0.0%	0.0%	4.2%	1.9%
	3.変わらない	12	5	19	36	70.6%	38.5%	79.2%	66.7%
	4.わからない	1	3	1	5	5.9%	23.1%	4.2%	9.3%
	（無回答）	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	計	17	13	24	54	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
海外子会社の財務機能が強まる	1.はい	1	2	1	4	5.9%	15.4%	4.2%	7.4%
	2.いいえ	1	2	1	4	5.9%	15.4%	4.2%	7.4%
	3.変わらない	14	6	19	39	82.4%	46.2%	79.2%	72.2%
	4.わからない	1	3	3	7	5.9%	23.1%	12.5%	13.0%
	（無回答）	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	計	17	13	24	54	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
海外子会社の生産機能や販売機能が強まる	1.はい	3	3	1	7	17.6%	23.1%	4.2%	13.0%
	2.いいえ	0	0	1	1	0.0%	0.0%	4.2%	1.9%
	3.変わらない	12	8	21	41	70.6%	61.5%	87.5%	75.9%
	4.わからない	2	2	1	5	11.8%	15.4%	4.2%	9.3%
	（無回答）	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	計	17	13	24	54	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
海外子会社の研究開発機能が強まる	1.はい	1	1	1	3	5.9%	7.7%	4.2%	5.6%
	2.いいえ	0	1	1	2	0.0%	7.7%	4.2%	3.7%
	3.変わらない	15	8	21	44	88.2%	61.5%	87.5%	81.5%
	4.わからない	1	3	0	4	5.9%	23.1%	0.0%	7.4%
	（無回答）	0	0	1	1	0.0%	0.0%	4.2%	1.9%
	計	17	13	24	54	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
その他	1.はい	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	2.いいえ	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	3.変わらない	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	4.わからない	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	（無回答）	17	13	24	54	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	計	17	13	24	54	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

[42] 問 3-3①で「2」を選択した企業が回答の対象

設問４　外国子会社合算税制（タックス･ヘイブン対策税制）について

問 4-1　タックスヘイブン対策税制をめぐる問題［「YES」の項目を選択[43]］

		100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計
1	軽課税国の判定基準（現行：実効税率25%以下）を引き下げるべきである	19	22	35	76	31.7%	44.0%	68.6%	47.2%
2	軽課税国を直接指定する「指定国制度」を復活するべきである	8	11	18	37	13.3%	22.0%	35.3%	23.0%
3	合算課税の対象子会社･孫会社の範囲は見直しが必要である	3	1	6	10	5.0%	2.0%	11.8%	6.2%
4	欠損金のある特定外国子会社も合算の対象とするべきである	8	10	14	32	13.3%	20.0%	27.5%	19.9%
5	適用対象事業年度以前に発生した欠損金の繰越控除を認めるべきである	6	5	14	25	10.0%	10.0%	27.5%	15.5%
6	その他	0	2	7	9	0.0%	4.0%	13.7%	5.6%

設問５　過少資本税制について

問 5-1　過少資本税制に関する問題点

	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計	100億円未満	100億円以上300億円未満	300億円以上	計
1. とくに問題は感じていない	42	36	38	116	70.0%	72.0%	74.5%	72.0%
2. 問題はあると思うが、当社では不都合は生じない	13	12	9	34	21.7%	24.0%	17.6%	21.1%
3. 問題と感じる事柄がある	1	0	0	1	1.7%	0.0%	0.0%	0.6%
4. その他	0	0	2	2	0.0%	0.0%	3.9%	1.2%
（無回答）	4	2	2	8	6.7%	4.0%	3.9%	5.0%
計	60	50	51	161	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

[43] 数表の値は「YES」の回答数

■ 業種別

設問１　海外での事業の展開状況について

問 1-1　海外事業展開および海外現地法人（海外子会社）について

①海外展開の現況について［MA］

	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計
1.海外に支店網や工場を展開して海外での事業を進めている	1	20	9	5	35	11.1%	33.9%	17.0%	12.5%	21.7%
2.海外現地法人を設立して国際的な事業活動を行っている	6	55	46	34	141	66.7%	93.2%	86.8%	85.0%	87.6%
3.上記のような海外展開は行っていない	2	0	4	5	11	22.2%	0.0%	7.5%	12.5%	6.8%
4.その他	0	1	1	1	3	0.0%	1.7%	1.9%	2.5%	1.9%
（無回答）	0	1	1	0	2	0.0%	1.7%	1.9%	0.0%	1.2%
計	9	77	61	45	192	－	－	－	－	－

②海外現地法人の所在地と機能[44]

売上高１位／［所在地：FA］

	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計
アメリカ	1	26	22	14	63	16.7%	47.3%	47.8%	41.2%	44.7%
北アメリカ	0	0	2	1	3	0.0%	0.0%	4.3%	2.9%	2.1%
中国	1	9	5	11	26	16.7%	16.4%	10.9%	32.4%	18.4%
中国（香港）	0	0	0	4	4	0.0%	0.0%	0.0%	11.8%	2.8%
タイ	1	3	3	1	8	16.7%	5.5%	6.5%	2.9%	5.7%
ドイツ	0	3	1	1	5	0.0%	5.5%	2.2%	2.9%	3.5%
オーストラリア	0	0	3	1	4	0.0%	0.0%	6.5%	2.9%	2.8%
シンガポール	1	2	1	0	4	16.7%	3.6%	2.2%	0.0%	2.8%
韓国	0	0	2	1	3	0.0%	0.0%	4.3%	2.9%	2.1%
台湾	1	2	0	0	3	16.7%	3.6%	0.0%	0.0%	2.1%
オランダ	0	1	1	0	2	0.0%	1.8%	2.2%	0.0%	1.4%
フランス	0	2	0	0	2	0.0%	3.6%	0.0%	0.0%	1.4%
マレーシア	1	1	0	0	2	16.7%	1.8%	0.0%	0.0%	1.4%
アジア	0	2	0	0	2	0.0%	3.6%	0.0%	0.0%	1.4%
イタリア	0	1	0	0	1	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%	0.7%
インド	0	1	0	0	1	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%	0.7%
インドネシア	0	0	1	0	1	0.0%	0.0%	2.2%	0.0%	0.7%
ハンガリー	0	1	0	0	1	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%	0.7%
フィンランド	0	0	1	0	1	0.0%	0.0%	2.2%	0.0%	0.7%
ベトナム	0	0	1	0	1	0.0%	0.0%	2.2%	0.0%	0.7%
メキシコ	0	0	1	0	1	0.0%	0.0%	2.2%	0.0%	0.7%
（無回答）	0	1	2	0	3	0.0%	1.8%	4.3%	0.0%	2.1%
計	6	55	46	34	141	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

[44] 問 1-1①で「2」を選択した企業が回答の対象

売上高１位／［機能：MA］

	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計
1.地域統括機能	1	19	5	5	30	16.7%	34.5%	10.9%	14.7%	21.3%
2.マーケティング･物流	0	19	8	10	37	0.0%	34.5%	17.4%	29.4%	26.2%
3.原材料の調達	0	7	4	3	14	0.0%	12.7%	8.7%	8.8%	9.9%
4.生産機能	0	38	31	7	76	0.0%	69.1%	67.4%	20.6%	53.9%
5.商品販売機能	2	39	31	23	95	33.3%	70.9%	67.4%	67.6%	67.4%
6.研究開発	0	8	6	0	14	0.0%	14.5%	13.0%	0.0%	9.9%
7.税務コスト削減	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
（無回答）	3	1	3	1	8	50.0%	1.8%	6.5%	2.9%	5.7%
計	6	131	88	49	274	－	－	－	－	－

売上高２位／［所在地：FA］

	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計
中国	0	12	8	5	25	0.0%	21.8%	17.4%	14.7%	17.7%
中国（香港）	0	2	0	2	4	0.0%	3.6%	0.0%	5.9%	2.8%
中国（上海）	0	0	0	1	1	0.0%	0.0%	0.0%	2.9%	0.7%
アメリカ	0	6	10	3	19	0.0%	10.9%	21.7%	8.8%	13.5%
北アメリカ	0	1	0	0	1	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%	0.7%
タイ	1	7	5	5	18	16.7%	12.7%	10.9%	14.7%	12.8%
ドイツ	0	8	1	0	9	0.0%	14.5%	2.2%	0.0%	6.4%
イギリス	0	3	2	2	7	0.0%	5.5%	4.3%	5.9%	5.0%
シンガポール	1	3	1	2	7	16.7%	5.5%	2.2%	5.9%	5.0%
台湾	0	2	3	0	5	0.0%	3.6%	6.5%	0.0%	3.5%
インドネシア	1	1	3	0	5	16.7%	1.8%	6.5%	0.0%	3.5%
オランダ	0	2	1	1	4	0.0%	3.6%	2.2%	2.9%	2.8%
マレーシア	1	1	2	0	4	16.7%	1.8%	4.3%	0.0%	2.8%
アジア	0	0	1	1	2	0.0%	0.0%	2.2%	2.9%	1.4%
ブラジル	0	0	2	0	2	0.0%	0.0%	4.3%	0.0%	1.4%
フランス	0	1	1	0	2	0.0%	1.8%	2.2%	0.0%	1.4%
韓国	0	1	1	0	2	0.0%	1.8%	2.2%	0.0%	1.4%
アイルランド	0	0	0	1	1	0.0%	0.0%	0.0%	2.9%	0.7%
デンマーク	0	1	0	0	1	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%	0.7%
バハマ	0	0	0	1	1	0.0%	0.0%	0.0%	2.9%	0.7%
バミューダ	1	0	0	0	1	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%
フィリピン	0	0	1	0	1	0.0%	0.0%	2.2%	0.0%	0.7%
ベネズエラ	0	1	0	0	1	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%	0.7%
ベルギー	0	0	1	0	1	0.0%	0.0%	2.2%	0.0%	0.7%
ヨーロッパ	0	2	0	0	2	0.0%	3.6%	0.0%	0.0%	1.4%
（無回答）	1	1	3	10	15	16.7%	1.8%	6.5%	29.4%	10.6%
計	6	55	46	34	141	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

売上高２位／［機能：MA］

	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計
1.地域統括機能	1	21	4	5	31	16.7%	38.2%	8.7%	14.7%	22.0%
2.マーケティング･物流	0	18	5	9	32	0.0%	32.7%	10.9%	26.5%	22.7%
3.原材料の調達	0	8	3	4	15	0.0%	14.5%	6.5%	11.8%	10.6%
4.生産機能	0	30	33	3	66	0.0%	54.5%	71.7%	8.8%	46.8%
5.商品販売機能	2	42	27	15	86	33.3%	76.4%	58.7%	44.1%	61.0%
6.研究開発	0	6	2	1	9	0.0%	10.9%	4.3%	2.9%	6.4%
7.税務コスト削減	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
（無回答）	3	1	4	10	18	50.0%	1.8%	8.7%	29.4%	12.8%
計	6	126	78	47	257	－	－	－	－	－

売上高３位／［所在地：FA］

	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計
中国	0	10	12	4	26	0.0%	18.2%	26.1%	11.8%	18.4%
中国（香港）	0	2	1	3	6	0.0%	3.6%	2.2%	8.8%	4.3%
中国（北京）	0	0	0	1	1	0.0%	0.0%	0.0%	2.9%	0.7%
アメリカ	0	9	1	1	11	0.0%	16.4%	2.2%	2.9%	7.8%
北アメリカ	0	2	0	0	2	0.0%	3.6%	0.0%	0.0%	1.4%
タイ	0	5	3	0	8	0.0%	9.1%	6.5%	0.0%	5.7%
ドイツ	0	4	4	0	8	0.0%	7.3%	8.7%	0.0%	5.7%
台湾	0	1	3	3	7	0.0%	1.8%	6.5%	8.8%	5.0%
イギリス	0	4	0	3	7	0.0%	7.3%	0.0%	8.8%	5.0%
シンガポール	1	1	0	3	5	16.7%	1.8%	0.0%	8.8%	3.5%
インドネシア	0	2	2	0	4	0.0%	3.6%	4.3%	0.0%	2.8%
フィリピン	3	2	0	0	5	50.0%	3.6%	0.0%	0.0%	3.5%
韓国	0	1	3	0	4	0.0%	1.8%	6.5%	0.0%	2.8%
ヨーロッパ	0	1	1	1	3	0.0%	1.8%	2.2%	2.9%	2.1%
スウェーデン	0	2	0	0	2	0.0%	3.6%	0.0%	0.0%	1.4%
ベルギー	0	1	1	0	2	0.0%	1.8%	2.2%	0.0%	1.4%
マレーシア	0	1	1	0	2	0.0%	1.8%	2.2%	0.0%	1.4%
メキシコ	0	1	1	0	2	0.0%	1.8%	2.2%	0.0%	1.4%
オーストラリア	0	0	1	0	1	0.0%	0.0%	2.2%	0.0%	0.7%
オランダ	0	0	1	0	1	0.0%	0.0%	2.2%	0.0%	0.7%
チェコ	0	1	0	0	1	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%	0.7%
ハンガリー	0	1	0	0	1	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%	0.7%
ブラジル	0	0	1	0	1	0.0%	0.0%	2.2%	0.0%	0.7%
フランス	0	1	0	0	1	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%	0.7%
ベトナム	0	0	1	0	1	0.0%	0.0%	2.2%	0.0%	0.7%
（無回答）	2	3	9	15	29	33.3%	5.5%	19.6%	44.1%	20.6%
計	6	55	46	34	141	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

売上高 3 位／［機能：MA］

	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計
1.地域統括機能	1	10	0	3	14	16.7%	18.2%	0.0%	8.8%	9.9%
2.マーケティング･物流	0	16	4	7	27	0.0%	29.1%	8.7%	20.6%	19.1%
3.原材料の調達	0	7	3	2	12	0.0%	12.7%	6.5%	5.9%	8.5%
4.生産機能	1	33	28	1	63	16.7%	60.0%	60.9%	2.9%	44.7%
5.商品販売機能	1	38	23	13	75	16.7%	69.1%	50.0%	38.2%	53.2%
6.研究開発	0	3	1	1	5	0.0%	5.5%	2.2%	2.9%	3.5%
7.税務コスト削減	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
（無回答）	3	3	10	15	31	50.0%	5.5%	21.7%	44.1%	22.0%
計	6	110	69	42	227	－	－	－	－	－

問 1-2　海外事業の売上および利益について[45]

①海外売上比率[46]［SA］

	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計
1.ほとんどない	1	2	3	9	15	16.7%	3.6%	6.5%	26.5%	10.6%
2.1割未満	4	5	13	11	33	66.7%	9.1%	28.3%	32.4%	23.4%
3.1割から3割未満	1	11	13	9	34	16.7%	20.0%	28.3%	26.5%	24.1%
4.3割から5割未満	0	16	12	3	31	0.0%	29.1%	26.1%	8.8%	22.0%
5.5割以上	0	20	5	2	27	0.0%	36.4%	10.9%	5.9%	19.1%
（無回答）	0	1	0	0	1	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%	0.7%
計	6	55	46	34	141	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

45 問 1-1①で「2」を選択した企業が回答の対象

46 海外売上比率＝現地法人売上高／（現地法人売上高＋国内法人売上高）

②海外利益率［SA］

	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計
1.ほとんどない	2	6	9	11	28	33.3%	10.9%	19.6%	32.4%	19.9%
2.1割未満	3	6	11	12	32	50.0%	10.9%	23.9%	35.3%	22.7%
3.1割から3割未満	1	16	11	5	33	16.7%	29.1%	23.9%	14.7%	23.4%
4.3割から5割未満	0	12	10	4	26	0.0%	21.8%	21.7%	11.8%	18.4%
5.5割以上	0	12	5	2	19	0.0%	21.8%	10.9%	5.9%	13.5%
（無回答）	0	3	0	0	3	0.0%	5.5%	0.0%	0.0%	2.1%
計	6	55	46	34	141	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

③海外子会社からの配当金の割合［SA］

	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計
1.ほとんどない	3	7	15	17	42	50.0%	12.7%	32.6%	50.0%	29.8%
2.1割未満	0	6	7	4	17	0.0%	10.9%	15.2%	11.8%	12.1%
3.1割から3割未満	1	6	10	4	21	16.7%	10.9%	21.7%	11.8%	14.9%
4.3割から5割未満	1	9	5	1	16	16.7%	16.4%	10.9%	2.9%	11.3%
5.5割から7割未満	0	10	7	3	20	0.0%	18.2%	15.2%	8.8%	14.2%
6.7割以上	1	16	2	5	24	16.7%	29.1%	4.3%	14.7%	17.0%
（無回答）	0	1	0	0	1	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%	0.7%
計	6	55	46	34	141	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

設問２　平成 19 年度、20 年度税制改正後の移転価格税制について

問 2-1　移転価格税制の運営について

①税務当局との問題の恐れ（減少したか）[SA]

	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計
1.はい	5	32	38	20	95	55.6%	54.2%	71.7%	50.0%	59.0%
2.いいえ	2	24	15	14	55	22.2%	40.7%	28.3%	35.0%	34.2%
（無回答）	2	3	0	6	11	22.2%	5.1%	0.0%	15.0%	6.8%
計	9	59	53	40	161	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

②納税業務に要する時間、労力（減少したか）[SA]

	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計
1.はい	5	22	27	17	71	55.6%	37.3%	50.9%	42.5%	44.1%
2.いいえ	2	32	25	16	75	22.2%	54.2%	47.2%	40.0%	46.6%
（無回答）	2	5	1	7	15	22.2%	8.5%	1.9%	17.5%	9.3%
計	9	59	53	40	161	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

③平成 19 年度の納税での問題有無 [SA]

	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計
1.問題はなかった	9	52	48	32	141	100.0%	88.1%	90.6%	80.0%	87.6%
2.問題があった	0	3	4	2	9	0.0%	5.1%	7.5%	5.0%	5.6%
（無回答）	0	4	1	6	11	0.0%	6.8%	1.9%	15.0%	6.8%
計	9	59	53	40	161	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

問 2-2　移転価格税制の運用面の問題と要望について

①「相互協議中の納税猶予制度」創設の評価［SA］

	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計
1.課税後の問題点が改善され、高く評価する	0	10	11	5	26	0.0%	16.9%	20.8%	12.5%	16.1%
2.概ね評価する	6	47	41	29	123	66.7%	79.7%	77.4%	72.5%	76.4%
3.あまり評価できない	1	1	1	2	5	11.1%	1.7%	1.9%	5.0%	3.1%
（無回答）	2	1	0	4	7	22.2%	1.7%	0.0%	10.0%	4.3%
計	9	59	53	40	161	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

②移転価格税制の運用をめぐる問題［「YES」の項目を選択[47]］

		建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計
1	国外関連者の範囲に関する判断基準が形式的にすぎる	0	12	3	3	18	0.0%	20.3%	5.7%	7.5%	11.2%
2	移転価格の算定方法等のすり合わせに時間を要する	1	23	12	6	42	11.1%	39.0%	22.6%	15.0%	26.1%
3	事前確認申請期限の前倒しが行われると負担が重くなる	0	8	1	2	11	0.0%	13.6%	1.9%	5.0%	6.8%
4	国外関連者へのサービス提供の定義があいまいである	2	14	8	4	28	22.2%	23.7%	15.1%	10.0%	17.4%
5	その他	0	9	3	4	16	0.0%	15.3%	5.7%	10.0%	9.9%

[47] 数表の値は「YES」の回答数

設問３　外国税額控除制度、特に海外子会社配当について

問 3-1　外国税額控除制度の利用に関する実態

①外国税額控除限度額の超過［SA］

	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計
1.恒常的に超過している	0	5	3	1	9	0.0%	8.5%	5.7%	2.5%	5.6%
2.超過することが多い	1	10	9	2	22	11.1%	16.9%	17.0%	5.0%	13.7%
3.超過することは少ない	1	21	18	8	48	11.1%	35.6%	34.0%	20.0%	29.8%
4.超過することはほとんどない	3	15	16	18	52	33.3%	25.4%	30.2%	45.0%	32.3%
5.外国税額控除の適用がない	4	6	6	9	25	44.4%	10.2%	11.3%	22.5%	15.5%
6.その他	0	1	1	0	2	0.0%	1.7%	1.9%	0.0%	1.2%
（無回答）	0	1	0	2	3	0.0%	1.7%	0.0%	5.0%	1.9%
計	9	59	53	40	161	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

問 3-2　国外所得免除方式（海外子会社配当の益金不算入制度）の導入の動き

①対象とする受取所得の範囲について［SA］

	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計
1.支店利益など「配当」以外にも拡大するべきである	1	16	15	8	40	11.1%	27.1%	28.3%	20.0%	24.8%
2.「配当」に限るべきである	1	16	19	7	43	11.1%	27.1%	35.8%	17.5%	26.7%
3.わからない/どちらともいえない	7	25	19	22	73	77.8%	42.4%	35.8%	55.0%	45.3%
（無回答）	0	2	0	3	5	0.0%	3.4%	0.0%	7.5%	3.1%
計	9	59	53	40	161	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

②非課税とする受取配当額の割合［SA］

	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計
1.配当額の一定割合とするのが妥当である	2	29	31	20	82	22.2%	49.2%	58.5%	50.0%	50.9%
2.配当額からそれを受け取るのにかかった経費を差し引いた額が妥当である	2	14	11	7	34	22.2%	23.7%	20.8%	17.5%	21.1%
3.わからない/どちらともいえない	5	14	11	11	41	55.6%	23.7%	20.8%	27.5%	25.5%
（無回答）	0	2	0	2	4	0.0%	3.4%	0.0%	5.0%	2.5%
計	9	59	53	40	161	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

③子会社の出資要件[48]［SA］

	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計
1.妥当である	3	37	39	17	96	33.3%	62.7%	73.6%	42.5%	59.6%
2.妥当とはいえない	3	8	4	8	23	33.3%	13.6%	7.5%	20.0%	14.3%
3.わからない/どちらともいえない	3	12	10	13	38	33.3%	20.3%	18.9%	32.5%	23.6%
（無回答）	0	2	0	2	4	0.0%	3.4%	0.0%	5.0%	2.5%
計	9	59	53	40	161	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

④移転価格税制や外国子会社合算税制の運用強化［SA］

	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計
1.妥当である	3	12	9	8	32	33.3%	20.3%	17.0%	20.0%	19.9%
2.妥当とはいえない	2	18	16	7	43	22.2%	30.5%	30.2%	17.5%	26.7%
3.わからない/どちらともいえない	4	27	28	22	81	44.4%	45.8%	52.8%	55.0%	50.3%
（無回答）	0	2	0	3	5	0.0%	3.4%	0.0%	7.5%	3.1%
計	9	59	53	40	161	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

[48] 原則 25%以上出資する海外子会社、かつ、株式保有期間が 6 ヶ月以上

問 3-3　海外子会社配当の益金不算入制度が導入された場合の国内への資金還流について

①国内への資金還流の可能性［SA］

	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計
1.海外子会社から親会社への配当を増加（減少）させる考えはない	3	22	13	9	47	33.3%	37.3%	24.5%	22.5%	29.2%
2.海外子会社から親会社への配当を増加させる可能性が強い	2	22	18	12	54	22.2%	37.3%	34.0%	30.0%	33.5%
3.わからない	4	13	18	16	51	44.4%	22.0%	34.0%	40.0%	31.7%
（無回答）	0	2	4	3	9	0.0%	3.4%	7.5%	7.5%	5.6%
計	9	59	53	40	161	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

②海外子会社からの配当を増加（減少）させない理由[49]［SA］

	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計
1.海外事業展開のため、現地子会社での内部留保が必要なため	1	14	12	6	33	33.3%	63.6%	92.3%	66.7%	70.2%
2.海外子会社の当該国での配当に係る費用（源泉税等）が高いため	0	1	0	0	1	0.0%	4.5%	0.0%	0.0%	2.1%
3.その他	2	6	1	2	11	66.7%	27.3%	7.7%	22.2%	23.4%
（無回答）	0	1	0	1	2	0.0%	4.5%	0.0%	11.1%	4.3%
計	3	22	13	9	47	－	－	－	－	－

[49] 問 3-3①で「1」を選択した企業が回答の対象

③海外子会社からの配当を増加させる理由[50] [SA]

	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計
1.国内における投資、賃金、配当などの源泉を厚くするため	1	11	9	5	26	50.0%	50.0%	50.0%	41.7%	48.1%
2.資金移動の自由度が高まるため	0	8	8	4	20	0.0%	36.4%	44.4%	33.3%	37.0%
3.国内の資金調達コストが高いため	0	1	1	0	2	0.0%	4.5%	5.6%	0.0%	3.7%
4.その他	0	0	0	1	1	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	1.9%
（無回答）	1	4	2	2	9	50.0%	18.2%	11.1%	16.7%	16.7%
計	2	24	20	12	58	－	－	－	－	－

④国内還流した資金の使途[51]

優先順位１位 [SA]

	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計
1.配当	1	9	3	3	16	50.0%	40.9%	16.7%	25.0%	29.6%
2.設備投資	0	6	10	2	18	0.0%	27.3%	55.6%	16.7%	33.3%
3.研究開発投資	0	5	2	1	8	0.0%	22.7%	11.1%	8.3%	14.8%
4.債務返済	0	2	2	4	8	0.0%	9.1%	11.1%	33.3%	14.8%
5.従業員給料	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6.金融市場で運用	1	0	0	2	3	50.0%	0.0%	0.0%	16.7%	5.6%
7.その他	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
（無回答）	0	0	1	0	1	0.0%	0.0%	5.6%	0.0%	1.9%
計	2	22	18	12	54	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

[50] 問 3-3①で「2」を選択した企業が回答の対象
[51] 問 3-3①で「2」を選択した企業が回答の対象

優先順位２位 [SA]

	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計
1.配当	1	1	3	3	8	50.0%	4.5%	16.7%	25.0%	14.8%
2.設備投資	0	11	3	3	17	0.0%	50.0%	16.7%	25.0%	31.5%
3.研究開発投資	1	8	6	1	16	50.0%	36.4%	33.3%	8.3%	29.6%
4.債務返済	0	2	4	5	11	0.0%	9.1%	22.2%	41.7%	20.4%
5.従業員給料	0	0	1	0	1	0.0%	0.0%	5.6%	0.0%	1.9%
6.金融市場で運用	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7.その他	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
（無回答）	0	0	1	0	1	0.0%	0.0%	5.6%	0.0%	1.9%
計	2	22	18	12	54	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

優先順位３位 [SA]

	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計
1.配当	0	6	2	3	11	0.0%	27.3%	11.1%	25.0%	20.4%
2.設備投資	0	3	3	1	7	0.0%	13.6%	16.7%	8.3%	13.0%
3.研究開発投資	0	7	5	0	12	0.0%	31.8%	27.8%	0.0%	22.2%
4.債務返済	1	1	4	1	7	50.0%	4.5%	22.2%	8.3%	13.0%
5.従業員給料	0	0	0	3	3	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	5.6%
6.金融市場で運用	0	1	1	1	3	0.0%	4.5%	5.6%	8.3%	5.6%
7.その他	0	1	2	1	4	0.0%	4.5%	11.1%	8.3%	7.4%
（無回答）	1	3	1	2	7	50.0%	13.6%	5.6%	16.7%	13.0%
計	2	22	18	12	54	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

⑤海外子会社の役割に変化が生じる可能性[52]

		建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計
海外子会社の比重が高まる	1. はい	1	6	2	3	12	50.0%	27.3%	11.1%	25.0%	22.2%
	2. いいえ	1	0	0	0	1	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%
	3. 変わらない	0	13	15	8	36	0.0%	59.1%	83.3%	66.7%	66.7%
	4. わからない	0	3	1	1	5	0.0%	13.6%	5.6%	8.3%	9.3%
	（無回答）	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	計	2	22	18	12	54	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
海外子会社の財務機能が強まる	1. はい	1	1	2	0	4	50.0%	4.5%	11.1%	0.0%	7.4%
	2. いいえ	1	3	0	0	4	50.0%	13.6%	0.0%	0.0%	7.4%
	3. 変わらない	0	15	14	10	39	0.0%	68.2%	77.8%	83.3%	72.2%
	4. わからない	0	3	2	2	7	0.0%	13.6%	11.1%	16.7%	13.0%
	（無回答）	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	計	2	22	18	12	54	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
海外子会社の生産機能や販売機能が強まる	1. はい	1	2	3	1	7	50.0%	9.1%	16.7%	8.3%	13.0%
	2. いいえ	1	0	0	0	1	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%
	3. 変わらない	0	18	13	10	41	0.0%	81.8%	72.2%	83.3%	75.9%
	4. わからない	0	2	2	1	5	0.0%	9.1%	11.1%	8.3%	9.3%
	（無回答）	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	計	2	22	18	12	54	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
海外子会社の研究開発機能が強まる	1. はい	1	0	2	0	3	50.0%	0.0%	11.1%	0.0%	5.6%
	2. いいえ	1	1	0	0	2	50.0%	4.5%	0.0%	0.0%	3.7%
	3. 変わらない	0	17	15	12	44	0.0%	77.3%	83.3%	100.0%	81.5%
	4. わからない	0	3	1	0	4	0.0%	13.6%	5.6%	0.0%	7.4%
	（無回答）	0	1	0	0	1	0.0%	4.5%	0.0%	0.0%	1.9%
	計	2	22	18	12	54	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
その他	1. はい	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	2. いいえ	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	3. 変わらない	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	4. わからない	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	（無回答）	2	22	18	12	54	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	計	2	22	18	12	54	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

[52] 問 3-3①で「2」を選択した企業が回答の対象

設問４　外国子会社合算税制（タックス･ヘイブン対策税制）について

問 4-1　タックスヘイブン対策税制をめぐる問題［「YES」の項目を選択[53]］

		建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計
1	軽課税国の判定基準（現行：実効税率25%以下）を引き下げるべきである	2	34	23	17	76	22.2%	57.6%	43.4%	42.5%	47.2%
2	軽課税国を直接指定する「指定国制度」を復活するべきである	2	18	12	5	37	22.2%	30.5%	22.6%	12.5%	23.0%
3	合算課税の対象子会社･孫会社の範囲は見直しが必要である	0	4	1	5	10	0.0%	6.8%	1.9%	12.5%	6.2%
4	欠損金のある特定外国子会社も合算の対象とするべきである	2	17	5	8	32	22.2%	28.8%	9.4%	20.0%	19.9%
5	適用対象事業年度以前に発生した欠損金の繰越控除を認めるべきである	2	10	6	7	25	22.2%	16.9%	11.3%	17.5%	15.5%
6	その他	0	5	3	1	9	0.0%	8.5%	5.7%	2.5%	5.6%

設問５　過少資本税制について

問 5-1　過少資本税制に関する問題点

	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計	建設業	製造業（機械）	製造業（機械以外）	商業・サービス	計
1. とくに問題は感じていない	6	43	39	28	116	66.7%	72.9%	73.6%	70.0%	72.0%
2. 問題はあると思うが、当社では不都合は生じない	1	13	11	9	34	11.1%	22.0%	20.8%	22.5%	21.1%
3. 問題と感じる事柄がある	0	0	1	0	1	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	0.6%
4. その他	0	0	1	1	2	0.0%	0.0%	1.9%	2.5%	1.2%
（無回答）	2	3	1	2	8	22.2%	5.1%	1.9%	5.0%	5.0%
計	9	59	53	40	161	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

[53] 数表の値は「YES」の回答数

国際租税制度に関する調査研究報告書

発　行　　平成 21 年 3 月

発行者　　財団法人　国際経済交流財団
〒104-0061
東京都中央区銀座 5 丁目 15 番 8 号
時事通信ビル 11 階
電　話　03-5565-4821

委託先　財団法人　企業活力研究所
〒105-0001
東京都港区虎ノ門 1 丁目 5 番 16 号
晩翠ビル 5 階
電　話　03-3503-7671